

人々を魅了し歴史・文化・暮らしを育む
風格ある景観を形成するまち



松島町景観計画



平成26年3月

松島町

Matsushima

はじめに

景観への配慮といった要素は、高度経済成長の過程では、合理性や経済性が優先され、さらに建築基準法も社会的要請に答えるよう緩和規定を設け、建物は敷地をいかに高容積で利用するかを優先するようになり、軽視されるようになりました。

一方、昭和 55 年頃から各地で景観を保全するための自主規制を制定する自治体が多くなりました。しかし、法律による委任規定のない自主規制では、法的根拠が明確ではなく、有効性を保証するため、平成 16 年度に景観法が制定されました。同法では、「美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現」が目的にあげられています（第 1 条）。

現代は都市や街路空間を考える上で景観が問われる時代です。建築基準法などの法の枠組みの中で容積率等が規制されるため、建築物の高さや規模がある程度そろっています。しかし、それは景観を意識したものではなく、規制によって結果として統一的な景観が形成されているに過ぎず、よく観察すれば色や質感などは不統一で看板や電柱の配置も無造作であり、雑然とした街路空間となっています。

こうした中、本町としましては、松島の景観を継承し魅力をさらに高めるため、平成 21 年 4 月に景観行政団体となり計画の策定を進めてまいりました。一方、平成 25 年 3 月に改訂した松島町観光振興計画においては、「美しい景観 美しいおもてなし 美しいくらし」を将来像の実現の一步となるよう掲げ、景観形成の推進を図ることとしています。さらには平成 25 年 12 月に松島湾が日本で初めて「世界で最も美しい湾クラブ」に加盟したことにより、国内外に向けての観光交流の促進が期待されており、景観まちづくりの取り組みはさらに重要性を増しています。

芭蕉は『奥の細道』の序文で「しだいに年も暮れて、春になり、霞がかかる空をながめながら、ふと白河の関を越えてみようかなど」と思うと、さっそく「そぞろ神」がのりうつって心を乱し、おまけに道祖神の手招きにあっては、取るものも手につかない有様である。そうしたわけで、ももひきの破れをつくろい、笠の緒を付けかえ、三里のつぼに灸をすえて旅支度をはじめると、さっそくながら、松島の名月がまず気にかかりて、、、」とあり、松島に行くことを『奥の細道』の旅の大きな目的の一つとしていた事がわかります。

先人たちが憧れ、思いを馳せた松島の景観は、今の時代も国内だけではなく、世界を魅了し続ける貴重な財産です。良好な景観形成を図り、この地で生活を営む人々が想い愛でた景観を未来の“松島人”へ引き継いで行くことは、今の時代を生きる人々にとって課せられた責務と考え、景観計画を策定いたしました。

松島町景観計画

平成26年3月

松 島 町

松島町景観計画 目 次

序章 景観計画の概要	1
1. 景観計画策定の目的	1
2. 景観とは	2
3. 景観計画の位置付け	3
4. 景観に関する町民の意識	4
5. 景観計画の構成	5
第1章 景観特性と課題	7
1. 松島町の概要	7
2. 景観の課題	19
第2章 景観計画の理念と目標	20
1. 基本理念	20
2. 基本目標	21
3. 景観形成の基本方針	21
第3章 景観計画の区域・区分	22
1. 景観計画の区域	22
2. 区域区分と個別の景観要素の体系	23
3. 景域とゾーン設定	24
4. 景観要素	26
第4章 良好な景観形成に関する方針	27
1. ゾーンの特性と方針	27
2. 景観重点地区	42
3. 守るべき眺望景観	49
4. 移り変わる景観	57
5. 景観重要公共施設の整備に関する事項	61
第5章 良好な景観形成のための誘導	62
1. 事前協議と届出	62
2. 景観形成基準【景観法第8条第2項第2号関係】	66
第6章 景観資産の保全と活用の方針	81
1. 景観資産の指定の方針	81
2. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	82
第7章 屋外広告物の表示等に関する方針	83
1. 屋外広告物の表示及び掲出に関する基本事項	83
第8章 色彩基準	84
1. 色彩の考え方	84
2. 色彩基準一覧	85
第9章 景観形成の推進方策	89
1. 町民・事業者・観光客・行政の役割	89
2. 町民・事業者と進める景観づくり	90
3. 関連制度との連携	94
4. 宮城県・隣接市町との連携	94
5. 計画の見直し	94
(資料編)	
・ 松島町景観計画検討委員会設置要綱	
・ 松島町景観計画策定に係る経過概要	
・ 用語解説	

《序章》

景観計画の概要

1. 景観計画策定の目的
2. 景観とは
3. 景観計画の位置付け
4. 景観に関する町民の意識
5. 景観計画の構成



序章 景観計画の概要

1. 景観計画策定の目的

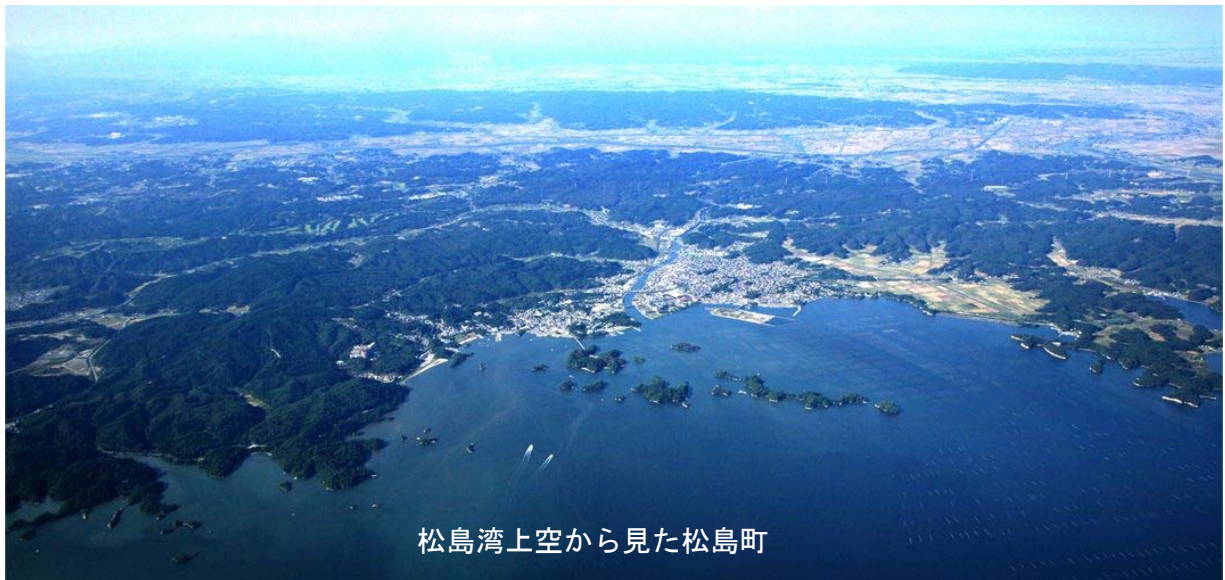
日本三景の一つに数えられる松島は、万葉の昔から風光明媚な地として知られ、訪れる文人墨客ばかりか都人のあこがれの地として、和歌や絵画の題材に取り上げられてきました。

それは、大小様々な形のマツの生えた島々を持つ静かな湾と、湾を囲む丘陵が織りなす独特の自然景観を基に、それに霊場雄島を中心とするこの地が、古より修行者や寺社を集め、中世以降、さらに参詣人の増加による店・旅籠などが織りなす景観が、訪れる人々を魅了したためです。

ここには縄文時代から人が住み、貝塚や遺跡が点在し、伝統的な祭・行事などが残っています。近世には、伊達政宗が築城と同時に瑞巖寺を建設し、隣接して水主町を置きました。また当時集められた年貢は寒風沢から千石船で品川港に運びましたが、高城は寒風沢を含む宮城郡高城郷 13 村の中核とされました。

松島の景観は長い年月を経て受け継がれてきた貴重な財産であり、居住者には地域の安心と誇りを、訪れる人々には感動を与えてきました。しかし、生活や環境の変化により景観は急速に変わり、課題が顕在化してきました。先人の守ってきた自然と歴史を持つ独自の景観を継承し、国際化が進む次代に向けて、その魅力を更に高め、地域の繁栄に結びつける方策が求められています。

そこで町は、景観施策を総合的に推進し、良好な景観形成を図るため、平成 21 年 4 月に景観法による景観行政団体となり、景観計画の策定を行うものです。



松島湾上空から見た松島町

2. 景観とは

「景観」という言葉は、平成16年の景観法制定以来、注目されるようになりましたが、もとは地理学や造園学などの専門用語でした。「景観」は英語のランドスケープ(landscape)の訳語とされ、「風景」のような意味も含みますが、その基本的概念はドイツ語のランドシャフト(landschaft)にあるとされます。

それは、ある空間を視野に入れたときの、空間構成の秩序の概念とでも言いましょうか。構成要素の相互関係や全体の調和、地域の独自性の表出などを重視し、地域の気候風土や歴史、文化、経済などを反映した地域独自の姿を指します。

この概念保有の有無が、日独の第二次大戦後のまちづくりに現れています。ドイツでは破壊された街の復興に、市民が瓦礫の中から拾い集めた石やレンガを用いた復元を重視しました。新しい街はそれと調和した懐かしい安心できるものとししました。復興には時間がかかりましたが、それは今、世界中から人が集まる要因の一つになっています。一方日本では、特に高度経済成長期以降、個々の事業の経済性が重視され、地域の懐かしい、誇りある景観をたくさん失いました。景観法は、この流れをくい止め、日本各地の景観を真に世界に誇れるものにしようと制定されました。

こうした観点から地域の景観を捉えると、以下の4つの景観視点が必要となります。

- 1) 自然景観：海、島、山、川、平野などの自然の地形や水系。そこで育つ動植物などが形成する景観。一見自然に見えるが、その持続に人手の加わっている場合も多い。
- 2) 歴史景観：長い間地域の人々に愛され守られてきた、歴史的建造物や史跡、古墳や埋蔵文化財出土など、地域の履歴を物語る景観。
- 3) 文化景観：気候風土のなかで、人々が住み、生業を営む際の設備や各種産業等が表出する景観。地域社会の維持にかかわる祭りや行事がつくる社会・文化景観。
- 4) 集落・都市空間景観：本来は文化景観の一要素だが、都市文化の形成につれて諸要素を再構成し、年月をかけて積み上げる形で総合化される、集約化された生活景観。

3. 景観計画の位置付け

景観法は、町が定める景観計画に対し、個性ある地域の創造に欠かせない計画として法的権限を与えています。従来わが国ではこの種の権限は全国一律に決め、地域的要素を盛り込めずに、金太郎飴のような町を育てる要因になったとの反省から、地域の決定を基本としています。

景観計画は、景観法第 8 条第 1 項の規定による法定計画です。これまでにつくられた「松島町長期総合計画」、「松島町都市計画マスタープラン」等との整合を図り、「特別名勝松島保存管理計画」、「宮城県美しい景観の形成に関する基本的な方針」を踏まえた「松島町景観計画」として位置づけられます。

ところで従来の行政諸計画は、分かりにくく、町民の素朴な思いと乖離しがちで、規制ばかり強く感じられ、積極的に協力・参加しにくい傾向があったと言われます。しかし景観は、誰もが直感的に意見が言え、行政施策やまちづくりの実践活動に反映し易く、従来の諸計画を身近に感じる契機となる可能性があります。

松島は古くから日本三景の一つとして「景」を誇りにしてきましたが、景観計画はその誇りある景観の保全や創造について、行政ばかりでなく、町民、企業、NPO を含むみんなで力を合わせて行動する指針となるものです。

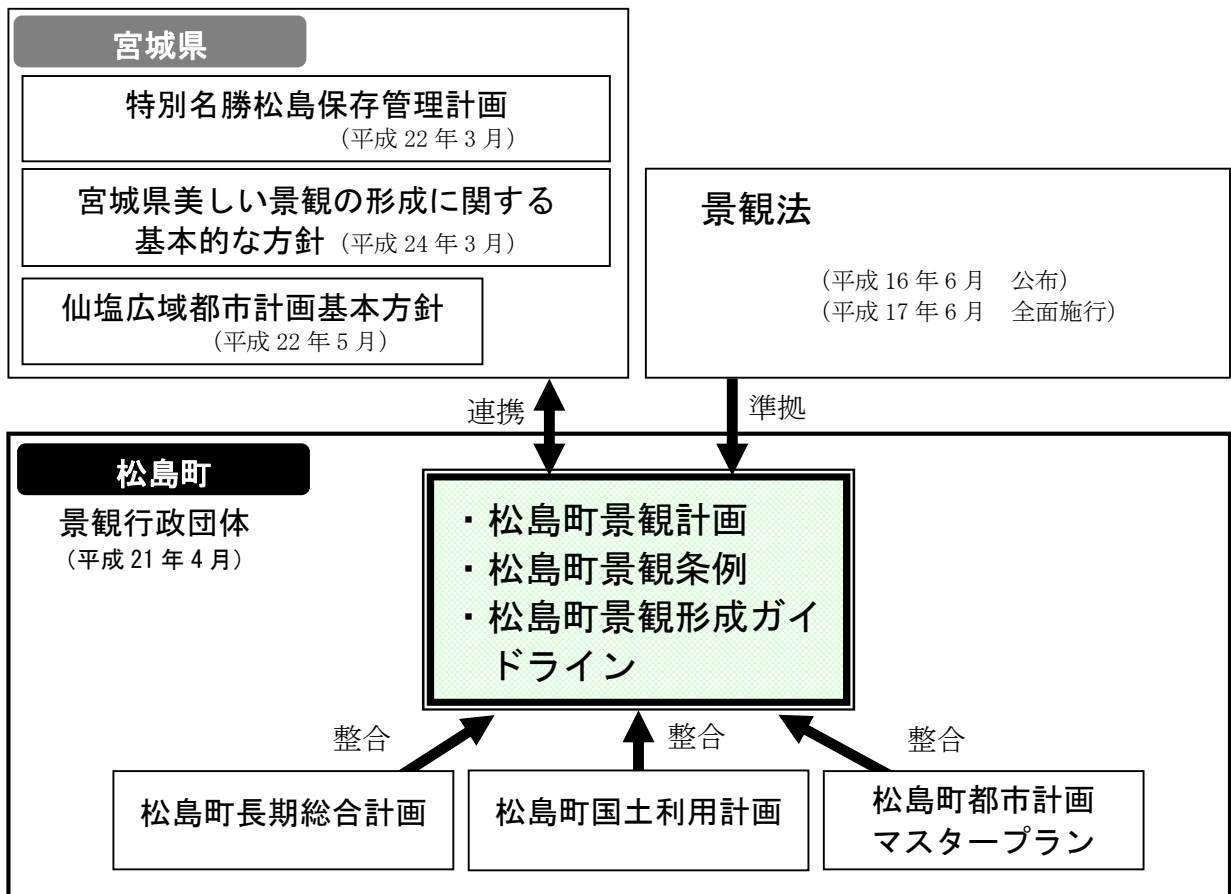


図 1 松島町景観計画の位置付け

4. 景観に関する町民の意識

計画の策定に当たり、町民意識把握のための景観アンケート調査と、景観ワークショップを行いました。ワークショップでは、みんなでまちを歩いて感じたことを話し合い、景観形成の視点や方向性について意見をまとめました。

また、景観重点地区を対象に、景観づくり勉強会やアンケートを実施し、景観形成基準に関する方向性や意見をまとめました。

以下にその概要を示します。

景観アンケート調査

1. 8割を超える回答者が景観づくりに関心を示し、6割を超える回答者が「まちの風景・まち並み」に愛着や誇りを感じています。
2. “松島町の顔”としてまち全体で大切にしたい景観は「松島湾と島々」「瑞巖寺」などに集中しています。
3. また“地元の顔”として大切にしたい景観として「高城川と桜並木」「鉄道・駅」「島々」「元禄・明治潜穴」「高城町商店街」「手樽海浜公園」「田園風景」など多くの要素があがっています。
4. 景観として良くないと感じるのは「空き家」「汚れている河川・水路」「手入れ不足の田畑や山林」「ゴミの不法投棄」「電線や電柱類」が相対的に多く、きれいで整然とした町が求められています。
5. 「町民・事業者・行政の協働による景観づくり」や「景観づくり活動への参加」については、いずれも7割の回答者が前向きに考えています。

景観ワークショップ

景観ワークショップで得られた景観形成の視点は以下の3点です。

6. 日本一の松島づくり
「千年の歴史を大切にしたいうつろいと静けさを感じる庭園のような町」
7. 町民が第三者の目線で町を美しくしていく
「町民一人一人が景観について考え、景観まちづくりを実践する」
8. 歴史・文化の再発見
「歩いて松島を回遊して歴史や風景を楽しむ文化をつくる」

景観ワークショップで得られた景観形成の方向性は以下の3点です。

9. 美しさに欠ける景観を改善して、松島らしさを引き立てる
10. 松島全域の良いところを活かす
11. 建物や看板などのデザインを整える

景観づくり勉強会

12. 町民が取り組みやすく、地域固有の景観を固守する景観形成を進める
13. 震災復興に伴う避難路整備等と合わせた景観づくりを進める
14. 運用しながら景観形成基準を見直すなど、官民が連携して実践する

5. 景観計画の構成

本計画書は以下の構成としています。

序章 景観計画の概要

- | | |
|--------------|----------------|
| 1. 景観計画策定の目的 | 4. 景観に関する町民の意識 |
| 2. 景観とは | 5. 景観計画の構成 |
| 3. 景観計画の位置付け | |

第1章 景観特性と課題

1. 松島町の概要

1.1 松島の位置・地形

1.2 町の沿革と景勝地としての松島

1.3 行政区と景観地区特性

2. 景観の課題

課題1

松島湾と島々と松島丘陵の自然景観の保全

課題2

瑞巖寺周辺の歴史を尊重した懐かしい景観の保全と再生

課題3

自然に育まれた文化的景観維持に向けた、地区の活力ある生活景観の創造

課題4

眺望点の保全と発見、船・自動車・列車など移動体からの景観デザイン

課題5

町民・事業者・NPO・行政の協働による景観づくりの体制強化

第2章 景観計画の理念と目標

1. 基本理念

日本三景松島の景観の継承と創造

2. 基本目標

優れた自然環境を礎に、人々を魅了し、
歴史・文化・暮らしを育む風格ある景観を形成する

3. 景観形成の基本方針

基本方針1：日本三景にふさわしい自然の造形美を保全・継承する

基本方針2：松島のシンボルである歴史的な景観を保全・創造する

基本方針3：自然と調和する市街地・集落の景観を保全・誘導する

基本方針4：四大観や海岸からの眺望と沿道沿線からの眺めを保全する

基本方針5：町民・事業者・行政の協働による参加型の景観づくりを推進する

第3章 景観計画の区域・区分

1. 景観計画の区域＝町全域

2. 区域区分と個別の景観要素の体系

景域	ゾーン
松島湾 景域	松島海岸ゾーン
	高城周辺ゾーン
	松島湾ゾーン
	手樽ゾーン
	松島湾森林ゾーン
緑の 景域	里地里山ゾーン
	里地共生ゾーン
景観重点地区	
雄島・五大堂・福浦島周辺地区	
松島海岸国道地区	
瑞巖寺周辺地区	
守るべき眺望	
移り変わる景観	
景観重要公共施設	

第4章 良好な景観形成に関する方針

1. ゾーンの特性と方針

2. 景観重点地区

3. 守るべき眺望景観

4. 移り変わる景観

5. 景観重要公共施設の整備に関する事項

第5章 良好な景観形成のための誘導

1. 事前協議と届出

事前協議と届出の対象行為

- ・事前協議
- ・特定届出対象行為

事前協議制度

- ・町の事前協議
- ・文化財保護法に基づく教育委員会の事前協議

事前協議と届出フロー

2. 景観形成基準

建築物

工作物

開発行為

土砂の採取・水面の埋立て等

第6章 景観資産の保全と活用の方針

1. 景観資産の指定の方針

2. 景観重要建造物・樹木の指定の方針

第7章 屋外広告物の表示等に関する方針

1. 屋外広告物の表示及び掲出に関する基本事項

第8章 色彩基準

1. 色彩の考え方

2. 色彩基準一覧

第9章 景観形成の推進方策

1. 町民・事業者・行政の役割

2. 町民・事業者と進める景観づくり

3. 関連制度との連携

4. 宮城県・隣接市町との連携

5. 計画の見直し

《第1章》

景観特性と課題

1. 松島町の概要
2. 景観の課題



第1章 景観特性と課題

1. 松島町の概要

1.1 松島の位置・地形

松島の景観を論ずるとき、松島湾全体の景観特性を踏まえる必要があります。町について述べる前に、松島湾と松島丘陵について取り上げます。

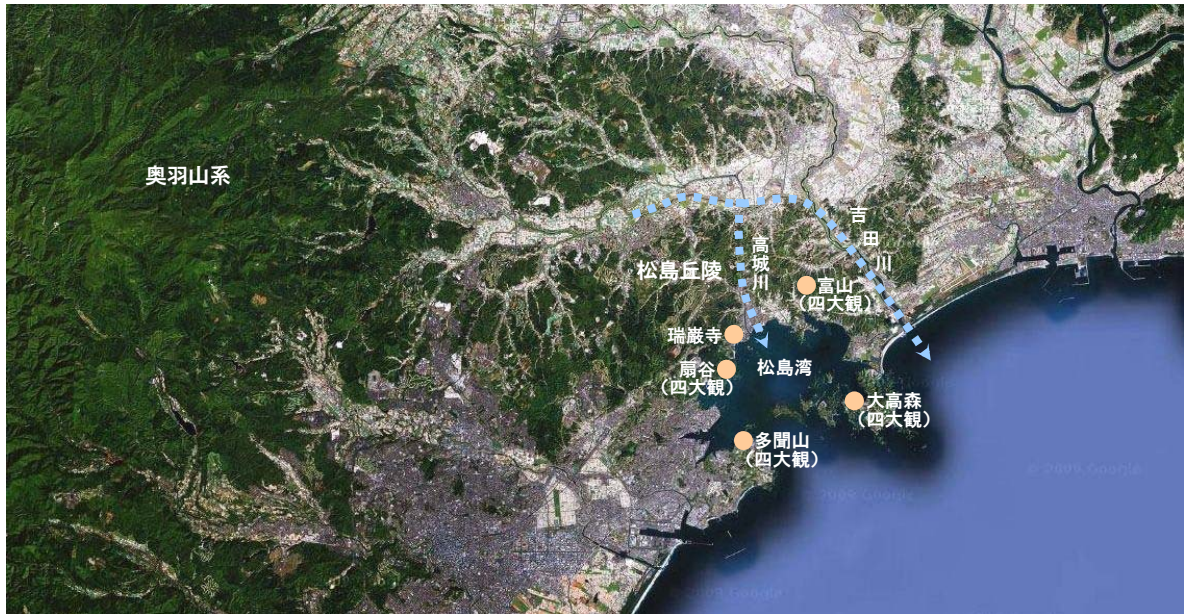


図 2 松島周辺地形写真 (データ：Google 航空写真)

(1) 松島湾と松島丘陵

牡鹿半島黒崎と相馬市鶉の尾崎を結ぶ直線と、弓なりの海岸線に囲まれた太平洋のエリアを広義の仙台湾と呼びます。海岸線は中程の松島湾を挟んで石巻湾と狭義の仙台湾に分けられます。松島湾は陸地に凹型に入り込み、湾岸を丘陵が囲んでいて、両端の緩やかなカーブを描く砂浜の海岸とは全く形が違います。

松島の景観は、湾を囲む丘陵の断層運動による沈下や、浸蝕による痩せ尾根の形成、その後の海面の上昇などによってつくられたとされます。海面に頭を出す多数の島と、湾岸の起伏の激しい丘陵が重なって、「環浦の奇峰連山」などと言われ、湾と島々の背景に奥行きを与えています。

松島湾は松島町ばかりでなく、七ヶ浜町、塩竈市、利府町、東松島市の2市3町に囲まれています。湾をC型に囲む丘陵は「松島丘陵」です。この丘陵は奥羽山系から伸びる舌状の台地の先端にあたり、先の2市3町の他に多賀城市にも及びます。この丘陵に、8世紀に国府多賀城が設けられ、塩竈神社が祀られました。9世紀には丘陵を背に海に面する松島寺が建立され、早くから松島を有名にした要因となりました。

また、丘陵北部の黒川郡では、雨水は丘陵に阻まれ松島湾に注げず、東に向い鳴瀬川に合流したのですが、スムーズに流れず、かつては遊水池「品井沼」が形成されていました。その改善と干拓農地の確保のため、丘陵の下を通して松島湾に流す潜穴工事が行われました。現在はそれに加え、丘陵東端を迂回して野蒜で石巻湾に注ぐ、鳴

瀬川沿いの吉田川が整備されています。

丘陵の複雑に開析された谷部を結んで、仙台と石巻方面を結ぶ古くからの街道があります。現在は、海岸沿いを国道45号が通っていますが、松島町内では丘陵が海岸にそそり立ち、道路建設が難しかったため、松島湾は長い間、松島丘陵に守られたいわば秘境のような存在であったと思われます。

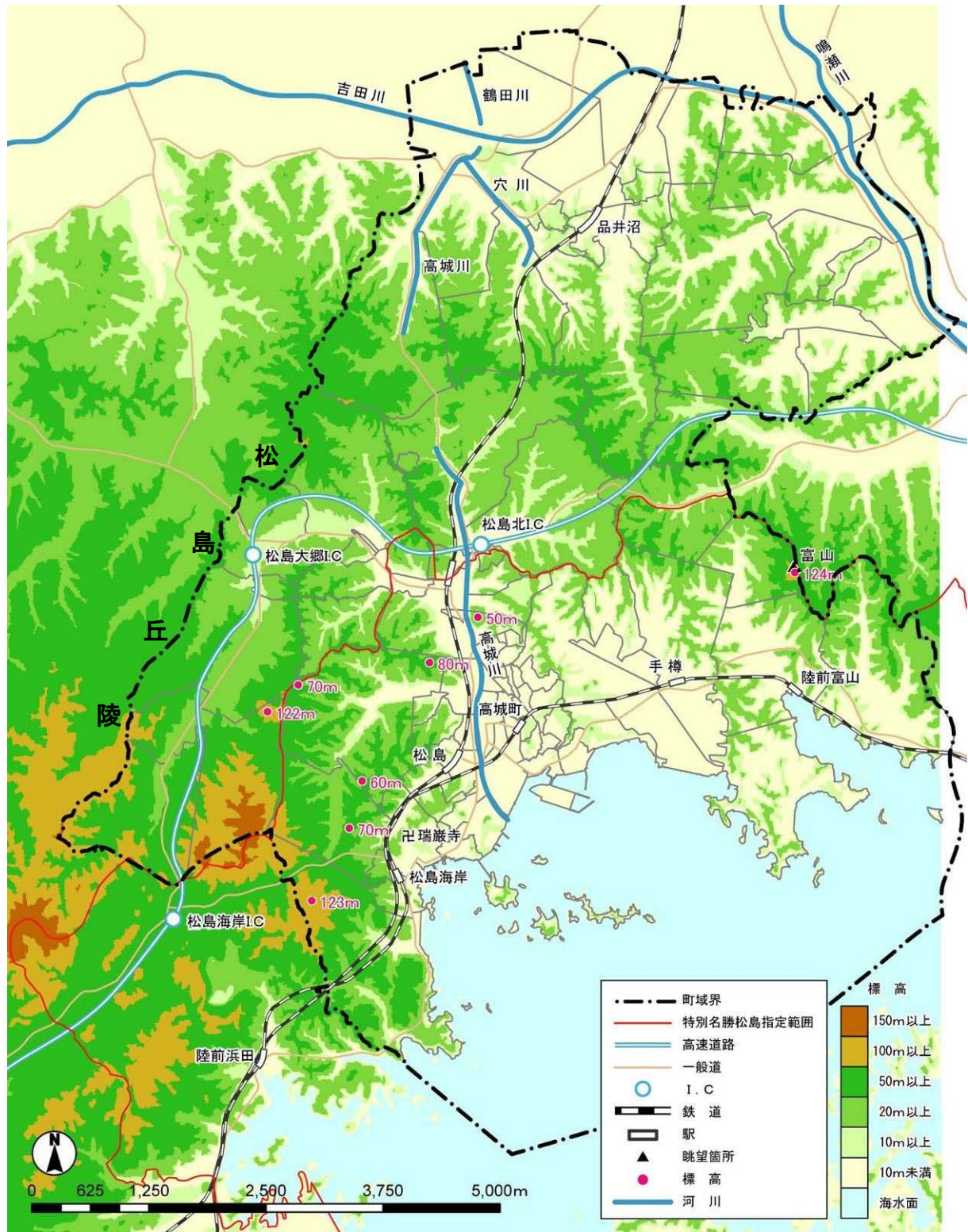


図3 松島町の地形図

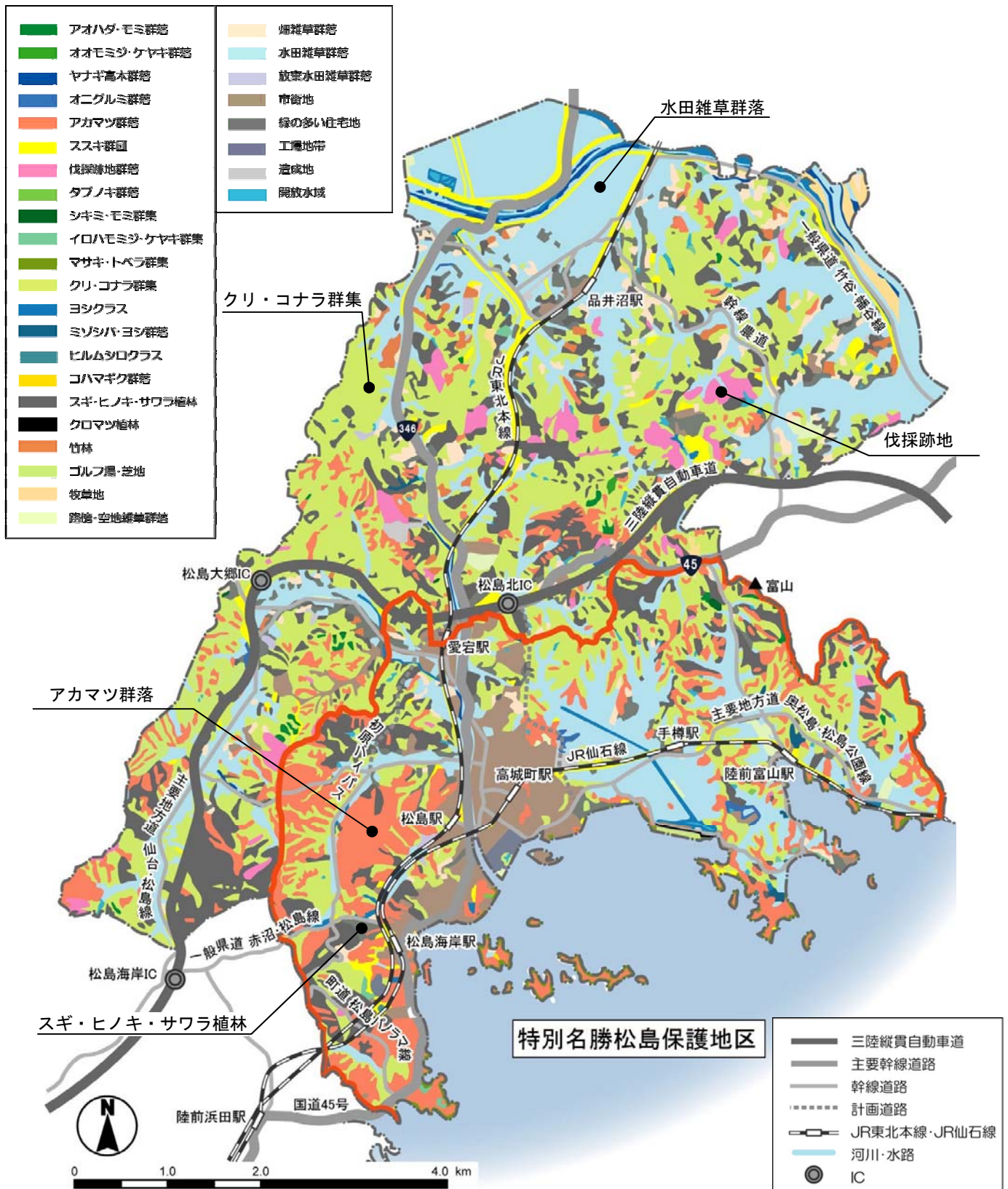
(データ：国土地理院発行 基盤地図情報(数値標高モデル) 10mメッシュ)

(2) 松島町

松島町は、広義の松島の自然的魅力の諸要素を包含し、また、古くから松島の名を高らしめてきた霊場の中枢、松島寺、五大堂、雄島を擁するなど、重要な歴史資産を持ち、広義の松島の中心に位置します。かつて松島丘陵内の閉ざされた街道から逸れた旅人が、尾根に上り、長老坂(眺浪坂)で急に開ける松島湾を望んだとき、そこに俗世間と離れた別天地を見た。それが延福寺(天台宗)建立の動機だったのではないかなどと想像をかきたてられます。

近年、松島丘陵は仙台に近い西側から宅地開発が進み、かつての秘められた湾をイメージできるのは、松島町と東松島市辺りだけとなりました。ここは世界に誇れる松島の存立にとってかけがえのない貴重な存在となっています。

町の面積は約54km²ですが、その約半分は町の南西部から中央部に広がる松島丘陵の森林です。その植生は、海岸部にアカマツ群落、海岸部より北側は、クリ・コナラ群集の落葉広葉樹林が広がり、アカマツ群落とスギ・ヒノキ・サワラ植林が混在しています。ここは、自然植生と植林が干渉してできた里山です。植生は地形とともに町の自然景観の基盤となりますが、水質浄化や土砂流出防止、魚介類の育成など、多様な側面から町を豊かにする資産でもあります。



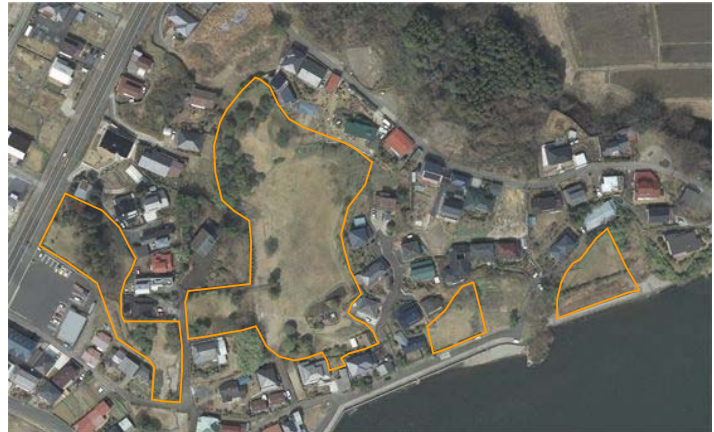
出典：第6回・第7回自然環境保全基礎調査（平成12年度）

1.2 町の沿革と景勝地としての松島

町の歴史的経緯を示すとともに、松島の景観がどのように守られ、近年どのような景観への取組みが行われているかについて示します。

(1) 町の沿革

松島湾周辺は山海の豊かな食料資源に恵まれ、縄文時代から人びとの格好の生活の舞台となってきました。この一帯は内湾性の魚貝類だけでなく、外洋性の魚種も多い良好な漁場であったため、大規模な貝塚が密集しており、東京湾周辺などと共に縄文文化の中心地の一つとなっていました。国の史跡に指定されている磯崎の西の浜貝塚は、縄文時代後期におけるこの地域の中心的集落跡で、釣り針や銚頭など技術的に優れた骨角器類などが多数発見されています。また、松島湾沿岸では縄文時代の終わり頃から土器を使った塩生産が始められており、町内にもこうした製塩遺跡が各所に残されています。



西の浜貝塚

弥生時代になると、稲作や鉄を伴う新しい文化が押し寄せてきますが、この時代の福浦島や鷺島などの貝塚からは製塩土器が出土し、塩の生産が定着していたことがわかります。古墳時代には階級社会が成立し、町内では高城に埴輪をもつ諏訪古墳、幡谷の蝦穴・手樽の古浦・磯崎の館ヶ崎などには横穴墓群が作られました。

陸奥国が成立するとこの地域は宮城郡に属しますが、この頃にも町内沿岸部の随所で塩生産が盛んに行われ、それらは主に国府多賀城に供給されていたと考えられています。

中世にはこの地は高城保と呼ばれ、塩釜神社、相馬氏、留守氏などの領地となり、戦国時代末期になって留守氏の系譜を引く高城氏の支配に組み入れられます。

近世に至ると松島は伊達氏の領地となり、品井沼の干拓工事や、低湿地や湖沼・海浜地の埋め立てが行われるなど、農地の開発整備が進みました。この地域は、松島村、高城本郷、磯崎村、手樽村、桜渡戸村、初原村、根廻村、幡谷村、北小泉村、竹谷村の10カ村にわかれていました。また、石巻街道などの街道が通る高城は、宿駅として繁栄していました。

明治4年に仙台藩が廃され、大小区制では第2大区・小13区と呼ばれましたが、明治22年の市町村制施行で江戸時代以来の10カ村が合併されて松島村となりました。その後昭和3年に町制が施行されて松島町となり現在に至っています。

松島のシンボルである伊達政宗造営の「瑞巖寺」が建つ場所は、平安初期に慈覚大師によって創建されたとされる天台宗「延福寺」があったところです。延福寺は

鎌倉時代に北条氏によって臨濟宗に改宗され、寺名も「円福寺」（通称松島寺）となり、大伽藍が整備されて隆盛を極めました。また、雄島は古代以来の「奥の高野」とも言われた霊場で、見仏上人や頼賢上人などの名僧が修行した聖地でもありました。

(2) 景勝地としての松島

松島はいつの時代から景勝地として認識されるようになったのでしょうか。

奈良時代以前の詳しいことは、文字による記録がないため不明ですが、松島湾内の今は無人島となっている島々にもたくさんの縄文貝塚が見られることから、縄文人が穏やかで風光明媚な松島湾で、魚貝類を採りながら自然と共生していた様子がかがえます。また、沿岸部では人々が松島の景色を愛でながら、塩作りに勤しんでいる姿も想像できます。

平安初期になると松島に延福寺が創建されますが、この場所が選ばれたのは、神秘的な景観に包まれた松島や雄島が、当時霊場として意識されていたからではないかと言われています。また、10世紀後半頃には戒仙法師や源重之が松島を詠んだ和歌を残しており、多賀城に赴任した官人などを通じて松島が都の貴族に知られ始めたものと思われ、歌枕として定着していくこととなります。

鎌倉時代の松島は松島寺や雄島を中心とした仏道修行の場として広く知られるようになり、内外の高僧が修行し、見仏上人を訪ねて西行法師や一遍上人などが来訪したと伝えられています。また、紺碧の海や島に松が生える特異な景観は、極楽浄土を思わせ、鎌倉の人々のあこがれとなっていたと言います。

室町時代になると宗久の「都のつと」に南北朝頃の松島の風景、五大堂、雄島などの様子が記され、さらに道興准後の「廻国雑記」にも実際の景勝地を実見しての記述があり、松島のよさが次第に一般にも知られるようになりました。

江戸時代に入ると多くの人々が名所を旅するようになります。こうしたなかで、松島は17世紀前半には早くも江戸の林春斎により丹後天橋立、安芸厳島と共に「三処奇観」に規定され、日本三景の一つとしての認識が始まりました。加えて大淀三千風の「松島眺望集」の出版で松島の名声はさらに高まり、この書により松尾芭蕉が奥羽の旅を思い立ったとも言われ、「奥の細道」の冒頭に「松島の月まず心にかかりて…」と



松島全図景彩色屏風

あるように、この旅の最大の目的地が松島であったことがわかります。芭蕉は元禄2年(1689)5月に松島を訪れ、その感動を「松島は日本一の景勝地であり、その景色は中国の洞庭湖や西湖にも劣らない」と記して絶賛しています。奥の細道により、松島が本格的な名勝地として全国に紹介されたことは、文人墨客など多くの人々が

訪れた大きな誘因になったとされています。

明治維新後、瑞巖寺などの寺院は伊達家による保護を失い、廃仏毀釈の影響もあって急速に荒廃しました。周囲の森林も過度の伐採や山火事などのために殺風景になり、松島の景観は大きく損なわれて、訪れた観光客を失望させる事態になってしまいました。そこで、宮城県は明治35年(1902)に瑞巖寺を含む雄島から福浦島までの地域を県立公園とし、道路の修繕や渡島船着場の設置、松島湾の浚渫などの整備に着手しました。さらに明治44年(1911)からは、松島公園の用地買収や森林への植栽、風致林の育成、四大観の整備、歴史的建造物の修理、外国人観光客の誘致を目的としたパークホテルの建設などを行いました。

大正12年(1923)には、松島は史蹟名勝天然記念物保存法により「著名なる海岸、島嶼その他」及び「著名なる風景を眺め得る景勝の地点」として名勝に指定され、戦後文化財保護法が施行されると、昭和27年(1952)には名勝の中で価値が特に高いものとして、特別名勝に昇格指定されて現在に至っています。

戦前戦後の官民一体となった努力により、松島は国内屈指の景勝地として蘇り、昭和62年(1987)にはNHK大河ドラマの効果もあり観光客が500万人を超すまでにになりました。

(3) 近年の主な景観への取組み

昭和51年(1976)、宮城県教育委員会によって特別名勝松島保存計画が策定され、地区ごとの保存管理指針が示されました。昭和60年(1985)の改定では新たに景観が類型化され、町ではこの保存計画のもと景観保全を行ってきました。

その後、観光地化が進み多様化するニーズに対応するため、町は、平成14年に松島町観光振興計画・寺町構想を策定し、瑞巖寺周辺の寺町において景観に配慮した道路舗装の高質化・電柱の移設・街灯・板塀の設置などによる整備を行いました。また、ウォーキングトレイル事業により、国道45号沿いの歩道において自然景観と眺望に配慮した舗装や柵の設置が行われました。

さらに、平成25年には、松島湾が「世界で最も美しい湾クラブ」への加盟を国内では初めて認められました。多くの人々を魅了し続ける日本三景として美しい景観、代表的な牡蠣などの海の幸、豊かな恵みを与えてくれる松島湾が世界に誇れる湾として、新たな称号が付与されました。



寺町構想で整備された寺町。石畳の舗装や板塀、フットライト照明などを整備しました。



「世界で最も美しい湾クラブ」への加盟により、知名度が高まることで、世界各国から松島への観光客が増えることが期待されています。

(4) 東日本大震災に伴う本町の被害と復興の歩み

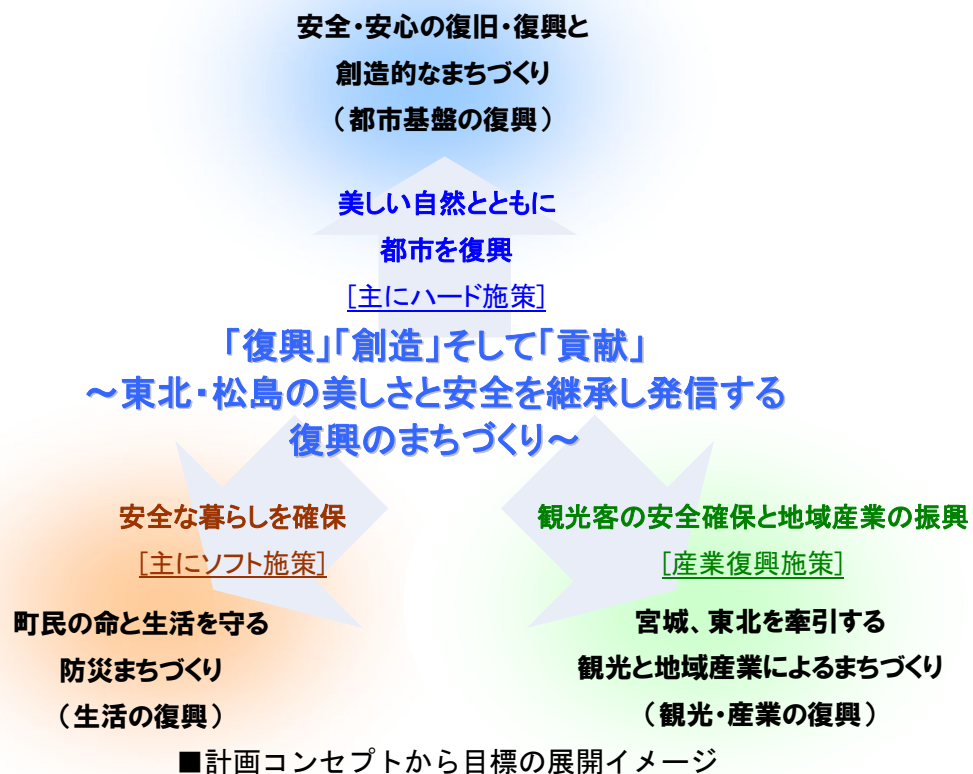
平成23年3月11日、東北地方を襲ったマグニチュード9.0の「東日本大震災」は、東北から関東にかけての太平洋沿岸部の一帯に、壊滅的な被害をもたらしました。

本町においても、町民十数人の尊い命が失われました。また、津波や地震に伴う家屋の浸水や倒壊、電気、ガス、水道、電話等のライフラインが途絶するなど、未曾有の被害を受けました。

しかし、近隣市町が大規模な被害を受ける中、本町は、松島の島々に助けられ、壊滅的な状態にまでは至りませんでした。そうした状況を踏まえ、本町には、自らの復興のみならず、被災した他の市町村の復興にも支援する取組みが求められています。

また、震災の当日に本町を訪れていた1,200人もの観光客は、1人のけが人もなく、全員が無事に帰路につくことができました。町民の安全・安心はもとより、今後も、観光地・松島の自覚と責任を持ち、観光客の安全・安心の向上に向けた取組みを進めることは、本町の使命です。

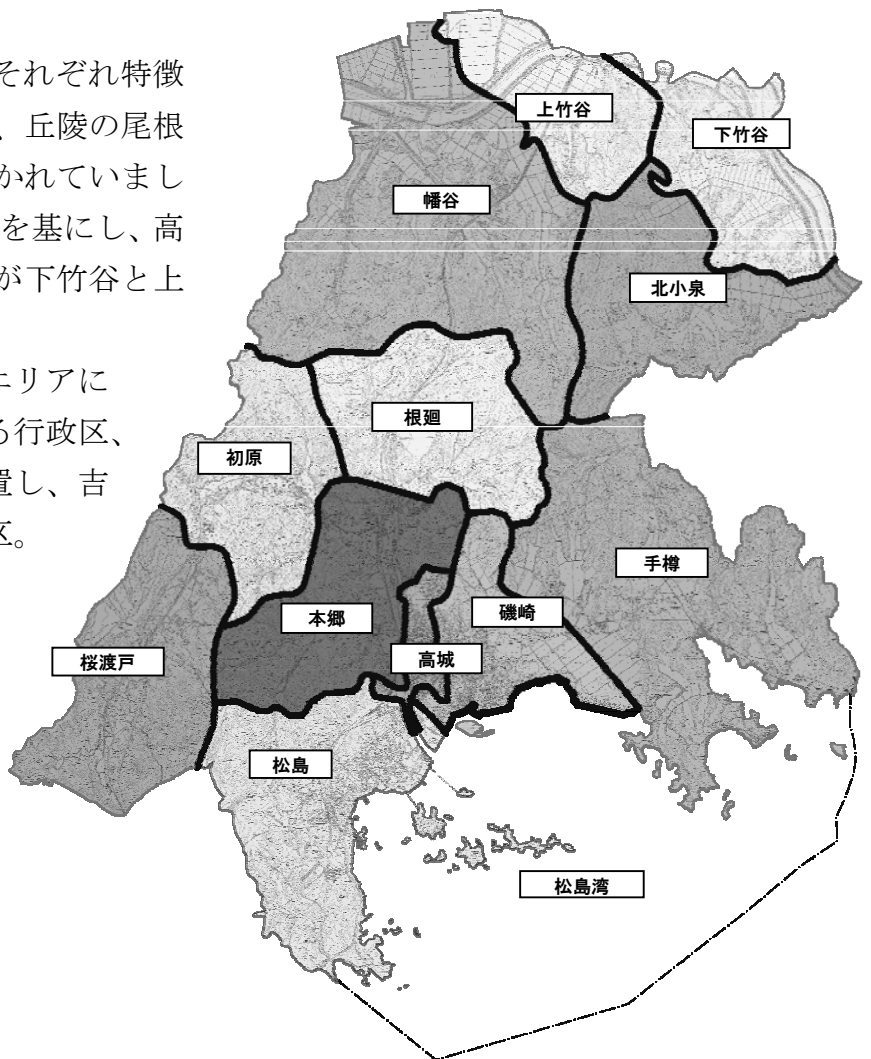
本町の復興に向けて、平成23年12月に「松島町震災復興計画」を策定し、『復興』『創造』そして『貢献』の計画コンセプトのもと、ハードとソフトのあらゆる手段を尽くした総合的な地震・津波対策を推進しています。



1.3 行政区と景観地区特性

松島町の景観は地区によりそれぞれ特徴があります。町域は江戸時代、丘陵の尾根などで区分された10村に分かれていました。今日の12の行政区はそれを基にし、高城本郷が高城と本郷に、竹谷が下竹谷と上竹谷に分割されたものです。

町内は地形を中心に3つのエリアに区分できます。松島湾に面する行政区、4区。松島丘陵の北東端に位置し、吉田川方面に開ける行政区、4区。松島丘陵中央部の尾根に囲まれた行政区、4区です。それに町域にかかる松島湾エリアを加え、それぞれの景観特性の概要をまとめました。



12の行政区と松島湾の位置図

(1) 松島湾に面する行政区(水は主として直接松島湾へ注ぐ地区)

○**松島区**：町南西部で松島丘陵が海に突出し、湾内の景観を引き立てています。その東の海岸辺りには、丘陵を背に瑞巖寺が建ち、寺町が形成されました。海上には雄島、五大堂、福浦島が並び、古くから旅人が訪れた所です。国道45号沿いには、海に面して土産店、飲食店、ホテルが並び、棧橋が設けられて、松島町の海の玄関口となっています。ここに仙石線松島海岸駅があり、東北本線松島駅に接しています。



瑞巖寺前の杉並木

○**高城区**：高城川左岸のかつて繁栄した宿場町で、町の中心商店街です。沿岸部の塩田埋立地にはホテル群が建っており、東北本線松島駅と仙石線高城町駅に接しています。

○**磯崎区**：漁村とその背後の低い丘陵、干拓による水田から成ります。丘陵は高城区の東に隣接しており、新興住宅地が造成され、一体的な市街地となっています。ここに西の浜貝塚があります。また、仙石線高城町駅に接しています。

- 手樽区**：銭神、名籠、古浦などの漁村と周囲の農地、集落、背後の丘陵地からなります。最大の農地は干拓でできた元手樽の前の水田です。東松島市との境の尾根に、四大観の一つ「富山」があります。

(2) 松島丘陵の北東端に位置し、吉田川方面に開ける行政区（水は石巻湾へ注ぐ地区）

- 北小泉区**：東流して吉田川に直接注ぐ水系と、東松島市上下堤の上流の水系からなる農地と里山で構成される地区です。水田北部の山裾の道には、山を背に水田に面した家屋が並びます。主要道は、丘陵部南端を三陸自動車道路が通っています。
- 下竹谷区**：東流して吉田川に注ぐ水系と吉田川に直接面する低い丘陵部とで構成される、農地と里山の地区です。山と低地の水田に面して家屋があります。堤防越しに吉田川と鳴瀬川の広い河川敷があり、その先にも低い丘陵があります。



吉田川の堤防から眺める
北小泉の田園景観

- 上竹谷区**：北流して吉田川に注ぐ水系を持つ丘陵と吉田川両岸の水田で構成されます。集落は水田にほど近く、低い丘陵部に集っています。
- 幡谷区**：北流して吉田川に注ぐ水系に属する丘陵のエリアと、吉田川両岸の開けた水田エリアで構成されます。南北に吉田川の下サイフォンを通して松島湾に水を送った高城川と潜穴があり、川沿いは桜の時期には多くの人を訪れます。集落は主に水田に面した山裾にあり、その一つの中心的集落に東北本線品井沼駅があります。

(3) 松島丘陵中央部の尾根に囲まれた行政区（水は高城川経由で松島湾へ注ぐ地区）

- 本郷区**：高城地区西隣りに位置し、高城川支流の水系で構成されます。かつての宿場町高城本郷に属した林地、農地でした。現在は、地区内の東北本線愛宕駅、隣接した松島駅を活かした宅地化が進んでいます。東端の高城川右岸には国道45号と東北本線が走っています。
- 根廻区**：町のほぼ中央、高城本郷、初原、幡谷、手樽、磯崎の各区に接して位置する地区です。周囲を分水嶺となる緩やかな尾根で囲まれ、高城川水系に属する主に林地です。その尾根下に潜穴が掘られ、高城川につながれました。地区の南部を国道45号と三陸自動車道が通り、インターチェンジがあります。南北に佐沼街道と東北本線も通り、いわば地形から来る交通の要所となっています。



根廻の明治潜穴

- 初原区**：黒川郡境と本郷境の尾根で挟まれたU型に曲がった谷を中心とした地区です。山の斜面は里山、谷部は水路と農地で、石巻街道と三陸自動車道が通っています。ここから尾根を越えて吉岡方面への街道が分岐し、その付近にインターチェン

ジもあります。高城近くの街道沿いは東北本線愛宕駅に近く、市街化が進んでいます。

- 桜渡戸区**：黒川郡境の尾根と松島、本郷との境の尾根で挟まれた一文字の谷を中心とした地区です。西は利府町に通じます。中央の谷部は街道が通り水路と農地が占め、家屋は山裾に建ち、山の斜面は里山になっています。この谷部を高架の三陸自動車道が通り、利府町と初原の境界部にインターチェンジがあります。

(4) 松島湾内町域

- 松島湾エリア**：かつての湾は現状とは違ってもっと凹凸の激しいもので、製塩などが行われていましたが、町内に平地が少なかったことから、干拓や埋立が行われ、現状の海岸線が形成されました。湾岸の栈橋に定期観光船が着く他、あちこちから、より小型の遊覧船が出ています。ヨットハーバーもあります。古くからの漁港があり、湾内の多くの部分を養殖筏が占めています。そのため航行できる海面は限られています。



松島湾内の島々と観光船

町域に含まれる湾内には、翁島、絵島、福浦島、経ヶ島、屏風島、雄島、双子島、雁金島、布袋島、恵比寿島、大黒島、毘沙門島、要島、小町島、伊勢島、鳥羽島、蓬莱島、九ノ島、瀬島、青鰻島、焼島、徳浦島、引通島、千貫島、牡丹餅島がありますが、いずれも人が住んでいません。この島々の間を通り、松島に向う船旅は、もっと優雅かつスリリングなものになる可能性を秘めています。

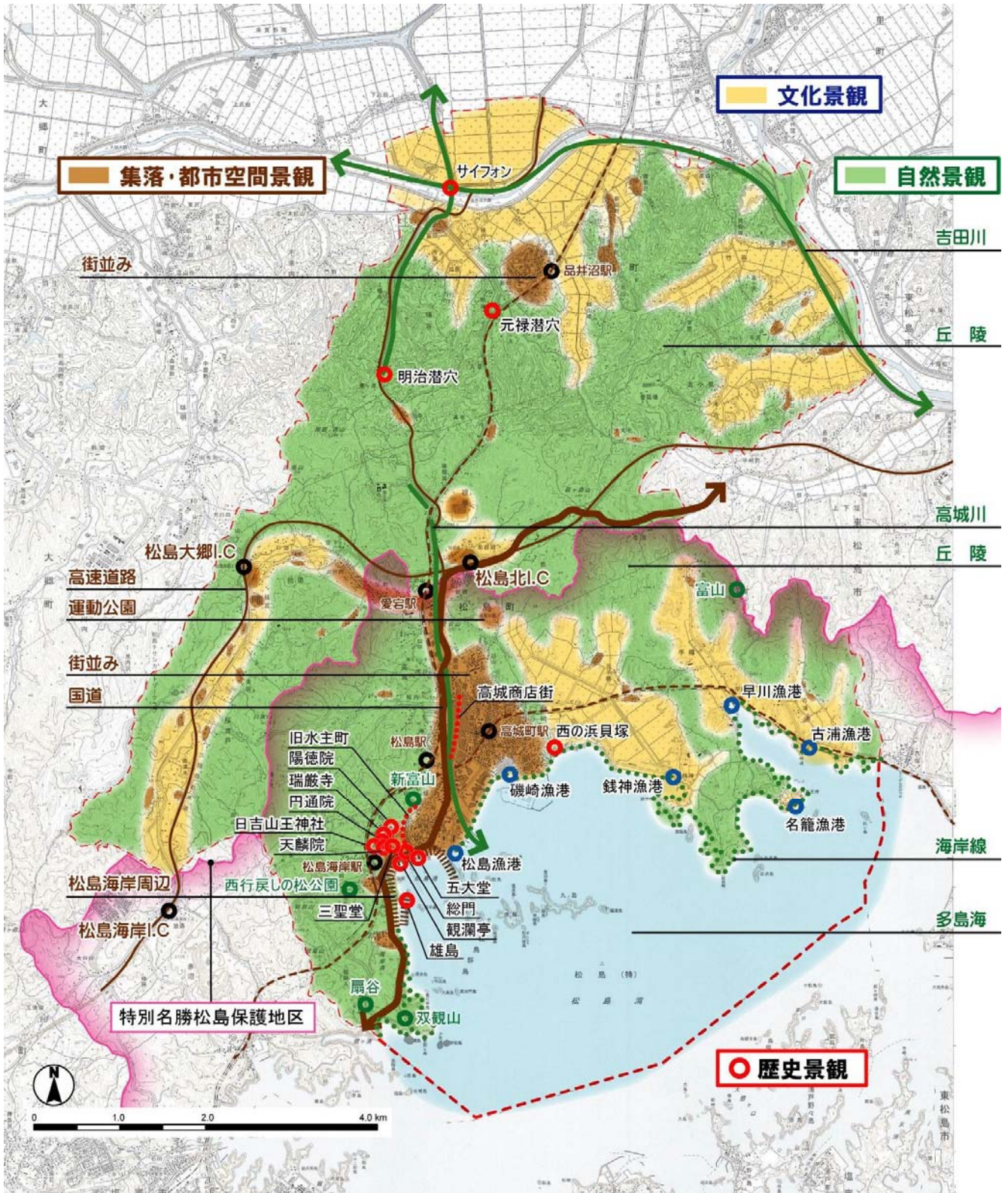


図 4 景観資源分布図

2. 景観の課題

松島町の景観の基本的課題は、自分たちの誇りである景観を、いかにして次代に継承するかにあります。従来、特別名勝松島保存管理計画などで守られてきた自然景観も、海水の富栄養化や海流の変化などによる水質悪化や棲息魚介類の減少、林業の低迷などによるとされる松食い虫被害など、解決すべき基本的課題を抱えています。

また古くから多くの旅人を集めてきた雄島から五大堂に至る瑞巖寺の周辺は、20世紀の観光客誘致を目的とした開発のなかで、かつての懐かしい松島らしい景観を損ないました。増加した国道の大型車両も、寺町と湾や島々との緊密な関係を損なう要因となっています。これからの国際化時代を迎えて、日本三景の松島らしい景観をいかに再創造するか。これは今日の大きな課題です。うまく利用されていない土地や移転跡地を活用した、個々の開発を超えたまちぐるみの取組が必要と思われます。その仕組みをどうつくりあげるかも大きな課題です。商店街や漁港なども、暮らしを享受するため協力する町民自らのまちづくり活動により、その地区ならではの生活スタイルを確立したいものです。それは次代のもう一つの自然な観光需要を引き出す可能性をもっています。現在観光地でない地区でも、増加する流入人口を活用して地区の暮らしを活性化する姿勢を共有することが課題になると思います。

松島には古くから「四大観」などと呼ばれる眺望点が知られていますが、今日の観光では必ずしも上手く活用してはいません。これらを活用する術と時代にあった新たな眺望点を見いだすことが必要です。また船などの移動体からの連続した眺望が、島々を有する松島湾の最も魅力的な景観であることは、芭蕉の文にも読み取ることができます。こうした視点からの新たな景観デザインが課題となります。

景観形成には行政だけでなく町民を含めたみんなの協力が必要だと言われますが、その具体的体制づくりは、実践を通じた試行の繰り返しが必要と思われます。前提には本計画に対する町民の理解と納得が欠かせませんが、豊かな郷土の実現に向けた計画の詳細について、町民と話し合うことからスタートすることになるでしょう。

以上の観点から、松島町の景観形成の課題を次の5課題と整理します。

課題1：松島湾と島々と松島丘陵の自然景観の保全

課題2：瑞巖寺周辺の歴史を尊重した懐かしい景観の保全と再生

課題3：自然に育まれた文化的景観維持に向けた、地区の活力ある生活景観の創造

課題4：眺望点の保全と発見、船・自動車・列車など移動体からの景観デザイン

課題5：町民・事業者・NPO・行政の協働による景観づくりの体制強化

《第2章》

景観計画の理念と目標

1. 基本理念
2. 基本目標
3. 景観形成の基本方針



第2章 景観計画の理念と目標

1. 基本理念

日本三景松島の景観の継承と創造

松島は日本三景の一つとして、松島湾に大小 260 余島の島々が浮かび、風光明媚で四季折々に異なる景観を呈する自然美と、瑞巖寺をはじめ歴史的、学術的に価値の高い文化遺産が数多くあり、古来より訪れる人々を魅了し続けてきました。

また、町全体を見渡すと、かつて宿場町として栄えた市街地や、松島の産業を支えてきた漁港と漁業集落、そして歴史的事業や干拓により形成された田園や里山的集落など、住む人々が守ってきた景観があります。

今後、松島が持続的に発展していくためには、松島で生活する人々が、自信をもって松島固有の美しい自然景観と歴史・文化景観等を後世に継承し、さらに新たな息吹を与えながら、誇りの持てる景観を創造し、暮らしを守っていくことが大切です。

松島町景観計画では、「日本三景松島の景観の継承と創造」を基本理念に掲げ、景観法の目的及び基本理念を踏まえ、松島固有の豊かな歴史・文化・風土・伝統や日々の暮らしを背景に、景観まちづくりを未来へとつなげていきます。



長い時間をかけて形成された松島固有の景観は、松島に生活する人々の共有の財産であり、将来にわたり継承・創造していく必要があります。本町は、今後も松島の魅力を高め、松島町長期総合計画に掲げる「健康で夢と希望と生きがいのあるまち」を目指し、次の事項を町全域の基本目標と基本方針として、景観形成に取り組みます。

2. 基本目標

優れた自然環境を礎に、人々を魅了し

歴史・文化・暮らしを育む風格ある景観を形成する

3. 景観形成の基本方針

基本理念と基本目標を受けて5つの景観形成の基本方針を設定します。

基本方針1：日本三景にふさわしい自然の造形美を保全・継承する

松島が日本三景と呼ばれる礎は、湾状に囲まれた海、浮かぶ大小の島々、背後の松島丘陵や斜面地を覆う松の植生です。このように恵まれた自然環境、特徴ある地形と地勢によって構成される他に類を見ない自然景観を未来に継承していきます。

基本方針2：松島のシンボルである歴史・文化的な景観を保全・創造する

万葉の頃より歌枕にも詠まれ、俳聖・松尾芭蕉が憧れた風雅な景観や、国宝・瑞巖寺に代表される歴史的建造物、先人達が耕作地創出のために築いた元禄潜穴・明治潜穴などの歴史的遺構を守るとともに、歴史・文化的背景にふさわしい景観を創造していきます。

基本方針3：暮らしを育む市街地・集落の景観を保全・誘導する

松島は、かつて街道沿いの宿場町であった高城地区、鉄道駅周辺に形成される住宅地、農漁業集落など、それぞれの市街地・集落の暮らしを育んできた地区の特性にふさわしい、活力ある個性的なまち並みの景観形成を推進していきます。

基本方針4：四大観や海岸からの眺望と沿道沿線からの眺めを保全する

四大観や海岸などからの美しい眺望は松島の最大の特徴です。また、連続し移り変わる道路や鉄道の車窓からの眺めは、行き交う人々に町のイメージを発信し続けており、これらの景観が、樹木の成長や、目立つ建物等で阻害されないように守り、誘導していきます。

基本方針5：町民・事業者・行政の協働による参加型の景観づくりを推進する

町民、事業者、行政など松島で暮らす多様な主体が、景観形成の基本理念と基本目標を共有し、地域の歴史・文化などの個性や資源を理解し活用しながら、愛着と誇りを持つことができる景観づくりに協働して取り組んでいきます。

《第3章》

景観計画の区域・区分

1. 景観計画の区域
2. 区域区分と個別の景観要素の体系
3. 景域とゾーン設定
4. 景観要素



第3章 景観計画の区域・区分

1. 景観計画の区域

松島の景観は、多島海の松島湾と湾を取り囲む松島丘陵が一体となって、表情豊かな風致景観を形成していることが特徴です。また、景観資源分布図に示すように、町全域に見られる自然景観、歴史景観、文化景観及び集落・都市空間景観は相互に関連しており、一体的に保全・継承し、創造していくことが必要であるため、町全域を景観法第8条第2項第1号に規定する景観計画の区域とします。



図5 景観計画の区域

2. 区域区分と個別の景観要素の体系

2.1 区域区分

区域区分については、松島の景観形成に深く関わりのある特別名勝松島の指定範囲を踏まえ、松島湾景域と緑の景域の2つの景域に区分します。

また、景観特性を踏まえて2つの景域を7つのゾーンに区分し、景観形成の方針と基準を定めます。さらに、積極的に景観形成を推進していく景観重点地区を定めます。

眺望は松島の特徴であるため、主要な眺望点からの方針を定めます。

移り変わる景観として沿道沿線からの連続した景観と四季の景観、その他、公共施設については、景観形成の方針を定めます。

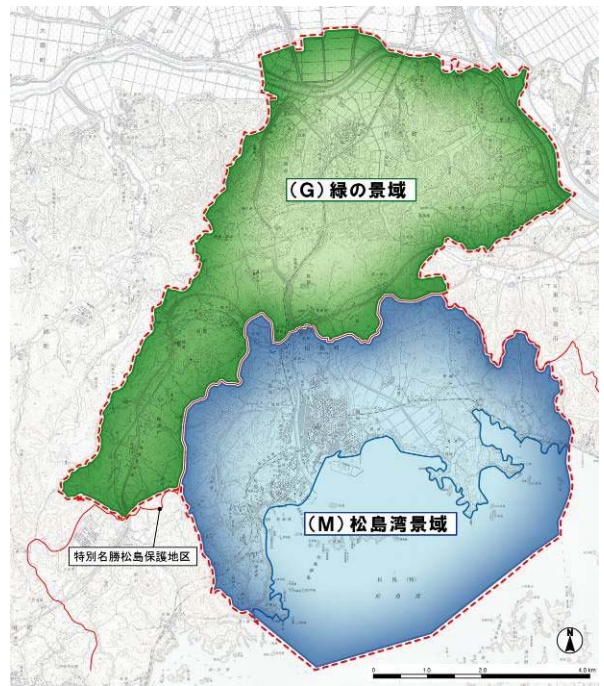
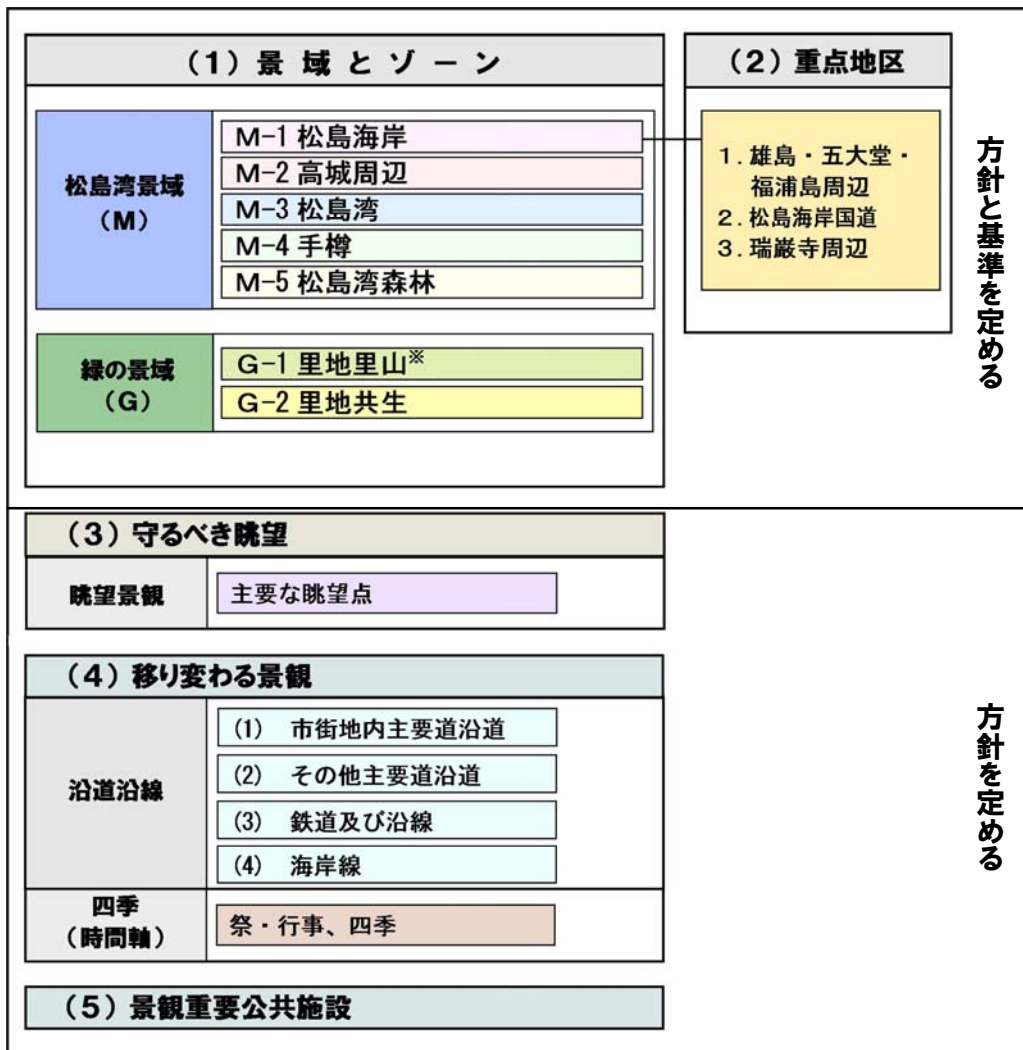


図6 景域位置図

景観要素(1)～(5)の体系



※里地里山: 里地里山とは、奥山と都市の中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域概念です。

農林業等に伴う様々な人間の働きかけを通じて、環境が形成されてきました。

(出典: 環境省「里地里山パンフレット～古くて新しいいちばん近くにある自然～」)

3. 景域とゾーン設定

3.1 松島湾景域

概要：特別名勝松島の指定範囲で、多島海の松島湾を含めた地域

基本方針：日本三景にふさわしい海・島々・松などの自然景観の維持保全と、歴史的背景に配慮したまち並みの継承と創造を図ります。

ゾーン名称	概要と目標
松島海岸 (M-1)	日本三景松島を象徴する歴史的建造物や観光施設等が集積し、松島の観光拠点を形成している地域と周辺の住宅地を含めた区域
	目標：松島の歴史・文化を継承し、人々を魅了する品格ある風致景観の創造
高城周辺 (M-2)	古くからまち並みが形成されている高城商店街や、鉄道・幹線道路沿いから連続して広がる住宅及び商業地を中心とする区域
	目標：住む人の地域活動による、生き活きとした住み心地の良い市街地景観の形成
松島湾 (M-3)	松島の象徴である多島海景観を形成している松島湾の区域
	目標：海・島・松が形づくる自然造形美の保全・継承
手樽 (M-4)	かつて手樽湾を形成し、干拓事業などにより広大な田園が形成され、背後の山裾と一帯的に里地里山的景観が形成されている区域
	目標：干拓による田園景観と海岸線の名残りが見える自然景観の保全・継承
松島湾森林 (M-5)	松島湾を取り囲む丘陵地帯で、松島湾や海岸沿いの陸地から見える緩やかな山並みの稜線を形成している森林を中心とした区域
	目標：松林に特徴づけられた豊かな植生環境と美しい眺望の保全・継承

3.2 緑の景域

概要：松島湾から見える山並み稜線の背後にある北西部一帯の地域

基本方針：松島丘陵の緩やかな稜線と豊かな自然景観の維持保全と、田園や里地里山などの景観の継承と創造を図ります。

ゾーン名称	概要と目標
里地里山 (G-1)	町の市街地北西部に広がる豊かな森林に覆われた丘陵と、吉田川沿いに広がる平地、初原から桜渡戸の沿道から山裾に広がる地域で、里地里山的景観が形成されている区域
	目標：緑豊かな森林景観と里地里山集落の保全・継承
里地共生 (G-2)	鉄道駅、インターチェンジの交通拠点や産業拠点と、その周辺に広がる田園集落や住宅地とが共生する区域
	目標：新たなまちの発展活力と里山環境との共生

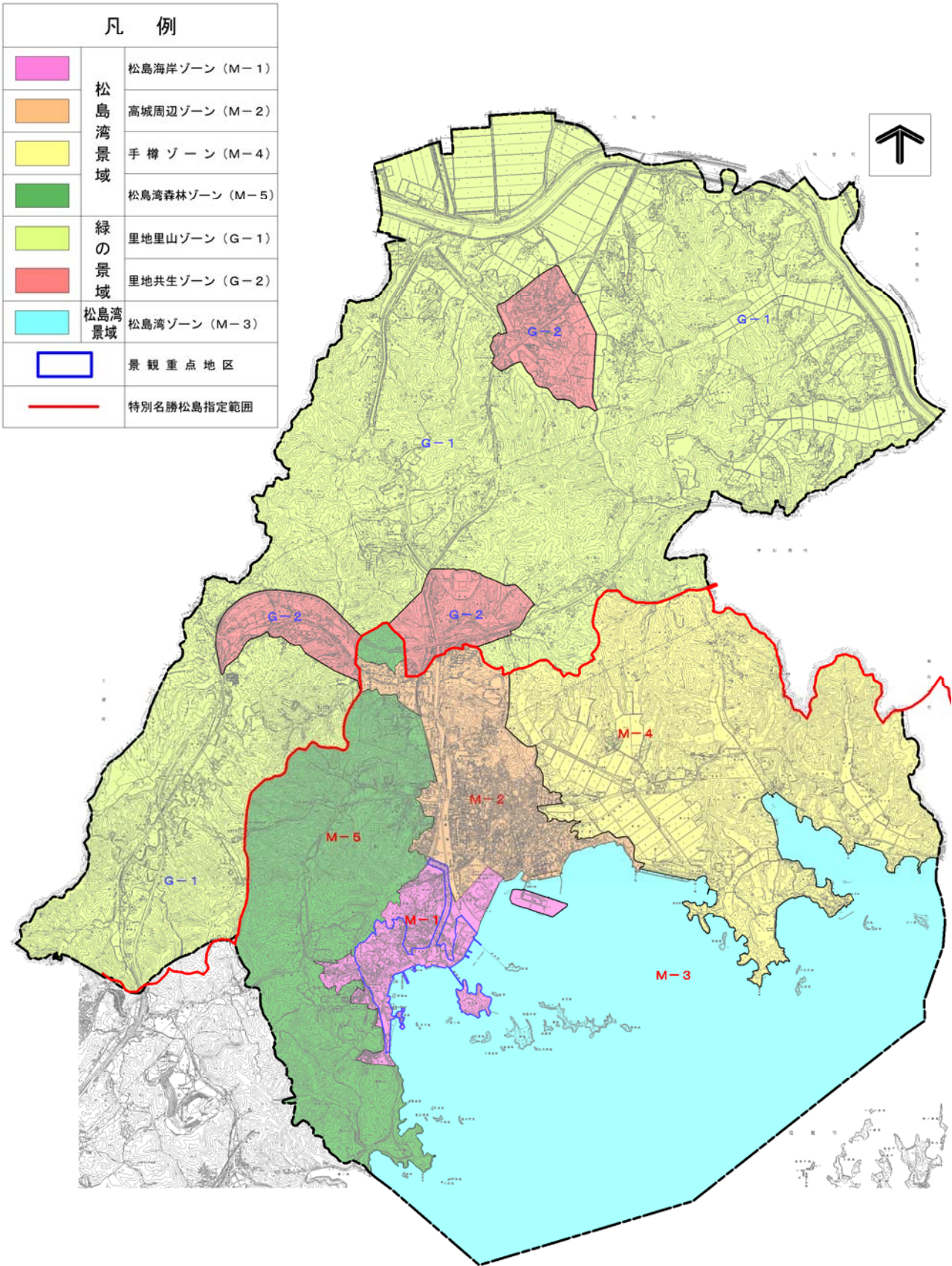
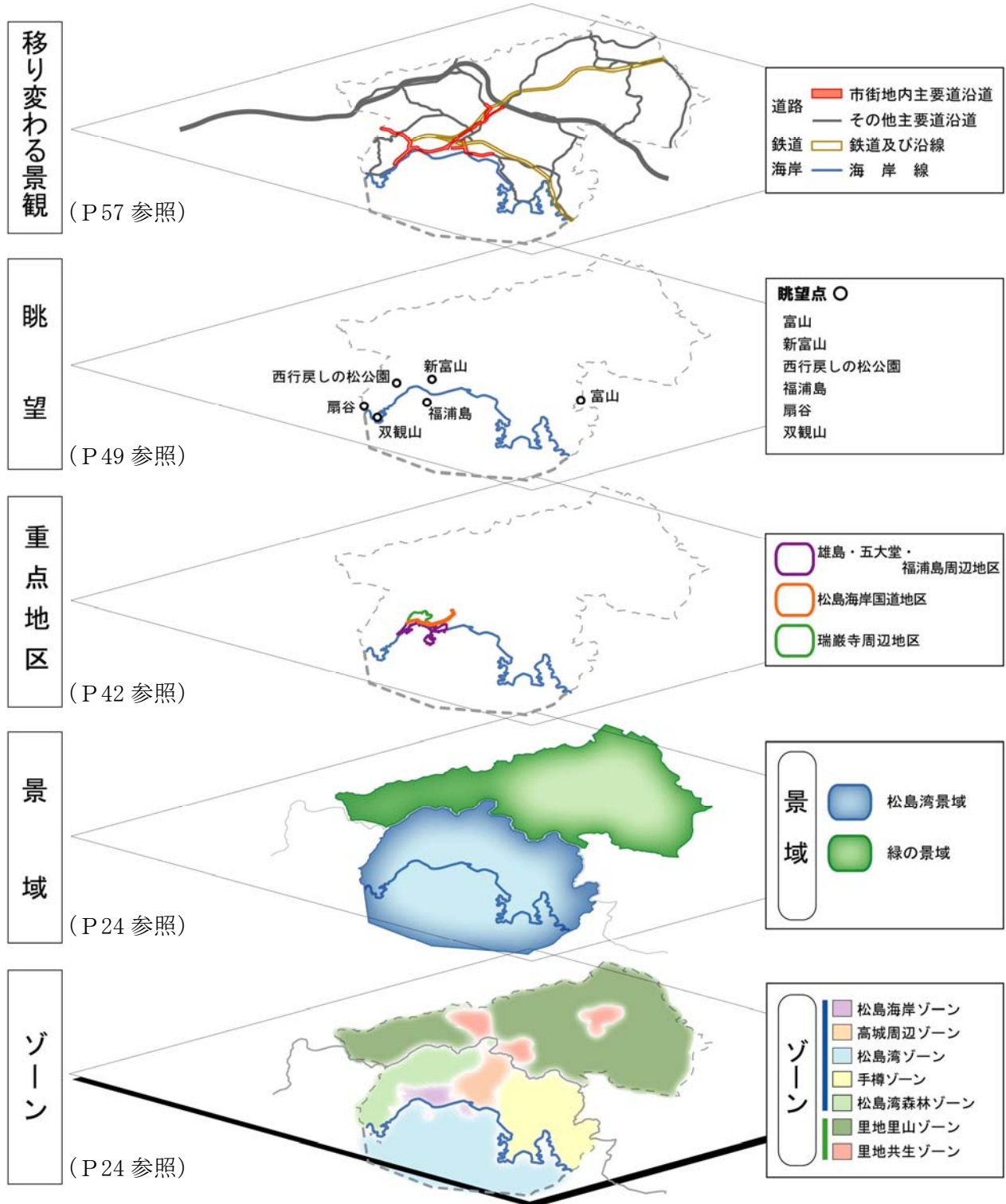


図 7 ゾーン区域区分図

4. 景観要素

松島町の景観は、区域区分に示されるように景観特性に応じて以下に示す景観要素に分けられます。本計画ではそれぞれの景観要素ごとに景観形成の方針を示します。



《第4章》

良好な景観形成に関する方針

1. ゾーンの特徴と方針
2. 景観重点地区
3. 守るべき眺望景観
4. 移り変わる景観
5. 景観重要公共施設の整備に関する事項



第4章 良好な景観形成に関する方針

1. ゾーンの特性と方針

松島湾景域（M）

（1）松島海岸ゾーン（M-1）

○景観特性と課題

松島海岸ゾーンは年間 350 万人を超える観光客が訪れる町の観光拠点です。日本三景松島を象徴する海と島々を望めるとともに、伊達政宗の造営による瑞巖寺をはじめとする歴史的建造物が多数現存し、特に江戸時代以降に国内有数の景勝地として認められた風致景観が形成されています。

松島海岸駅前から海岸に面した国道 45 号沿いには、日本様式の瓦屋根の木造建築物が見受けられる一方で、歴史的風致とは違和感を感じる建築物や商業看板・広告物が数多く見受けられ、全国の他の観光地で目にするよう物産店通りが形成されています。また、慢性的な渋滞が発生し、歴史的風致景観の魅力を低下させている場合も見られます。

海岸沿いは海岸公園全体を周遊できる歩行者動線が十分に確保されていません。また、係船施設が分散し、多数の船とボートが並んでいることにより、観瀾亭などからの眺望に影響を与える場合があります。

○目標

松島の歴史・文化を継承し、人々を魅了する品格ある風致景観の創造

江戸時代後期には遊覧の地として広く知られ、今日も多く多くの観光客の魅力となっている海の美しさと、歴史的背景にふさわしい風致景観を保全・創出します。

○景観形成方針

・ 国道沿いの風格の創出

国道沿いの物産店通りは、瑞巖寺をはじめとする歴史的な建造物に配慮した風格あるまち並み景観を創出します。

・ 瑞巖寺周辺の佇まいの形成

瑞巖寺周辺は、道路舗装や沿道の塀などは自然素材を基調とし、周囲の歴史的背景と調和した佇まいの景観を形成します。

・ 海の眺めを楽しめる海岸景観の形成

海岸沿いの係船場等の施設については、海岸線の眺望と海の眺望を妨げないよう配慮するとともに、漂流物等の適切な処理等により、心地よく回遊できる海岸景観を形成します。

・ 松島を強く印象付ける眺望の保全

双観山付近の国道 45 号と長老坂（県道赤沼・松島線）から眼下に見える松島湾

と市街地の眺望は、松島を強く印象付けるため、建築物や樹木などが眺望の妨げとならないよう、建物の高さ、色彩、形状に配慮し、眺望を保全します。

・ **安全・安心な道路空間の形成**

多くの来訪者が利用する国道45号は、安全・安心で、落ち着いて回遊できる道路空間の形成を目指し、大型車両の通過交通の減少に向けた取組を推進します。

・ **街道の名残りを感ずる資源の維持・継承**

石巻街道の名残りを示す一里塚や田町、水主町は、まちの成り立ちをたどる資源と、奥の細道として知られる歴史的背景を大切に維持・継承します。

・ **松島湾と調和した磯島の景観への配慮**

磯島は、磯崎大橋や船、対岸のホテル等からの眺めに配慮し、海岸構造物は水面や緑と調和させ、緑地樹木は配置を工夫するなど、磯島が松島湾全体の雰囲気と調和するように配慮します。



国道 45 号沿いの物産店通り



瑞巖寺界限



県道からの松島湾と市街地眺望



中央広場と船着場



松島海岸ゾーンの海辺市街地

(2) 高城周辺ゾーン (M-2)

○景観特性と課題

市街地東部の磯崎から高城反町までの低平地及び丘陵地には、新旧の住宅と商業からなる市街地景観が形成され、現在も新たな住宅地が形成されつつあります。高城の旧街道沿いは、かつて松島町の行政や経済の中心を成し、石巻街道の宿場として繁栄した歴史を有していますが、現在は商店街の賑わいが減少し、魅力や買い物の利便性の向上が求められています。個々の宅地割りは狭く、当時の面影を伝える平入り二階建ての木造住宅の建築物がわずかながら残され、建物の壁面線の揃ったまち並み景観を見ることができます。本郷は愛宕駅を中心に、学校や集合住宅など大型の建築物が立地する市街地が形成されています。また、磯崎漁港では、船だまりと漁師の働く姿など、人と海との関わりを示す生業景観が見られ、背後にはそれを支える漁業集落が形成されています。

○目標

住む人の地域活動による、生き活きとした住み心地の良い市街地景観の形成

住む人の暮らしの中心地域としての活力をもたらすため、街道筋であった商店街を中心に、地域活動により町民に親しまれる景観形成を進めます。

○景観形成方針

・景観資源を活かした活力あるまち並み景観の形成

建物の壁面線を揃えたり、接道面への生垣などにより、まち並みの連続性を確保し商店街の賑わいを再興します。また、現存する大正初期などの歴史的建築物はできる限り景観資源として保全・活用することを目指します。さらに、地域の合意による美化活動などにより、まちの風格と賑わいづくりを推進します。

・河川景観を活かした水辺の拠点空間の形成

高城川左岸の防波堤道は、施設管理者及び町民の協力を得ながら、水辺を楽しむ歩行者の散策ルートとして、新たな水辺の拠点空間の形成を図ります。

・周辺の緑と調和し、やすらぎと潤いの感じられる住宅地景観の形成

庭の植栽や接道面への生垣などにより、周辺の緑と調和し、やすらぎと潤いの感じられる住宅地景観の形成を図ります。老朽化した建物は、景観を妨げない配慮について誘導します。

・高い位置からの眺望に配慮した、統一感のある住宅地景観の形成

屋根や外壁等の色彩については、新富山や高城高山からの見え方に配慮し、町民との合意形成を図りながら、新築や建替えに際し色彩等への配慮を求めるなどして、長期的に統一感のあるまち並み景観の形成を図ります。

・高城町駅・愛宕駅周辺の良好な景観形成

利便性の高い高城町駅、愛宕駅の周辺は、住宅地や商業施設、スポーツ施設、

文化施設等への交通結節点として、やすらぎと活力ある景観形成を図ります。また、町民及び鉄道管理者等と連携しながら、放置自転車やゴミ等のない駅周辺の美観を維持するとともに、緑や花を活かすなどして、魅力的で潤いのあるまち並み景観の形成を図ります。

・ 風情ある生業景観の維持・継承

磯崎は古くから人が住み、生活の中で古い石蔵が今も活かされているなど、風情ある漁業集落が形成されており、それらの生業景観を維持・継承します。

・ 祭・行事など記憶に残る景観の継承

紫神社や白坂不動など古くから地域の人々が大切にしてきた建造物と、お祭り・行事などの人々の記憶に残る景観を大切に継承します。



奥行きのある高城川の河川景観



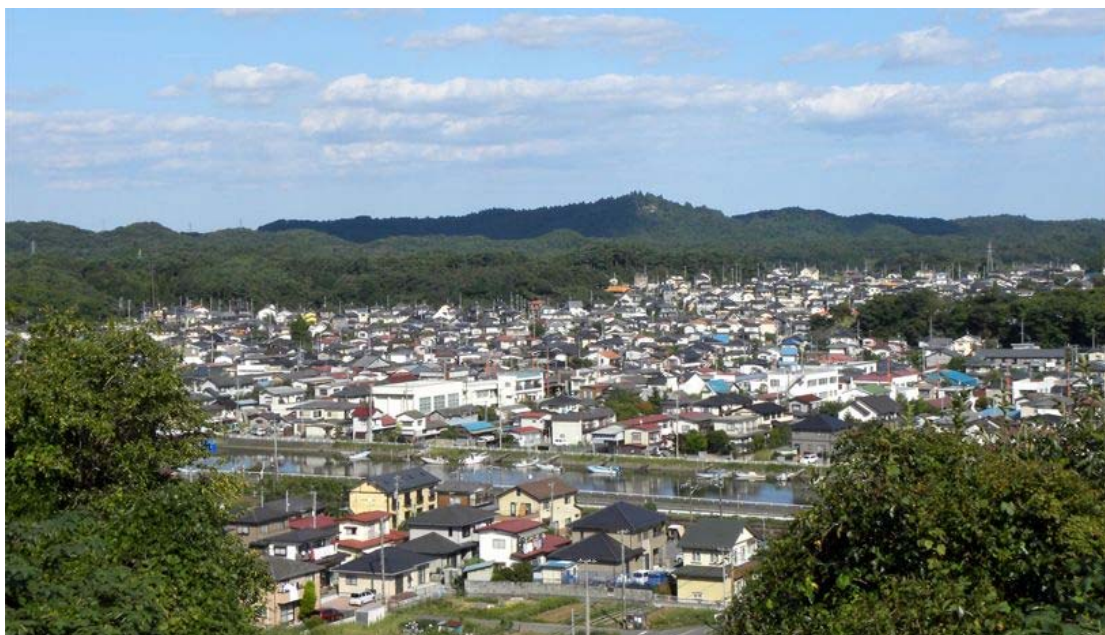
高城のまち並み



愛宕駅周辺の市街地



磯崎漁港



高城高山からの市街地眺望

(3) 松島湾ゾーン (M-3)

○景観特性と課題

松島湾ゾーンは、穏やかな海と湾内に点在する比較的規模の小さい松の茂る島々、島周囲の切り立った白い岩肌が特徴的であり、そこは町の産業を支える漁場でもあります。空や海の青とのコントラストが松島湾の美しさを更に引立たせており、湾の内外を往来する観光船からは、移動とともに移り変わる風光明媚な景色を楽しむことができます。しかし、湾内の島々をはじめ内陸部まで松くい虫等による松枯れが進行し、景観を損なうことが懸念されており、継続的な松枯れ対策が必要です。

また、海や川の水質浄化については、十分な整備状況に至っていませんが、海域は景観形成上の重要な要素であり、松島湾の水質浄化に向けた継続的な取組みとともに、カキの養殖など町の産業を支える漁業の営みが、湾全体の自然景観と調和するよう海辺の文化的景観の維持・保全が望まれます。

○目標

海・島・松が形づくる自然造形美の保全・継承

松島湾の海と島々は、日本を代表する自然造形美で松島湾の重要な景観要素となっており、これらの貴重な景観や自然の保全・継承に努めます。

○景観形成方針

・自然の造形美である多島海景観の保全・継承

松島湾の水面の美しさを阻害する漂流物や水質汚濁等が発生しないよう、漁業関係者及び観光関係者と連携して、松島湾の美観を保全・継承していきます。

・松島のシンボルである松の保全

松は、海や空、島の岩肌とコントラストを成す重要な景観構成要素であるため、松枯れ対策などにより町のシンボルである松の生育環境を保全します。

・生業景観を活かした特徴ある湾の景観形成

湾に見られるカキ棚等、養殖業にかかわる工作物等は、湾全体の自然景観を阻害しないよう、漁業関係者と連携し、松島湾の景観形成を図ります。

・松島湾から眺める丘陵景観の保全

海の島々や船からは、松島湾を取り囲む松島丘陵を望めます。自然と調和した市街地の形成を図り、豊かな丘陵の緑と稜線を保全します。

・バランスの取れた観光活用と美観維持

松島湾は、観光船やプレジャーボートなどの利用が盛んですが、美しい湾のイメージを壊さないよう、観光活用と美観維持との調和を図ります。



松島を守ってきた多島海



松の緑が映える九ノ島



松島湾の風物詩であるカキ養殖棚



松島丘陵のやわらかい山並み



松島湾からの松島海岸市街地の景観

(4) 手樽ゾーン (M-4)

○景観特性と課題

手樽地区には、食糧増産目的で行われた干拓事業により生まれた広大な農地が形成されています。背後の谷戸周辺には昔と変わらない崖地が見られ、かつてこの地が手樽湾の岬や海岸線を形成していたことがうかがえます。

農地と山林の境界域には農業集落があり、松島特有の里地里山的景観が形成されています。海に面した入り江には漁業集落が形成され懐かしい風景が見られます。干拓によって生まれた手樽海浜公園は町民の憩いの場となっており、古浦農村公園では菜の花畑が季節を感じる景観として知られています。これらの干拓農地を中心とした区域は、眺望地である富山から近景として視覚に入る場所となっています。

○目標

干拓による田園景観と海岸線の名残りが見える自然景観の保全・継承

干拓事業によって生まれた田園景観と、かつての海岸線の名残りある地形とが融合した、特徴ある自然景観を保全していきます。

○景観形成方針

・里地里山の特徴的な集落景観の保全・継承

先人の干拓事業によって生まれた耕作地や、かつての島や海岸の面影が残る崖地と集落は、特徴ある地域形成の歴史を感じる景観として保全・継承します。

・農業・漁業などの生業景観の保全・継承

田園と農業集落、入り江に形成された銭神漁港、名籠漁港、早川漁港、古浦漁港及び漁業集落は、町の産業を支えてきた生業景観として保全・継承します。

・幹線道路や鉄道から見える田園景観の保全

この地域の田園は、松島湾までつながる広がりのある景観を形成しています。農道、水路、作業施設、貯蔵施設などは、幹線道路や鉄道から見える田園景観を阻害しないよう、周辺の景観との調和に配慮します。

・海岸沿いの公園の保全・活用

海辺の親水空間として親しまれてきた手樽海浜公園や古浦農村公園は、今後も町民の憩いや散策の場、ゆっくりと海辺の風景を眺める場として、適切な保全・活用を図ります。



手樽早川の農地



手樽海浜公園



“遊YOU松島”の親水公園



早川漁港



かつての手樽湾を想わせる弁天島（手前）



富山からの眺望 手樽干拓事業で形成された農地（手前）と松島湾と一体となった松島海岸市街地

(5) 松島湾森林ゾーン (M-5)

○景観特性と課題

松を中心とした豊かな植生が松島丘陵を覆い、緩やかで曲線的な山並み景観を形成しています。この山並みは、松島湾景域の様々な場所からの眺望に重要な役割を果たしており、松島湾全体の景観を引き立て、訪れる人々に海と一体となった緑豊かな松島を印象付けています。森林ゾーンを構成する植生は、アカマツ群落が中心となっており、特別名勝松島保存管理計画等により維持保全されていますが、保全とともに、多くの人々が松島の景観を觀賞し、自然や歴史、文化に対する理解を深めることができるよう、区域内の眺望箇所（視点場）からの見えやすさに十分配慮するなど、豊かな自然環境を活用していく必要があります。

○目標

松林に特徴づけられた豊かな植生環境と美しい眺望の保全・継承

卓越したアカマツ林の植生環境など、森林の適切な維持管理を行い、市街地の景観を一層際立たせる背景として山並みを保全していくとともに、眺望地の適切な維持管理により、美しい松島湾の眺望を保全していきます。

○景観形成方針

・松島のシンボルである松の保全

松は、訪れる人々に松島を印象付ける重要な景観要素であるため、松枯れ対策などによりシンボルである松を保全します。

・多様な眺望景観の保全・継承

四大観は、松島湾を眺望する歴史的に重要な眺望点です。また、高城高山など町民にとって身近な眺望点も含めて、良好な眺望景観を保全・継承していくため、特別名勝松島保存管理計画と連携し、樹木の伐採など適切な維持・管理を図ります。

・沿道からの良好な眺望の確保

パノラマラインは、周辺の成長した樹木の適切な維持管理などにより、沿道からの眺望を適切に確保します。

・周辺と調和した沿道施設等の景観形成

道路沿道にあるガードレール等の施設は、背景となる自然との調和に配慮したデザインにしていきます。また、野立て看板等が景観を妨げている場所については、集約化を図るとともに、色彩等のデザインが周辺の自然景観と調和するように誘導していきます。



松島湾を取り囲む松島丘陵の森林



高城高山からの松島湾の眺望



富山からの市街地眺望（高城・磯崎方面）

緑の景域（G）

（1）里地里山ゾーン（G-1）

○景観特性と課題

里地里山ゾーンは、松島湾景域の背後一帯にあり、標高約30m～80mの比較的緩やかな丘陵が大部分を占め、植生は、薪炭林であるクリ・コナラ群落の中にアカマツ群落が混在しています。この丘陵に挟まれて谷戸と呼ばれる農地が幡谷、竹谷、北小泉に見られ、吉田川周辺には、先人達が品井沼水害対策や農地拡大のため干拓事業により築いた広大な田園景観が見られます。また、高城川沿いには、季節を彩る桜並木があり、町を代表する水辺の景観資源として親しまれています。

初原や桜渡戸は、道路に沿って帯状に連続する田園の山裾に集落が点在しており、懐かしさを感じる良好な里地里山景観が形成されています。

豊かな森林と広い田園風景がゾーン全体の特徴ですが、今後は地域の高齢化に伴い、森林や田園の管理者の減少が懸念されています。また、道路沿いの野立て看板や朽ちたガードレール、草に覆われた道路の歩道や公園等が見られるなど、周辺景観を損なわないよう、適切な維持管理を行う必要があります。

○目標

緑豊かな森林景観と里地里山集落の保全・継承

標高の低い山々でつくられた森林景観と里山の農地と集落、品井沼干拓で形成された広大な田園景観を保全・継承していきます。

○景観形成方針

・豊かな森林と稜線の保全・継承

多様な生態系と松島湾の美しい景観を支える、緑豊かな森林と丘陵一帯の連続した稜線を保全・継承していきます。

・松島湾を眺められる公園の活用

憩いの場として親しまれている町民の森と治祐ヶ森自然公園は、松島湾を望む良好な眺望箇所としての利用を促進するため、樹林繁茂による眺望阻害がないよう適切に維持します。

・先人が築いた田園景観等の保全

先人達が築いた広大な田園景観や農業の営みの姿と、季節の移り行く景観を保全・継承します。また、鶴田川が吉田川の地下を横断し高城川に流れるサイフォンは近代遺産であり、周辺一帯の景観を保全します。

・懐かしさを感じる集落景観の保全・継承

谷戸や山裾に見える里地里山においては、懐かしさを感じる集落景観を保全・継承するため、建築物の建替えや外構の改修の際に、道路や鉄道など沿道沿線からの見え方に配慮するとともに、周囲の自然景観との調和に配慮します。

・ 自然と調和した建築物・工作物の景観形成

工場や作業小屋、畜産関係の建築物及び工作物は、付近の主要な道路からの眺めに配慮した高さ・色彩、敷地の入口や接道面の緑化などを誘導し、周囲の緑との調和を図ります。

・ 地域の重要な資源、身近な資源の保全・継承

品井沼の干拓の歴史を伝える明治潜穴、レンガ造の東北本線旧山線根廻隧道は、重厚さを感じる地域の重要な歴史的景観資源として保全・継承します。

町民に親しまれて信仰が厚い馬暦神社や熊野神社、北小泉明神などは、身近な歴史的資源として地域の人の手で保全します。また、地域のお祭りを継承し、記憶に残る景観として大切にしていきます。

・ 地域に根ざした自然・文化的景観の継承

地域のシンボルとなる高城川沿いの桜並木や“ねまわりのひまわり”は季節の景観資源であり、地域の特徴ある景観まちづくり活動に活かします。

・ 自然と調和した公共施設の維持管理

道路沿いに設置される野立て看板やガードレールは、意匠・色彩について周囲の自然景観を妨げないように配慮します。また、歩道や公園等は利用者と景観に配慮した維持管理を図ります。



明治潜穴



干拓で形成された広大な田園



四季の彩りを飾る高城川の桜並木



吉田川の水辺空間



上竹谷の田園景観

(2) 里地共生ゾーン (G-2)

○景観特性と課題

品井沼駅周辺は、大規模既存集落地内にあり、近年、既存集落地内に周辺の自然環境と調和した良好な優良田園住宅団地が整備され、住宅団地では、地区計画により建物の高さや壁面位置などが揃った秩序ある景観が形成されています。根廻の松島北インターチェンジ、初原の松島大郷インターチェンジ周辺は、国道と高速道路を結ぶ交通拠点と集落とが周囲の自然環境と共生しています。

また、松島北インターチェンジ周辺には、工業系の建物が周囲の里地里山の緑に包まれるように立地しているなど、産業系の土地利用がされています。これらの潜在的な土地利用の可能性に十分配慮して、将来を見据えた適切な土地利用を図るとともに、産業系の土地利用にあたっては、周囲に圧迫感等を与えないよう敷地外周での緑化等、自然環境との調和に十分配慮していく必要があります。

○目標

新たなまちの発展活力と里山環境との共生

社会環境や産業立地動向等を勘案し、交通利便性の高い鉄道駅及びインターチェンジ周辺において、産業系及び住居系の土地利用と里山環境とが調和し、まちの活性化を促す土地利用の推進とまち並み景観を形成していきます。

○景観形成方針

・潤いある住宅地景観の創造

品井沼駅周辺は、広がりのある田園と丘陵の豊かな自然環境に囲まれており、周囲の里山などの自然環境と調和した住宅地景観の形成を図ります。

・里地里山と交通・産業拠点の共生

松島北インターチェンジや松島大郷インターチェンジ周辺は、敷地周囲の緑化や、既存林の活用など、周囲の自然環境及び里地里山と共生する景観形成を図ります。

・玄関口にふさわしい景観形成

インターチェンジ周辺は、来訪者に町の第一印象を与える玄関口として重要な場所であるため、自然環境と共生し町の玄関口にふさわしい景観形成を図ります。

・旧松島駅の記憶を活かした景観形成

初原には旧松島駅駅舎があり、その周辺のまち並には歴史的な趣の残る木造住宅や石造りの倉庫等が現存しており、こうした町の変遷を現代に伝える資源を保全・継承します。

・地域の歴史的景観資源の保全・継承

元禄潜穴は、周囲の緑に溶け込み重厚さを感じる景観を形成しており、品井沼の干拓の歴史を伝える地域の景観資源として保全・継承します。



品井沼駅周辺の大規模既存集落



元禄潜穴穴頭



品井沼駅周辺 優良田園住宅



三陸自動車道 松島北 I C 周辺



“ねまわりのひまわり”



初原県道沿いの田園景観



三陸自動車道 松島大郷 I C 周辺

2. 景観重点地区

松島海岸ゾーンは、江戸時代になると日本三景の一つに数えられ国内屈指の景勝地として認められ、和歌や絵画の題材にも取り上げられ、特に松尾芭蕉の「奥の細道」で全国に紹介されてからは、多くの文人墨客が訪れるなど都人の憧れの地となりました。本ゾーンには、伊達政宗が造営した国宝瑞巖寺や、松島のシンボルである五大堂、伊達家の迎賓館等の役割を担った観瀾亭等の歴史的建造物群をはじめ、奥州の高野と言われる雄島、街道沿い周辺の田町や水主町など古くからまち並みが形成されていた地区など、まとまりのある歴史的な市街地景観が形成されています。また、鉄道主要駅の松島海岸駅と松島駅間に位置し、海岸沿い一帯の松島海岸公園や国道沿道、市街地の主要な展望地からは、風光明媚な松島湾の多島海景観が望め、現在も国内外から多くの観光客が来訪する観光交流拠点として、松島の顔となる景観を形成しています。

本計画では、以下に示す3つの地区を景観重点地区として、町民、事業者及び公共施設管理者と連携を図りながら、積極的に景観形成を進めていきます。

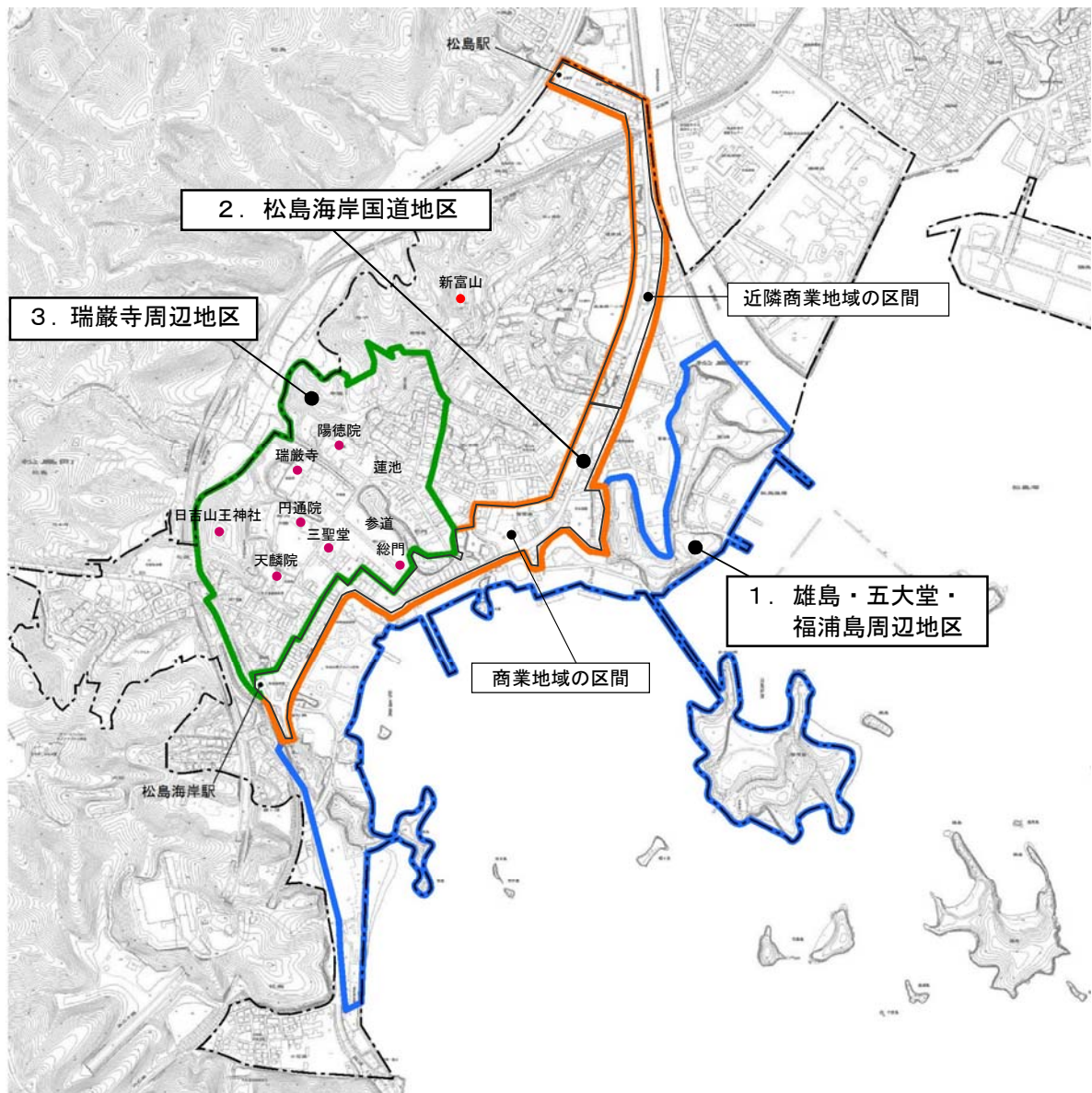


図 8 景観重点地区の3つの区分図

2.1 景観重点地区の方針

(1) 雄島・五大堂・福浦島周辺地区

○景観特性と課題

国の重要文化財である五大堂を中心に、福浦橋で結ばれる福浦島や霊場の中核であった雄島など、松島を象徴する海と島の自然景観と、歴史の奥深さを感じる景観が形成されています。

その中でも雄島、五大堂、福浦島や遊覧船から眺める穏やかな海と島々が織り成す風光明媚なパノラマ景観、歴史的舞台でもある観瀾亭から観る月の眺め、そして松島の風物詩でもあるカキの養殖場の景観などが特徴といえます。

一方、遊覧船や海岸沿いの遊歩道からは、ホテルなどの建物や海岸線の係船施設が目につきやすくなっています。また、多数の船とボートが並んでいることにより、観瀾亭や海岸公園からの眺望にも影響を与えています。

○目標

松島湾の眺望を楽しみながら回遊できる海岸線の景観形成

雄島、五大堂、福浦島からそれぞれの美しい景観を眺めながら、松島湾全体を楽しめるように、海岸沿いを回遊できる歩行者空間を確保するなど、海岸線を堪能できる景観を形成していきます。

○景観形成方針

・五大堂や観瀾亭周辺樹木の適切な維持管理

五大堂や観瀾亭周辺の樹木は、海への視界を確保するとともに歴史的建築物等が周囲から見えやすくなるよう、適切な維持管理を図ります。

・立地特性を活かした快適な遊歩道づくり

福浦島から雄島までの遊歩道は、海岸を取り囲む立地特性があり、眺めの一部として見られることに配慮して、美化清掃や沿道樹木の適切な維持管理等により、快適な回遊空間を確保します。福浦橋からカキ処理場までの海岸沿いの歩道は、舗装や護岸の修景等により湾の眺望を楽しめる空間として活用します。

・周辺環境に合わせた係船場の整理

係船場等の施設や船、管理資材等は、海岸線を歩いたり、船から海岸線を見た場合に眺望を阻害しないよう、規模や、形状、色彩などに配慮します。

・松島海岸公園と松島湾とが一体の景観形成

松島海岸公園前の係船施設や公園施設は、改修や建替えの際に公園と松島湾とが一体の景観となるよう配慮するなど、まとまりのある景観形成を目指します。

・適切な親水空間の維持管理

浪打浜公園は砂浜の親水空間として有効活用を図るとともに、国道や雄島から見える広がりのある景観として適切な維持管理を図ります。

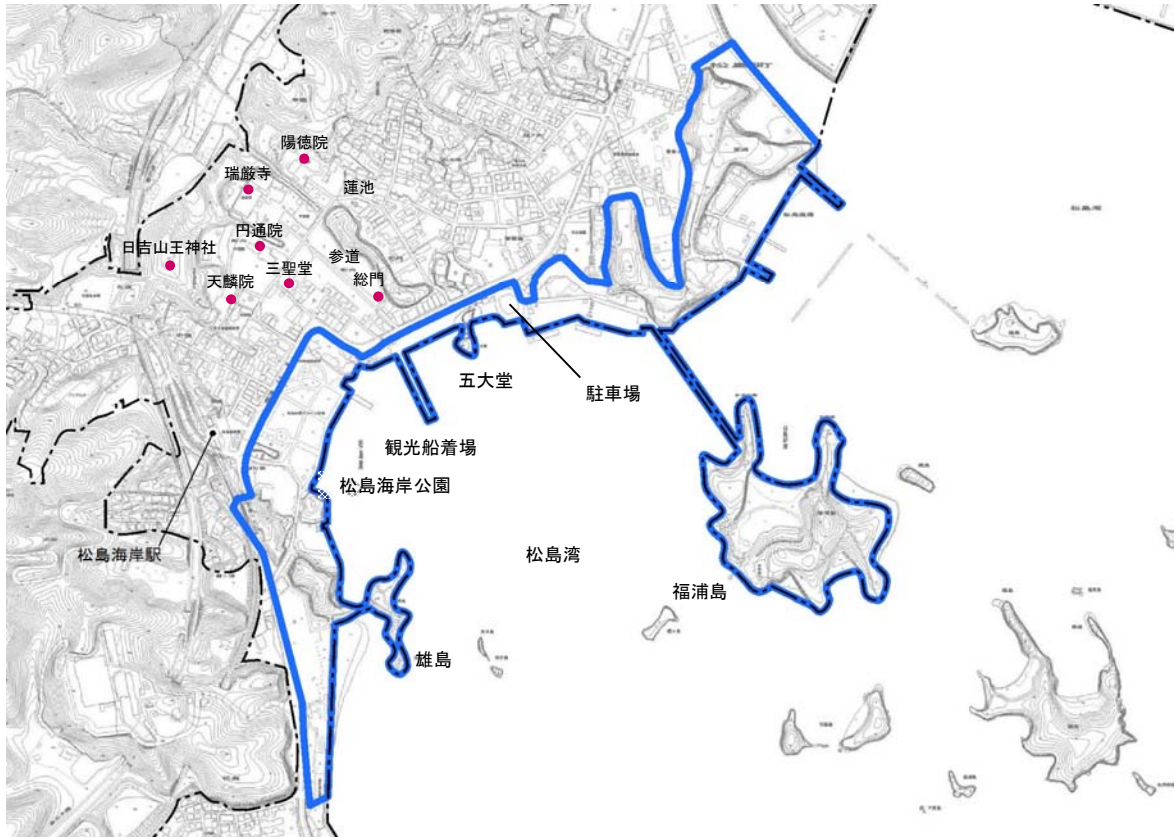


図 9 雄島・五大堂・福浦島周辺地区の区域図



浪打浜付近の海辺と雄島



松島海岸公園の海岸沿い



五大堂と松島海岸中央広場

(2) 松島海岸国道地区

○景観特性と課題

松島海岸駅と松島駅間の国道は、物産店が軒を連ねる区間（商業地域）と、商店と住宅が共存する区間（近隣商業地域）とに分かれています。

商業地域の区間は、松島海岸駅や駐車場からの観光客を、瑞巖寺や五大堂、船着場などの観光拠点とつなぐ主要な動線であり、賑わいと活気のあるまち並み景観が形成されています。

物産店通りは、日本様式の建築物と、コンクリート造などの現代建築が混在し、建物のデザインや材料・色彩などに不揃い感があります。また、各店舗の個性的な看板やのぼり旗が見受けられ、風光明媚な湾の眺めや歴史的雰囲気を引き立つよう配慮する必要があります。

松島海岸を離れた近隣商業地域の区間は、物産店や飲食店は少なく、小学校や住宅が建ち並ぶ景観となり、視界が開け周囲の丘陵の緑や高城川の河川空間と一体となった、まち並み景観が見られ、松島海岸へのアプローチ道路として、景勝地の雰囲気や歴史的背景を感じられる景観を創出する必要があります。

○目標

にぎわいととも歴史の趣や美しい海を感じられる連続した沿道の景観形成

来訪者が行き交い最も賑わう地区であり、瑞巖寺等の寺社群と山並みの緑を背景として、海辺の景観と一体となり、景勝地の雰囲気を感じられる沿道景観の形成を目指します。

○景観形成方針

<商業地域の区間>

・自然と歴史を感じる松島海岸駅周辺の景観形成

松島海岸駅周辺は、建物看板の色彩を抑えることにより、松島海岸公園や三交の松等を引立たせ、来訪者が自然の豊かさや歴史性を感じられる景観形成を図ります。

・歴史的背景にふさわしい建物デザインの誘導

物産店の建物は、建替えや改修を行う際には、瑞巖寺をはじめとする歴史的背景にふさわしいデザインに誘導し、歴史的な資源を際立たせ風格のある景観形成を図ります。

・歴史的雰囲気の看板や公共施設のデザイン誘導

屋外広告物や看板、歩道の舗装や照明、柵等の公共施設においては、のぼり旗の設置を控え、目立つ大きさや派手な色彩の使用は避けるなど、歴史や文化に配慮したデザインへの誘導を図ります。

<近隣商業地域の区間>

・歴史と統一性を感じられる松島駅周辺の景観形成

松島駅周辺は、和風デザインを基調とする駅舎を中心とした統一感のあるまち並み形成の創出に努め、来訪者が町の歴史性を感じられる景観形成を図ります。

・周囲と調和した沿道建物の景観形成

沿道の建物は、建替えや改修を行う際には、松島海岸の歴史的背景及び周囲の丘陵の緑や高城川の自然環境に調和した景観形成を図ります。

・景観を妨げない屋外広告物のデザイン誘導

看板は目立つ大きさや派手な色彩の使用は避け、まち並みの見通しを遮る野立て看板等の設置を控えるなど、景観を妨げない屋外広告物のデザインを誘導します。

・安全と景観に配慮した公共施設のデザイン

歩道の舗装、照明、柵等の公共施設は、安全性を十分に確保するとともに、周囲や背景となる自然景観と調和したデザインとします。

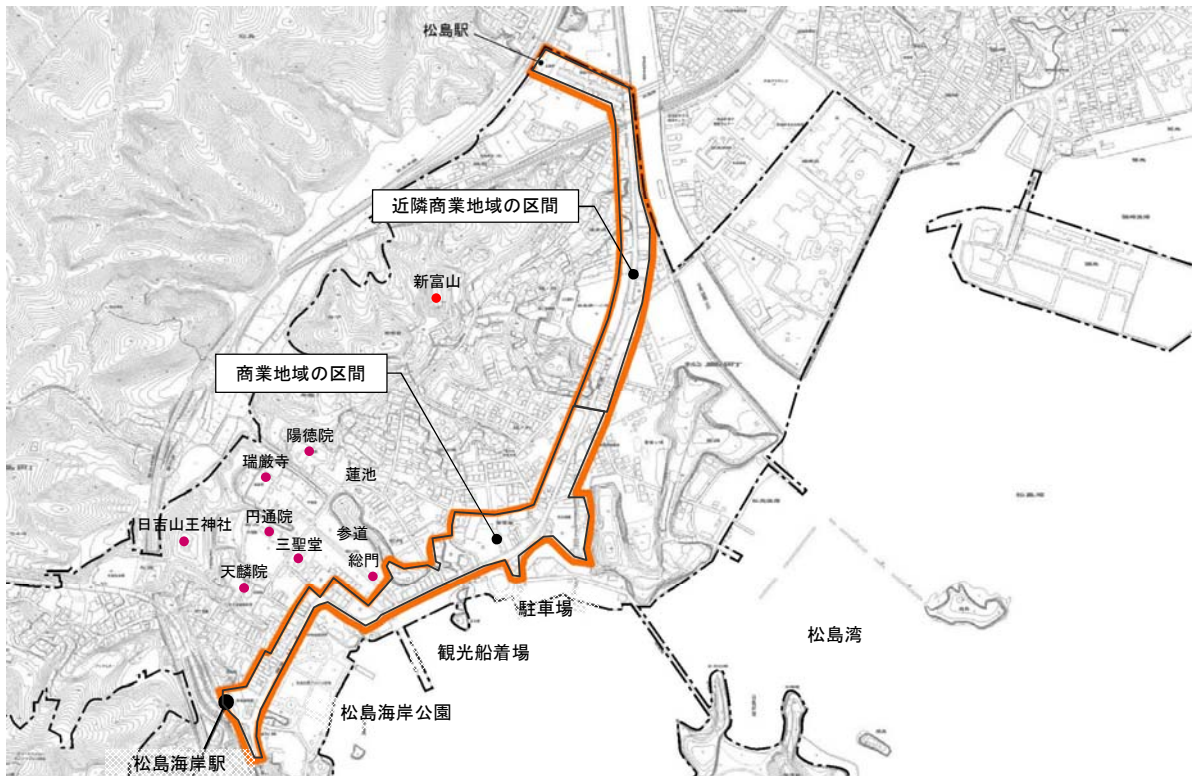


図 10 松島海岸国道地区の区域図



松島海岸駅付近の沿道景観



松島海岸の沿道景観



(3) 瑞巖寺周辺地区

○景観特性と課題

国宝の瑞巖寺を中心として、重要文化財の円通院のほか、陽徳院、三聖堂などの歴史的建築物が集積し、寺町の風情を残す趣のあるまち並み景観が形成されています。大木に生長した周囲の寺社林や参道の杉並木、苔をむした林床の姿からは、長い歴史と緑豊かな静けさが感じられます。

近年、寺町構想の一環として整備された石畳の道路と沿道の生垣や黒杉板塀は、歴史的建築物と調和して落ち着きのある和の景観を演出しています。

また、寺町周辺の田町や水主町は、現在も石巻街道の名残りのある町割りが見られますが、個々の建物の素材・色彩、外構等は、歴史的背景や周囲の景観に配慮されていない場合も見られ、地域の歴史や文化を感じられる、まとまりのあるまち並みを形成していく必要があります。

○目標

歴史的な趣と調和した和の佇まいの景観形成

瑞巖寺周辺の建物の佇まいが寺社群の歴史的な雰囲気と調和するように、建物の屋根や外壁、塀の素材などに配慮し、地域の歴史や文化に配慮した統一感と落ち着きのある和を基調とした景観を形成していきます。

○景観形成方針

・ 荘厳な参道景観の維持・継承

総門から瑞巖寺に通じる参道は、沿道から幅広く林立する杉の林間景観と、林床の苔、重厚な石畳により荘厳な景観を演出しており、これらを維持・継承していきます。

・ 歴史的な趣に配慮した景観形成

瑞巖寺周辺においては、伝統的な和の建築物を基本とし、屋外広告物は必要最小限に抑えるなど、神社仏閣など周囲の歴史的な趣に配慮したまち並み景観の形成を図ります。

・ 自然素材を活かした寺町の景観形成

天麟院・三聖堂周辺と、陽徳院・蓮池から水主町一帯は、寺町構想で整備された石畳と板塀との調和に配慮し、自然素材を活かした景観形成を図ります。

また、照明灯はできる限りフットライトを基調とし、電柱の移設等を推進し、落ち着いたまち並み景観を形成します。

・ 象徴的な多島海景観を守るための眺望景観の保全

田町は、県道（赤沼・松島線）から見下ろす松島湾の眺望を妨げないよう、住宅や旅館・ホテル等の新築や改築等にあたっては、屋根等の設置や建物の色、高さ・規模などについて適切な景観誘導を図ります。また、国道や松島海岸公園からの眺めに配慮し、背景となる山並みの緑と調和するまち並み景観を形成します。

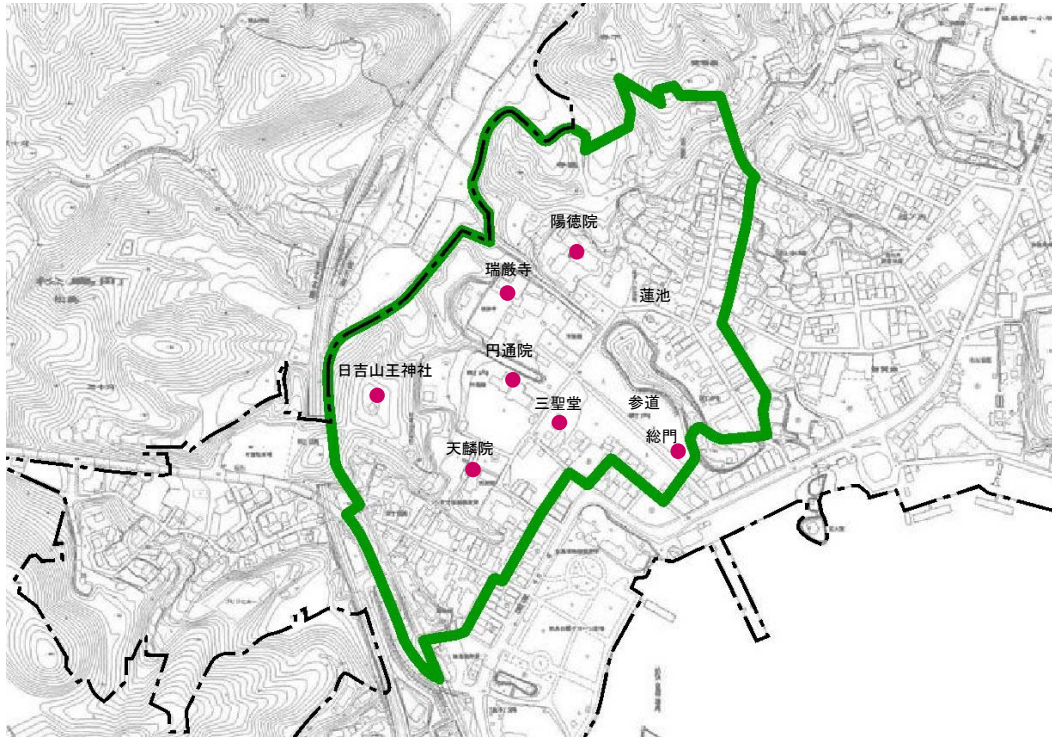


図 11 瑞巖寺周辺地区の区域図



三聖堂



寺町構想で整備された石畳舗装



水主町の住宅街

3. 守るべき眺望景観

松島の景観は、高い場所から眺めたり、島や船などの低い場所から眺めたり、海と島々を眺める眺望点が複数存在することが大きな特徴です。これらの眺望点から見る松島湾や山並みへの景観は、日本を代表する景勝地松島の象徴的な景観であり、町民には安心と誇りを、来訪者には感動を与え、松島らしさを感じさせる貴重な景観資源となっています。良好な景観形成を推進するには、これらを維持・保全し、さらにその印象を高めていくことが重要です。

眺望点は、丘陵の高い位置から見下ろす眺望（俯瞰）と、低い位置からの眺望の大きく2つに分けられます。

四大観の一つとして古くから知られる富山は、標高約124mで見下ろす眺望点の代表といえます。一方、低い位置からの眺望点は、福浦島や雄島など海岸沿いの島や観光船での海からの眺めがあります。

このように多数の眺望点がありますが、眺望点の高さや湾までの距離によって、海、島々、海岸線、背景の丘陵の位置が変化し、それぞれ違った美しさを有していることが、松島の眺望景観の大きな魅力となっています。

3.1 身近な眺望点と主要な眺望点

松島には、松島湾内の四方にある四大観をはじめ、観光客が訪れる松島海岸周辺や観光船、町民に親しまれている町民の森などの公園、また、暮らしの中で日常的に目にする漁港などの眺望点があります。

本計画では、これらの眺望点のうち知名度が高い眺望点と、松島海岸から比較的近く観光客が訪れやすい眺望点などを選定し、主要な眺望点として定めます。

見下ろす眺望		低い位置からの眺望	
No.	眺望点（標高(約)）	No.	眺望点
①	富山（124m）	⑨	福浦島
②	扇谷（71m）	⑩	雄島
③	双観山（43m）	⑪	五大堂
④	西行戻しの松公園（84m）	⑫	手樽海浜公園
⑤	新富山（45m）	⑬	銭神漁港
⑥	治祐ヶ森自然公園（90m）	⑭	海（船）
⑦	町民の森（70m）		
⑧	高城高山（52m）		

※太字：主要な眺望点

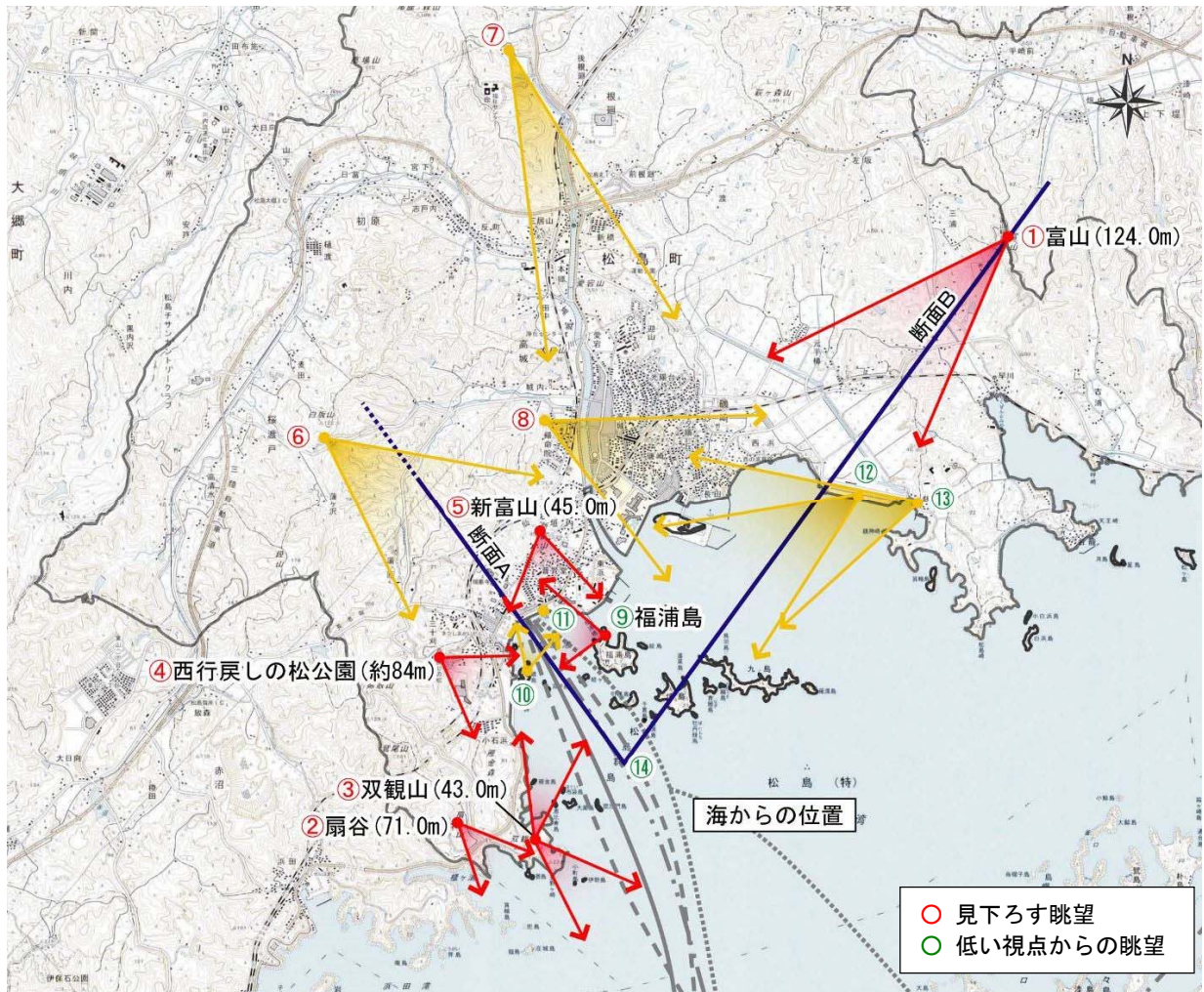


図 12 町の眺望点位置図

(1) 主要な眺望点の特性（見下ろす眺望）

① 富山（四大観：麗観）

多島海から松島海岸までが視界全体に広く連なって、松島のほぼ全景を一望できます。手前の田畑や集落は干拓により創造された新たな姿ですが、建物などは周囲の樹木に溶け込んで見えます。また、松島海岸の市街地も遠方にあり、突出した高さや派手な色彩の建物を認識することはなく、四大観にふさわしい良好な眺望となっています。今後も良好な眺望を維持・保全していくためには、樹木等の適切な管理が必要です。



富山からの眺め

② 扇谷（四大観：幽観）

四大観の一つであり、手前の谷から広がる眺望は、名称の由来どおり松島湾の入り江が扇のように浮かんで見える個性的で美しい眺望となっています。



③ 双観山

松島海岸の南端に突き出ている岬の丘にあり、公園として整備されている展望台からは、名前の由来のとおり、塩釜湾と松島湾の双方を望むことができます。

松島湾側は海岸沿いの建物が見えますが、市街地背後の緑の稜線が連続した姿で保たれ、良好な眺望といえます。しかし、手前の高く成長し繁茂した樹林や電線が眺めを遮っています。



④ 西行戻しの松公園

一帯は桜の名所でもあり、展望台からは松島湾や市街地と桜が一体となった良好な眺望が得られます。

手前の地形が谷状であるため、近傍の樹林などが眺望を遮ることはありません。



⑤ 新富山

瑞巖寺の北東に位置する眺望点であり、市街地越しに松島湾を見渡すことができます。手前の住居の屋根の色や、ホテルが湾に飛び出している点が目立つ存在と感じられ、建物の建替えや改築の際には、意匠・色彩など、眺望への配慮が必要です。



(2) 主要な眺望点の特性（低い視点から見た眺望）

⑨ 福浦島

松島湾と松島海岸のまち並み景観の両方を望むことができます。

南側は近景と遠景に島々が点在し、松島湾の特徴である多島海の景観を望むことができます。松島海岸側は森林を背景として、建物の様子がはっきりと見えます。

島内の良好な眺望点には、展望台やベンチなどが数箇所設置されていますが、樹林が繁茂し周囲の眺望を阻害している箇所があります。



福浦島からの眺め（南側）



福浦島からの眺め（松島海岸側）

⑭ 海（船）からの眺め（松島海岸側）

海岸との距離により見え方が異なりますが、およそ海岸から1kmの距離までは、松島海岸のまち並みが認識できます。建物や市街地が背景の山並みの緑に包含された状態では、緑の連続性や背景の山並みと市街地とが調和し、良好な景観として感じられますが、海岸に近接した数百mの位置では、個々の建物の高さや色彩の不揃いが見られ、一体感が薄れている印象を受けます。



海（船）からの眺め（松島海岸側）

3.2 景観形成方針

(1) 見下ろす眺望

① 富山

- ・ 視点場となる展望台周辺に休息場所や案内表示、トイレなど必要な環境整備を図ります。
- ・ 眺望の対象となる海域や山並み、市街地への視線を妨げないように、視点場周辺の樹木等について適切な維持・管理を図ります。
- ・ 良好な眺望を維持・保全するため、図 13・14 に示す範囲において、樹木との組み合わせや周囲と調和する誘導、目立つ色彩の使用の抑制を図ります。

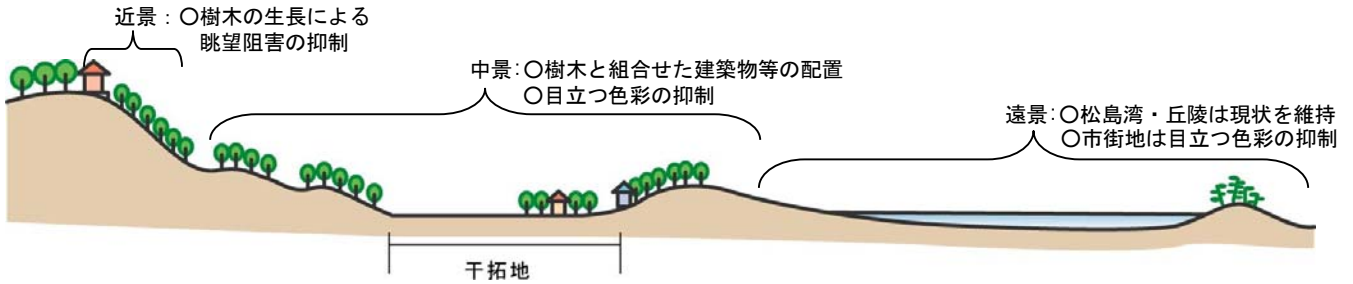


図 13 富山から見下ろす眺望断面のイメージと方針

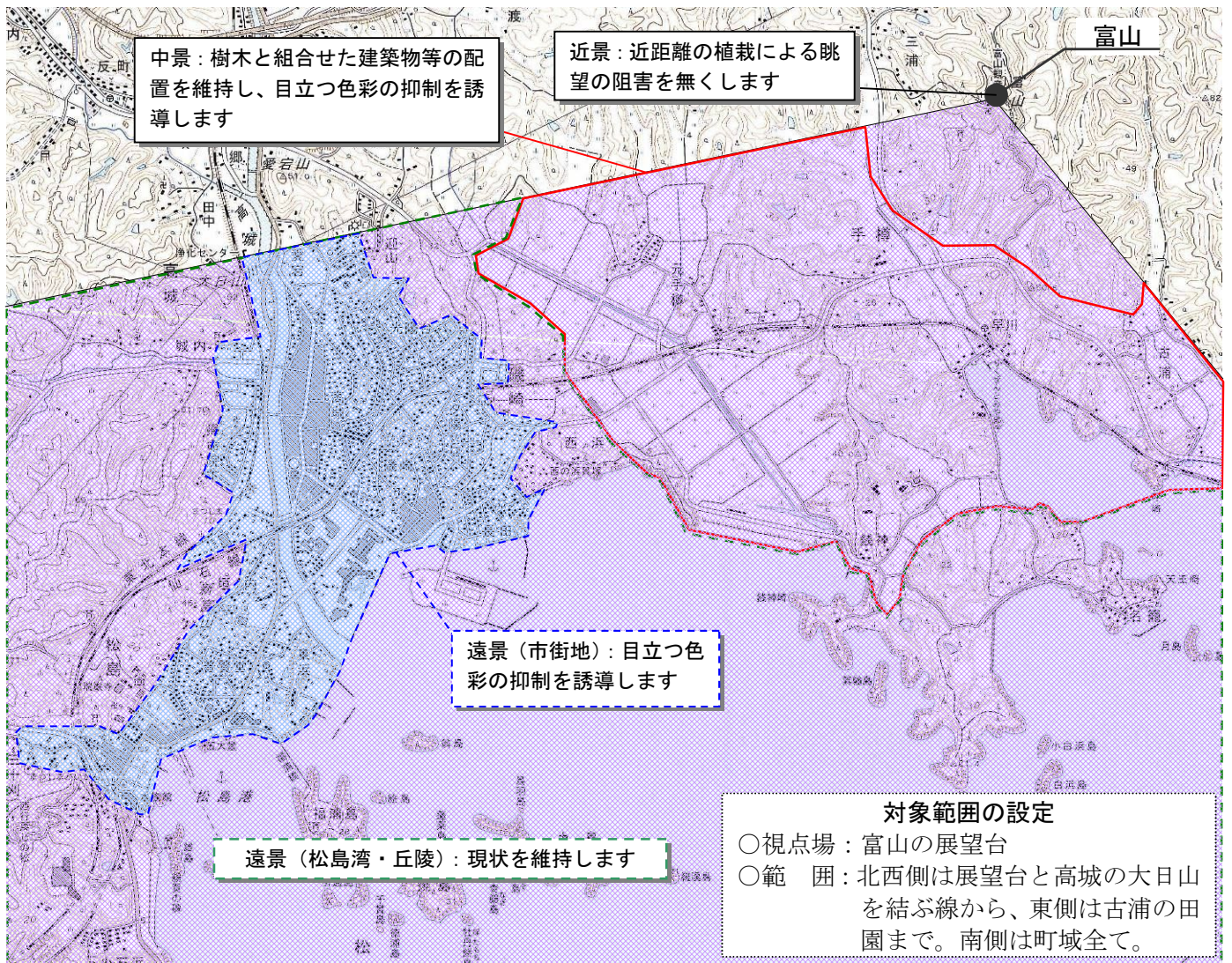


図 14 富山からの眺めの区域と方針

②扇谷・双観山・西行戻しの松公園

- ・視点場となる展望台周辺に休息場所や案内表示など必要な環境整備を図ります。
- ・眺望の対象となる海域や山並み、市街地への視線を妨げないように、視点場周辺の樹木等について適切な維持・管理を図ります。

③新富山

- ・視点場となる展望台周辺に休息場所や案内表示など必要な環境整備を図ります。
- ・図 15・16 に示すように、近景、中景、遠景の範囲を定め、背景の海や島々と調和した市街地の景観誘導を図ります。

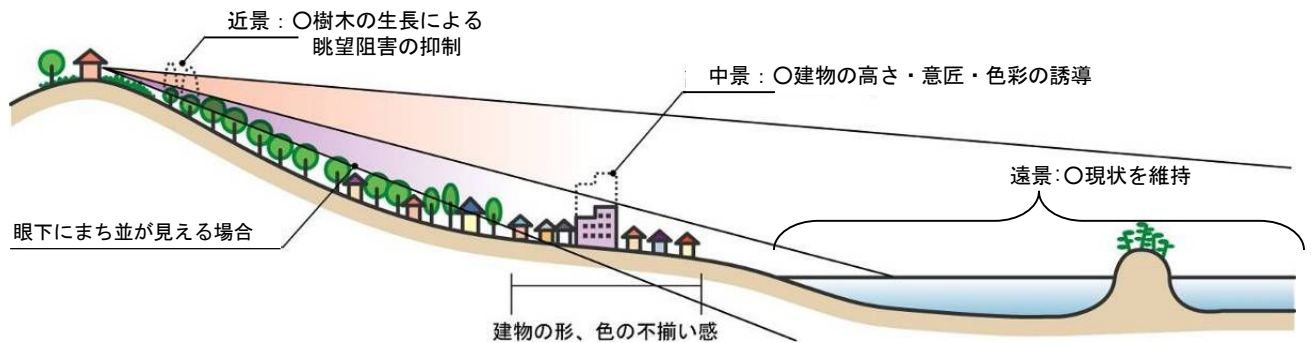


図 15 新富山からの見下ろす眺望の断面イメージと方針

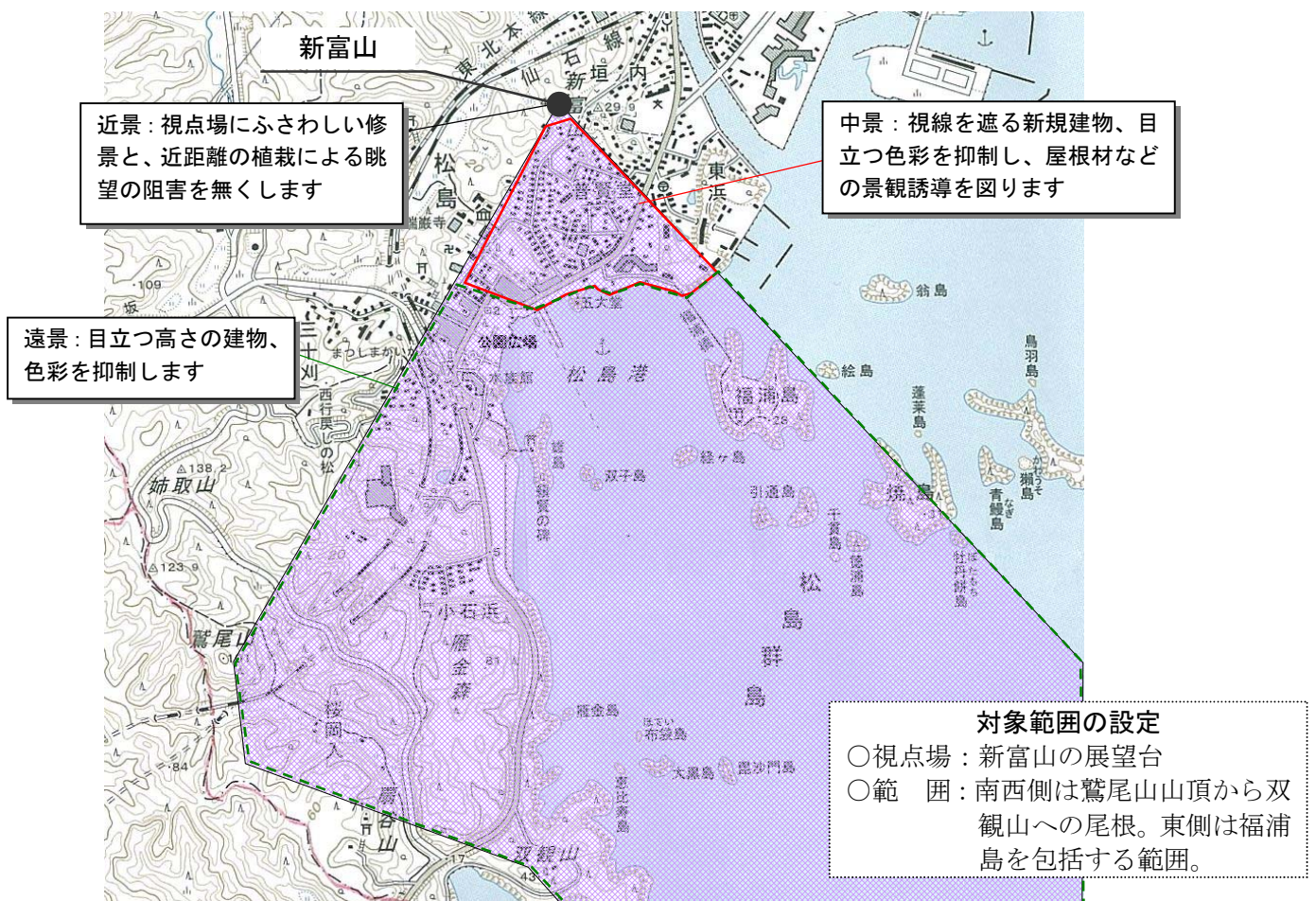


図 16 新富山からの眺めの区域と方針

(2) 低い視点から見た眺望

① 福浦島

- ・遠景では、背景の稜線を超えない建物の高さや、背景の山並みと調和した色彩の誘導を図ります。
- ・福浦島や海岸線から 400～500m離れた位置から松島海岸を眺める中景は、建物の高さ・形状・色彩が不揃いに感じられることから、図 17・19 に示すように、連続した建物の高さの調和への配慮や、目立つ色彩の抑制を図ります。

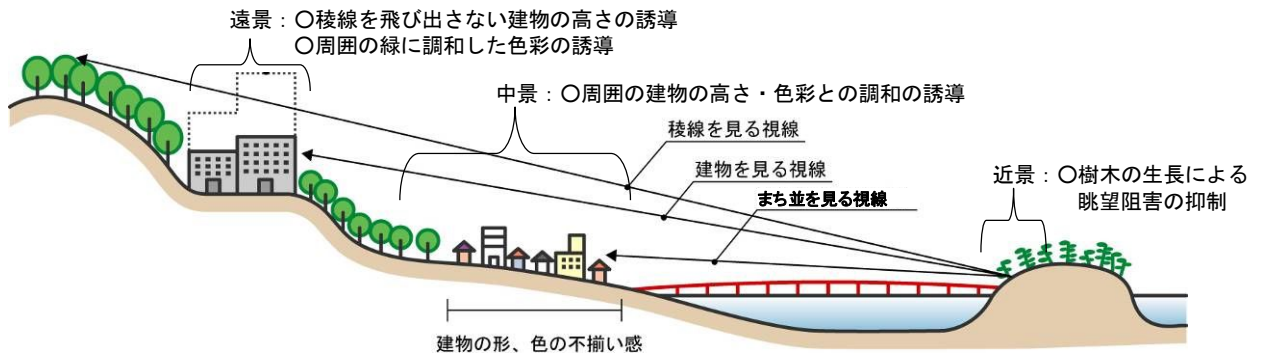


図 17 福浦島からの眺望の断面イメージと方針

② 海(船)から見た松島海岸

海岸のまち並み景観と背後の山並みの両方をバランスよく見える、海岸からおよそ 400～1200m^{*}までの範囲では、松島海岸の市街地は中景となり、建物の高さ・形状・色彩の不揃い感を覚えるため、建築物の高さや色彩に配慮した景観誘導を図ります。

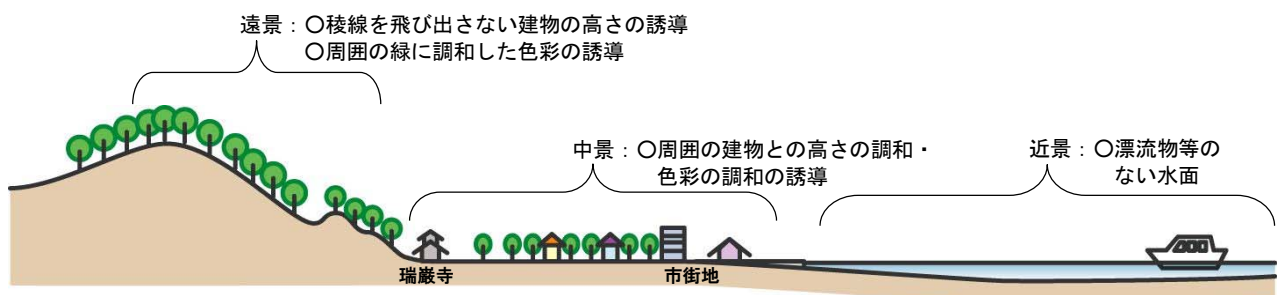


図 18 海(船)から見た松島海岸の断面イメージと方針

※：400mは、例えば樹木1本1本のディテールは捉えることが出来ないが、個々の樹木が景観のテクスチャの単位と見える中景域の下限（340～460m）である。

1200mは、人間の認知の限界とされている。（参考図書：景観用語事典 増補改訂版 彰国社）

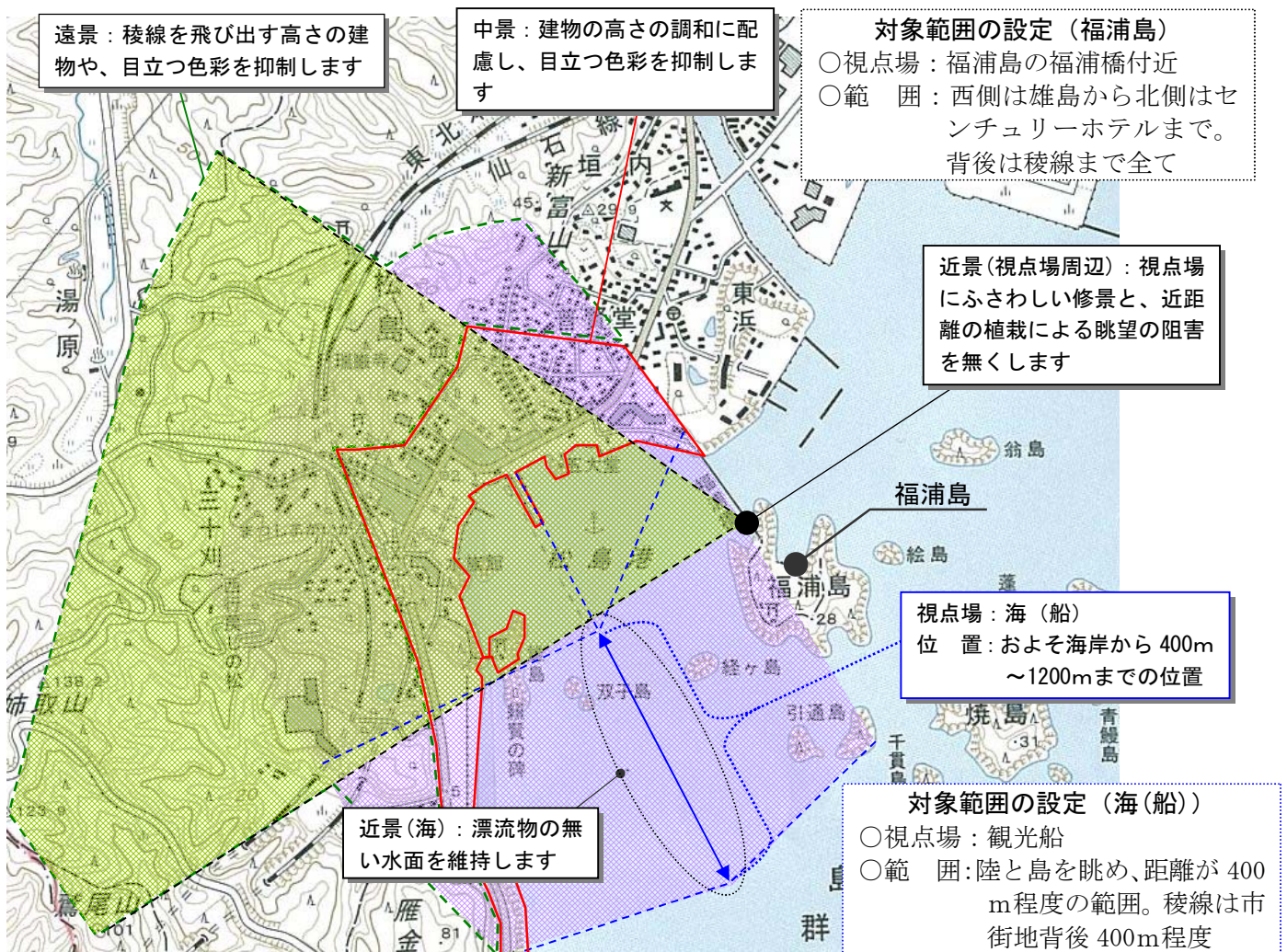


図 19 福浦島からの眺めの区域と方針

3.3 4つの眺望の景観基準

4つの眺望は、他の眺望に比べ、対象範囲での建築物・工作物等の新築や建替えが多いと想定されるため、関連する地区の景観形成基準に、当該方針を考慮します。

4つの眺望と対象範囲

	眺望	対象範囲
1	富山から見た松島海岸	○視点場：富山の展望台 ○範囲：北西側は展望台と高城の大日山を結ぶ線から、東側は古浦の田園まで。南側は町域全て。
2	新富山から見た松島海岸	○視点場：新富山の展望台 ○範囲：南西側は鷲尾山山頂から双観山への尾根。東側は福浦島を包括する範囲。
3	福浦島から見た松島海岸	○視点場：福浦島の福浦橋付近 ○範囲：西側は雄島から北側はセンチュリーホテルまで。背後は稜線まで全て。
4	海（船）から見た松島海岸	○視点場：観光船 ○範囲：陸と島を眺め、距離が400m程度の範囲。稜線は市街地背後400m程度。

4. 移り変わる景観

松島町には国道や高速道路、鉄道などの交通施設があり、乗り物で移動しながら眺める連続した景観や、海岸の遊歩道や観光船から眺める海岸線の連続した景観は、毎日暮らす人にとっても、町を訪れる人にとっても松島を感じる大切な景観です。

四大観をはじめとし、湾やまちを見下ろす眺望は、歴史的な背景とともに松島を象徴する景観の一つです。また、古くからの伝統的な行事や地域のお祭り、町をあげてのイベントなどは、時の移り変わりや季節の変化によって見られ、記憶に残る景観として重要です。

このように松島を感じる多様で特徴的な景観を大切にするため、以下に示す方針を定めます。

4.1 沿道沿線

(1) 市街地内主要道

1) 景観特性

市街地を南北に流れる高城川沿いは、連続した広がりのある景観が形成され、愛宕山などの丘陵の山並みを背景にして、東西には低層市街地の景観が形成されています。市街地の国道45号沿道は、松島海岸以北にも沿道型店舗等の建築物や屋外広告物が並ぶまち並み景観が形成されており、県道赤沼・松島線の長老坂からは松島海岸の海と島々を見晴らすことができます。

2) 景観形成方針

- ・沿道のまち並みは、建築物の高さや連続性に配慮し、突出した高さ・意匠・色彩がない景観形成を図ります。
- ・沿道の商店等の屋外広告物は、周辺景観と調和するよう景観誘導を図ります。
- ・県道赤沼・松島線から見える松島湾の眺望に配慮し、道路付属物や建築物等が周辺の自然景観と調和するよう景観形成を図ります。

(2) その他主要道

1) 景観特性

山間を抜ける三陸縦貫自動車道や国道45号、国道346号には松島丘陵山腹の緑が間近に迫るとともに、視界が開ける場所では緩やかな山並みの稜線が眺望できます。また、吉田川沿いの県道竹谷・幡谷線や、磯崎・手樽を横断する主要地方道奥松島・松島公園線、桜渡戸を縦断する主要地方道仙台・松島線の沿道には、景観を阻害する要素が少なく、良好な田園や里地里山の景観が望めます。

2) 景観形成方針

- ・沿道の建物や道路付属物は高さ・意匠・色彩等に配慮し、背景となる山並みや周辺の自然景観との調和を図ります。
- ・沿道の田園や森林は適切な維持管理により、周辺の自然景観と調和した景観を維持・保全します。

- ・沿道に設置される屋外広告物は、周辺の自然景観を阻害しないよう景観誘導を図ります。

(3) 鉄道

1) 景観特性

鉄道からの景観は、森林が間近に見える景観から、海岸までを見渡せる景観に変化し、さらに穏やかな田園が広がる景観など、変化に富んでいます。

2) 景観形成方針

- ・鉄道施設は、周辺景観と調和するよう、鉄道事業者の協力を得て施設の意匠・色彩等の適切な景観誘導を図ります。
- ・沿線の建物は、突出した高さ・意匠・色彩がない景観形成を図ります。
- ・沿線の屋外広告物は、周辺の自然景観を阻害しないよう景観誘導を図ります。
- ・沿線の田園や森林は適切な維持管理により、周辺の自然景観と調和した景観を維持・保全します。

(4) 海岸線

1) 景観特性

海岸沿いの景観は、双観山から雄島までは松と崖線による自然の海岸線が形成されています。松島海岸公園はヨットハーバーと多数の小型船が並び、観瀾亭周辺の樹木を経て観光船乗り場・五大堂・福浦橋へと遊歩道がつづきます。また、磯崎漁港から東は、銭神漁港や古浦漁港などの自然地形を活かした漁港と、手樽海浜公園や古浦農村公園など海辺の公園が断続的に連なり、美しい景観を呈しています。

2) 景観形成方針

- ・松島を象徴する海岸線の複雑な自然地形と松の景観を維持・保全します。
- ・観光地の海岸は、漂流物の処理や船舶係留施設などの修景を図ります。
- ・入り江に形成された漁港・漁業集落などの生業景観を維持・保全します。
- ・松島海岸公園（浪打浜から福浦島の海辺）や手樽海浜公園などは、適切な維持管理により、町民及び来訪者が散策できる憩いの空間として良好な景観形成を図ります。

4.2 四季(時間軸)の景観

1) 景観特性

松島湾周辺や地域の神社を舞台とした伝統行事は、時間とともに継承され、人々の心に刻まれた文化的景観といえます。特に、穏やかな夜の松島湾に浮かぶ灯籠や月の光は、幻想的な夜の景観として町民の誇りとなっています。

<夜に行われる主な伝統行事>

松島流灯会海の盆、瑞巖寺大施餓鬼会、月見の会 等

<地域の伝統行事>

初原天神春の祭典、紫神社祭典 等



雁金森からみた月

松島の夜を彩る花火

身近にある里地里山の景観は、新緑の芽吹きや、色鮮やかな紅葉、冬枯れの木立など、四季折々に様々な森林の表情を見せます。また、夏は水田の緑のじゅうたん、秋は黄金色の稲穂と、表情豊かな田園景観が広がります。

松島湾の雪景色はしんとした静けさと透明感があります。

<春の景観>

桜(高城川沿い、西行戻しの松公園等)等

<夏の景観>

ねまわりのひまわり、水田の緑等

<秋の景観>

紅葉(扇谷、観瀾亭、天麟院、円通院)、黄金色の稲穂等

<冬の景観>

雪景色(五大堂、瑞巖寺)等



西行戻しの松公園の桜



夏の田園風景



円通院の紅葉



雪景色の五大堂

2) 景観形成方針

- ・建物や樹木等が、主要な視点場からの花火や月の眺めを遮らないよう、適切な景観誘導を図ります。
- ・建物や照明等の光が強すぎて、灯籠や、月の光の阻害とならないよう、適切な景観誘導を図ります。
- ・観光地や公園・道路などから見える四季を演出する樹木等を適切に保全します。
- ・散策ルートやベンチ・木陰のある休憩場所の整備等により、四季の景観を楽しむ空間づくりを推進します。

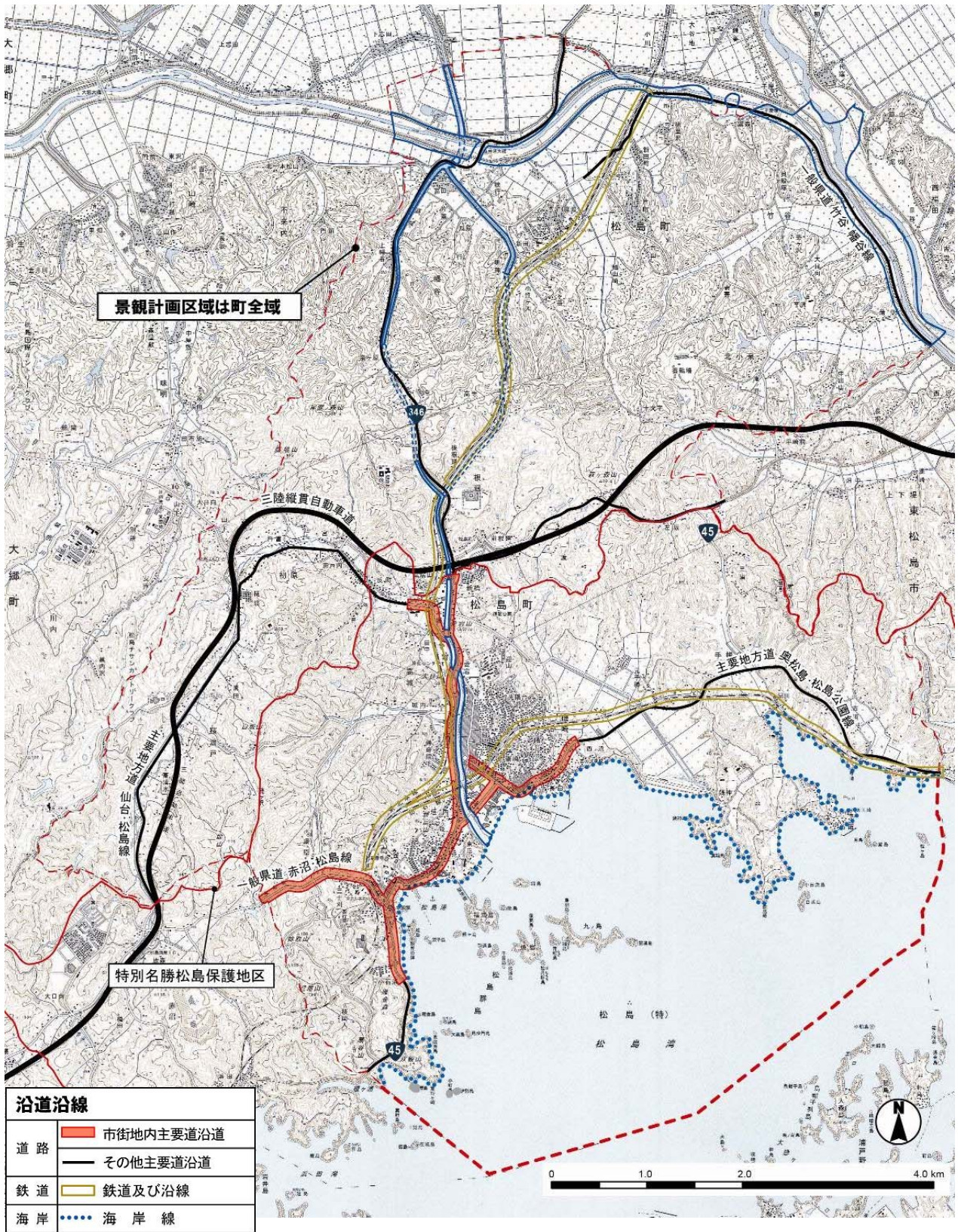


図 20 連続する景観と拠点の位置図

5. 景観重要公共施設の整備に関する事項

5.1 景観重要公共施設の指定の方針

公共施設は、景観を構成する主要な要素の一つであり、良好な景観形成を進めるに当たって先導的な役割を果たすことが必要です。このため、道路、河川、公園、港湾などの公共施設のうち、歴史・文化、地域のまちづくり、観光振興などの視点において、景観形成上重要な公共施設は、各施設管理者と協議して景観重要公共施設に指定し、良好な景観形成に取り組みます。



道路（国道45号）



道路（県道松島停車場線）



河川（高城川）



都市公園（松島海岸公園）



港湾施設

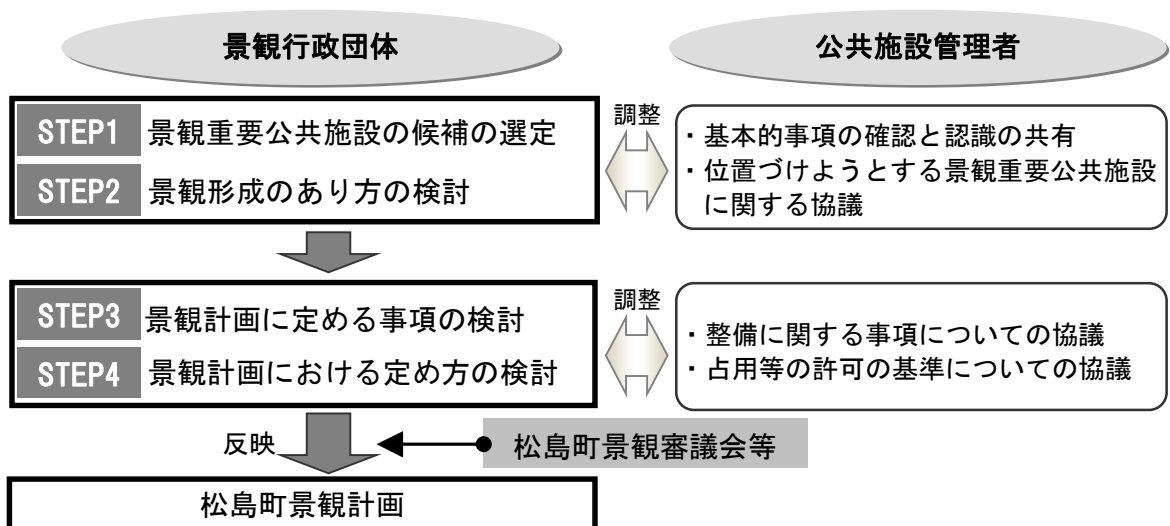


漁港（銭神漁港）

5.2 景観重要公共施設の整備方針及び占用等の許可基準に関する考え方

景観重要公共施設は、周辺景観と調和するよう施設の配置、構造及び色彩・デザイン等に配慮し、快適な公共空間の創出を図ります。

具体的な整備方針及び占用等の許可基準については、景観重要公共施設の指定の協議に併せ、各施設管理者と協議して定めていきます。



《第5章》

良好な景観形成のための誘導

1. 事前協議と届出
2. 景観形成基準【景観法第8条第2項第2号関係】



第5章 良好な景観形成のための誘導

1. 事前協議と届出

1.1 事前協議と届出の対象行為

より良い松島町の景観形成に向けて、景観法に基づく届出制度により、一定の規模以上の建築物等の規制誘導を図ります。

また、景観法に基づく届出制度に加え、松島町景観条例に基づく事前相談及び事前協議制度を設け、事業の企画・提案などの段階から事業者と景観形成に関する協議を行い、建築物等の景観誘導を図ります。

届出や事前協議の対象とならない建築物等についても、景観形成の基準に適合するように努めるものとします。

(1) 事前協議（届出対象行為等）

ゾーン	行為の種類・規模		景観形成の方針・基準等
松島湾景域	建築物	高さ>10m又は延べ面積 \geq 300 m ²	<適用される基準・方針> ・景観形成の方針・基準 ・色彩基準 <事前協議の時期> ・行為着手の原則 90 日以上前
	工作物	高さ>10m又は築造面積 \geq 300 m ²	
	開発行為	開発行為の面積 \geq 1,000 m ²	
	土砂の採取・水面の埋立て	造成面積 \geq 500 m ²	
緑の景域	建築物	高さ>10m又は延べ面積 \geq 500 m ²	<適用される基準・方針> ・景観形成の方針・基準 ・色彩基準 <事前協議の時期> ・行為着手の原則 60 日以上前 <届出の時期> ・行為着手の原則 30 日以上前
	工作物	高さ>10m又は築造面積 \geq 500 m ²	
	開発行為	開発行為の面積 \geq 1,000 m ²	
	土砂の採取・水面の埋立て	造成面積 \geq 1,000 m ²	
ゾーン	行為の種類・規模		景観形成の方針・基準等
景観重点地区	建築物	特別名勝松島保存管理計画の現状変更の許可申請等の行為と同様	<適用される基準・方針> ・景観形成の方針・基準 ・色彩基準 <事前協議の時期> ・行為着手の原則 90 日以上前
	工作物		
	開発行為		
	土砂の採取・水面の埋立て	造成面積 \geq 500 m ²	

(2) 特定届出対象行為

景観法第17条第1項に基づき、形態または色彩その他の意匠の制限に適用しない場合、変更その他必要な措置をとることを命じることができる行為（特定届出対象行為）は、(1) 事前協議（届出対象行為等）に示す行為のうち、建築物及び工作物とします。

1.2 事前協議制度

(1) 町の事前協議

景観法に基づく届出のみでは、景観形成基準による「規制」にとどまり、良好な景観を誘導していくには限界があることから、あらかじめ町と事業者等が事前相談及び事前協議を行う仕組みを構築します。

この制度により、町は、事業の企画立案段階から事業者等と景観に関する相談及び協議を行うことにより、良好な景観形成の誘導に取り組みます。

【事前相談】

事業者等は、建築行為等に着手する場合、行為の種類及び規模等に関わらず、本計画の内容等について、町から情報提供を受け、建築行為等の計画に反映することが望まれます。

このため、届出や事前協議の対象となる建築物等については、あらかじめ事前相談を行うこととし、また、届出や事前協議の対象とならない建築物等についても、設計上の配慮などについて日常的に相談を行う仕組みとして、事前相談制度を設けます。

【事前協議】

事業者等は、事前協議の結果を受け、建築物の形態やデザインの変更が必要となった場合、一定の作業期間が必要となります。

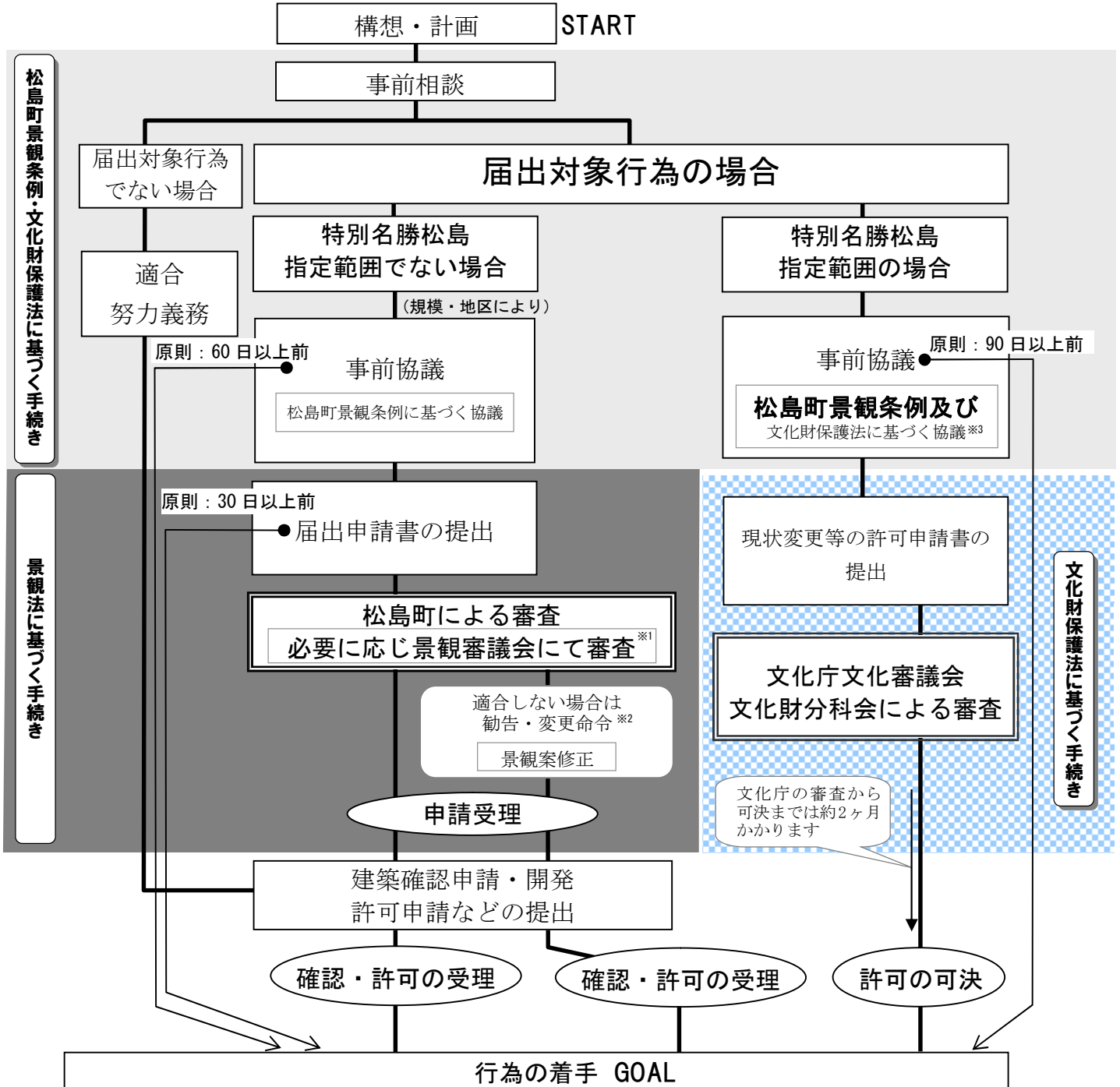
このため、本町では、事前協議制度を設け、事業の企画・提案の段階から十分な協議を行えるよう、協議の時期を特別名勝松島の指定範囲は行為着手の90日以上前、特別名勝松島の指定範囲でない場合は60日以上前を原則として定めます。

(2) 文化財保護法に基づく教育委員会の事前協議

特別名勝松島の指定地内において、土地形質の改変、建築物、工作物の新增改築、木竹の伐採等の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を行う場合には、文化財保護法第125条の規定に基づき、行為の着手の前に町・県教育委員会・文化庁と事前協議を行なった上で、現状変更の許可を受ける必要があります。この際に、松島町景観計画と整合した良好な景観となるよう、事前協議書の作成時や修正時に必要な要請を行っていきます。

1.3 事前協議と届出フロー

景観計画で定める一定規模以上の行為を行う場合は、あらかじめ景観法に基づく届出が必要です。手続を円滑に進めるため、事前相談及び事前協議の制度を設けます。構想・計画段階からの手続きの流れは、次のとおりとします。



※1：届出にかかわる勧告・変更命令に関することなどについて、必要に応じて景観審議会の意見を聴きます。
 ※2：建築物及び工作物については、勧告・変更命令を行います。
 ※3：文化財保護法の届出対象外の場合、本計画等に基づく届出の対象となります。

【参考資料】

特別名勝松島における現状変更等に際して許可申請が不要なものの具体例（特別名勝松島保存管理計画より）

① 維持の措置に該当するもの

- ・ 松くい虫被害木の伐倒駆除
- ・ 松くい虫被害木除去跡地へ同種松の補植
- ・ 枯損し又は病虫害を受けた木竹の伐採

② 非常災害のために必要な応急措置

- ・ 崩落した土砂、落石等の撤去
- ・ 被災箇所への土嚢等の設置

③ 保存に影響を及ぼす行為における、影響が軽微であるもの

- ・ 森林を健全に維持するための間伐、枝払い、下刈りおよび防除剤の樹幹注入等、病虫害防除のための措置
- ・ 水田、畑等の日常的な経営、これに係るごく簡易な工作物の設置及び客土
- ・ カキ、ノリ等の生産に係るごく簡易な工作物の設置
- ・ 建築面積が5m²以下で、かつ高さが3m以下のごく簡易な建築物・工作物の設置
- ・ 建築物その他の工作物の撤去
- ・ 第3種保護地区における建築面積が120m²以下で、かつ高さが10m以下の専用户建住宅の新築、改築等

※ 建築物その他の工作物の撤去については、土地の形質変更を伴わないものであること。

第3種保護地区における専用户建住宅の新築・改築等については、特別名勝松島保存管理計画の第3章第4節を参考にして、周囲の風致景観と調和するように十分留意した形態・意匠であること。

2. 景観形成基準【景観法第8条第2項第2号関係】

2.1 建築物の景観形成基準

(1) 松島湾景域

【景観法第8条第2項第2号関係】

項目	景観形成基準	ゾーン ^{※1}				
		海	高	湾	手	森
建築物						
配置	①主要な箇所 ^{※2} （海岸や船、道路や河川、公園・広場など）からの海や島、山並みの眺望を妨げない位置とすることが望ましい。	○	○	○	○	○
	②ホテルや旅館、集合住宅などの大規模な建築を行う場合には、敷地内のオープンスペースの確保や中層階以上の壁面位置の後退を行うなど、周囲のまち並みとの調和させることが望ましい。	○	○	—	—	—
	③旧街道に面する壁面の位置は、隣り合う建築物の壁面の位置に揃えるなど、まち並みの連続性を損なわない配置にすることが望ましい。または、塀等を設けることでまち並みの連続性が損なわれない配置にするとよい。	—	○	—	—	—
高さ・規模	①海岸線の眺望を確保する高さについて	※3	※3	※3	※3	※3
	②建築物の高さ制限、丘陵の尾根線を超えない高さについて	※3	※3	※3	※3	※3
	③建築面積の規模について	※3	※3	※3	※3	※3
形態意匠	①外観と周囲の風致景観との調和について	※3	※3	※3	※3	※3
	②建築物全体としてまとまりのある形態及び意匠とすることが望ましい。	○	○	○	○	○
	③低層部は、明るく開放的な意匠とするなど、商業地にふさわしいまち並み景観とすることが望ましい。	○	○	—	—	—
	④道路に面する部分のオープンスペースは、まち並みや歩道との連続性に配慮するなど、歩行者空間と一体感のある意匠にすることが望ましい。	○	○	—	—	—
	⑤旧街道や高城川に背を向けない形態・意匠とすることが望ましい。	—	○	—	—	—
外壁等	①長く連続する建築物は、部材や材料・色彩の工夫により面を分割するなど、圧迫感を軽減することが望ましい。	○	○	—	—	—
	②屋根の形態は、勾配屋根又はそれに類する屋根形状とし、周辺の景観と調和させることが望ましい。	○	○	○	○	○
屋根等	②屋根の種類は、瓦、スレートを使用することが望ましい。また、素材は粘土系、金属系を使用することが望ましい。金属系の素材を使用する場合は、光沢があるものを避けることが望ましい。	○	○	○	○	○
	①室外機、給湯機器又は電気メーター等の建築設備の形態意匠は、建築物本体と均整がとれたものとするが望ましい。ただし、前面道路から見えない位置に設置する場合は、この限りではない。	○	○	○	○	○
付属物	①屋外階段、バルコニー等の位置、規模及び形態意匠は、建築物本体と均整を図り、目立たないものを用いることが望ましい。	○	○	○	○	○
材料	①建築物の外装材は、周辺景観と調和させることが望ましい。また、地域で多く利用されている素材や親しまれている素材がある場合は、それらを活用することが望ましい。	○	○	○	○	○
色彩	①建築物の色彩は、「色彩基準一覧表」の色彩基準に適合させることが望ましい。 ※ただし、歴史的な建築物の色彩については、この限りではない。	○	○	○	○	○
外構等（建築物に付随するもの）						
植栽・緑化	①在来種を主とした、敷地内の緑化を行うことが望ましい。	○	○	○	○	○
	②敷地の接道部分は、木塀または樹木や生垣による緑化を行うことが望ましい。	○	○	○	○	○
	③高さ0.6m（3段）以上のブロック塀等の設置は避けることが望ましい。	○	○	—	—	—
	④駐車場や車庫を設置する場合は、まち並みの連続性を確保するため、周囲のまち並みと調和した塀等の設置や緑化等による修景を行うことが望ましい。	○	○	—	—	—
工作物	①敷地内に建物と離して設ける工作物は、目立たないよう配慮することが望ましい。	○	○	○	○	○
	②設備の素材についても、自然素材の採用や、周囲のまち並みと調和する落ち着いた色彩（灰色、濃茶色系）とすることが望ましい。 ※ただし、歴史的な工作物の色彩については、この限りではない。	○	○	○	○	○

※1 「海」は松島海岸ゾーン、「高」は高城周辺ゾーン、「湾」は松島湾ゾーン、「手」は手樽ゾーン、「森」は松島湾森林ゾーンを示す。

※2 各ゾーンの主要な箇所は次頁参照。

※3 高さ・規模①～③、形態意匠①は、「特別名勝松島保存管理計画（宮城県教育委員会）」における保護地区別の「建築物の現状変更の取扱指針」に準ずる。

※2 主要な箇所（松島湾景域）

ゾーン		主要な箇所
海	松島海岸ゾーン	海岸沿いの遊歩道、観光船、国道45号、県道赤沼・松島線、松島海岸駅周辺、松島駅周辺、福浦橋、松島海岸中央広場、松島海岸公園、新富山
高	高城周辺ゾーン	国道45号、高城の旧街道、主要地方道奥松島・松島公園線、高城町駅周辺、愛宕駅周辺、高城川、磯崎漁港、西の浜貝塚
湾	松島湾ゾーン	観光船、島々
手	手樽ゾーン	主要地方道奥松島・松島公園線、早川漁港、手樽海浜公園、遊 YOU 松島、富山
森	松島湾森林ゾーン	国道45号、一般県道赤沼・松島線、パノラマライン、西行戻しの松公園、扇谷、双観山、高城高山

(2) 緑の景域

【景観法第8条第2項第2号関係】

項目	景観形成基準	ゾーン ^{※1}		
		里	共	
建築物				
配置・高さ・規模	①主要な箇所 ^{※2} （道路や河川、公園・広場など）からの山並みの眺望を妨げない位置とすることが望ましい。	○	○	
	②周囲に寺社林等の樹林地などがある場合は、できる限りその高さ以内にとどめることが望ましい。	○	○	
	③まとまった農地や、古民家や文化財等の景観資源に近接する場合は、これらの保全に配慮した配置及び規模とすることが望ましい。	○	○	
	④集合住宅・工場・倉庫などの大規模な建築を行う場合には、敷地内のオープンスペースの確保や中層階以上の壁面位置の後退を行うなど、周囲のまち並みとの調和させることが望ましい。	—	○	
形態意匠	①建築物全体としてまとまりのある形態及び意匠とし、周辺の景観と調和させることが望ましい。	○	○	
	外壁等	①外観等は、周囲の自然景観と調和させることが望ましい。	○	○
		②長く連続する建築物は、部材や材料・色彩の工夫により面を分割するなど、圧迫感を軽減することが望ましい。	—	○
	屋根等	①屋根の形態は、勾配屋根又はそれに類する屋根形状とし、周辺の景観と調和させることが望ましい。	○	○
	建築設備	①室外機、給湯機器又は電気メーター等の建築設備の形態意匠は、建築物本体と均整がとれたものとするが望ましい。ただし、前面道路から見えない位置に設置する場合は、この限りではない。	○	○
	付属物	①屋外階段、バルコニー等の位置、規模及び形態意匠は、建築物本体と均整を図り、目立たないものを用いることが望ましい。	○	○
材料	①建築物の外装材は、周辺景観と調和させることが望ましい。また、地域で多く利用されている素材や親しまれている素材がある場合は、それらを活用することが望ましい。	○	○	
色彩	①建築物の色彩は、「色彩基準一覧表」の色彩基準に適合させることが望ましい。 ※ただし、歴史的な建築物の色彩については、この限りではない。	○	○	
外構等（建築物に付随するもの）				
植栽・緑化	①在来種を主とした、敷地内の緑化を行うことが望ましい。	○	○	
	②敷地の接道部分は、木塀または樹木や生垣による緑化を行うことが望ましい。	○	○	
工作物	①敷地内に建物と離して設ける工作物は、目立たないように配慮することが望ましい。	○	○	
	②設備の素材についても、自然素材の採用や、周囲のまち並みと調和する落ち着いた色彩（灰色、濃茶色系）とすることが望ましい。 ※ただし、歴史的な工作物の色彩については、この限りではない。	○	○	

※1 「里」は里地里山ゾーン、「共」は里地共生ゾーンを示す。

※2 各ゾーンの主要な箇所は下記参照。

※2 主要な箇所（緑の景域）

ゾーン		主要な箇所
里	里地里山ゾーン	三陸縦貫自動車道、国道 346 号、県道竹谷・幡谷線、主要地方道仙台・松島線、吉田川、高城川、町民の森、治祐ヶ森自然公園、明治潜穴周辺
共	里地共生ゾーン	三陸縦貫自動車道、国道 346 号、主要地方道仙台・松島線、松島北インターチェンジ周辺、松島大郷インターチェンジ周辺、品井沼駅周辺、元禄潜穴周辺

(3) 景観重点地区

景観重点地区のうち、「2. 松島海岸国道地区〔R〕」、「3. 瑞巖寺周辺地区〔Z〕」については、地区の景観特性等に配慮して、下図のように細区分し、景観形成基準を定めます。

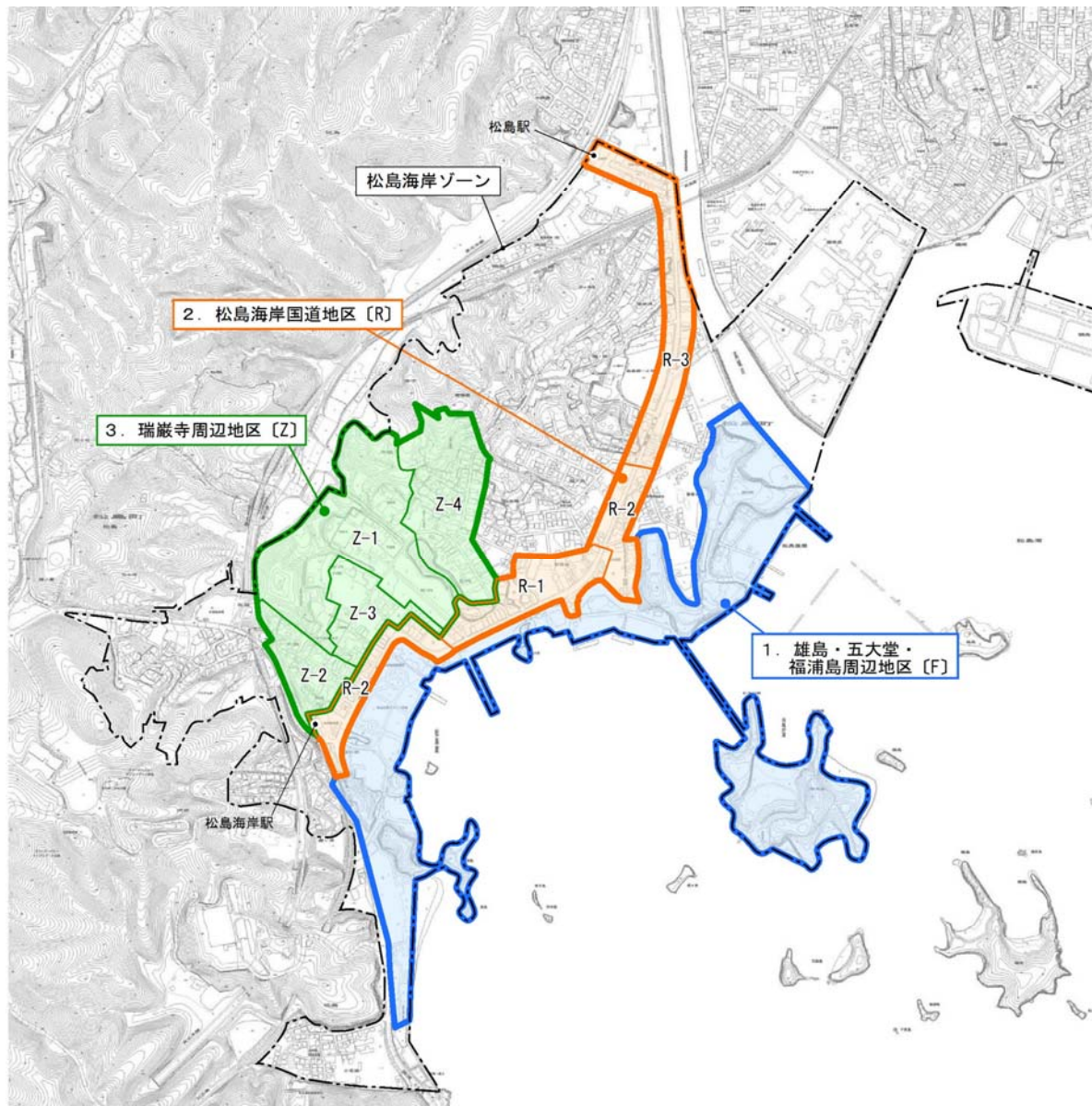


図 21 重点地区区分図

2. 松島海岸国道地区〔R〕	R-1	松島海岸中央商店街
	R-2	その他の商業地域
	R-3	近隣商業地域
3. 瑞巖寺周辺地区〔Z〕	Z-1	寺町地区
	Z-2	松島海岸駅周辺・田町地区
	Z-3	内町地区
	Z-4	水主町地区

景観重点地区 景観形成基準の一覧

【景観法第8条第2項第2号関係】

項目	景観形成の取組事項	1. 雄島・五大堂・福浦島周辺地区			2. 松島海岸国道地区			3. 瑞巖寺周辺地区			
		F	R1	R2	R3	Z1	Z2	Z3	Z4		
建築物											
配置	①海や島、山並みの眺望に配慮した位置について	弱	弱	弱	弱	弱	弱	弱	弱	弱	
	②大規模な建築を行う場合のオープンスペースや壁面位置について	弱	弱	弱	弱	弱	弱	弱	弱	弱	
	③道路に面する壁面の位置について	弱	弱	弱	弱	弱	弱	弱	弱	弱	
	④歴史的資源や残すべき自然などがある場合の配置について	中	弱	弱	弱	中	弱	弱	中		
高さ・規模	①海岸線の眺望を確保する高さについて	※	※	※	※	※	※	※	※	※	
	②建築物の高さ制限、丘陵の尾根線を超えない高さについて	※	※	※	※	※	※	※	※	※	
	③建築面積の規模について	※	※	※	※	※	※	※	※	※	
形態意匠	①外観と周囲の風致景観との調和について	※	※	※	※	※	※	※	※	※	
	②建築物全体の形態及び意匠について	中	中	弱	弱	中	弱	弱	中		
	③低層部の意匠と、商業地にふさわしいまち並み景観について	—	中	弱	弱	—	—	—	—		
	④敷地内のオープンスペースと、まち並みや歩道との連続性について	中	中	弱	弱	中	弱	弱	中		
	⑤国道に顔を向けた形態及び意匠について	—	弱	弱	弱	—	—	—	—		
	⑥前面道路から見える開口部の修景について	中	—	弱	弱	中	弱	弱	中		
外壁等	①長く連続する建築物について	中	中	中	弱	中	中	中	中		
	②瑞巖寺の意匠との調和について	—	弱	—	—	—	—	—	—		
屋根等	①屋根の形態について	中	中	中	弱	中	弱	弱	弱		
	②屋根の種類と素材について	中	—	—	—	中	弱	弱	弱		
	③建築物1階に軒庇を設ける場合の軒庇の高さについて	中	中	中	弱	—	—	—	—		
建築設備	①室外機、給湯機器、電気メーター等の建築設備について	強	強	強	弱	強	中	中	強		
付属物	①屋外階段、バルコニー等の位置、規模及び形態意匠について	強	強	強	弱	強	中	中	強		
材料	①建築物の外装材について	中	中	中	弱	中	中	中	中		
色彩	①建築物の色彩について	中	中	中	弱	中	中	中	中		
外構等（建築物に付属するもの）											
植栽・緑化	①敷地内の緑化について	弱	—	弱	弱	中	弱	中	中		
	②敷地の接道部分の黒杉板塀や生垣について	—	—	—	—	中	弱	中	中		
	③駐車場・ガレージを設置する場合の緑化等の修景について	中	中	弱	弱	中	弱	中	中		
	④隣接する緑やオープンスペースとの連続性について	中	—	弱	弱	中	弱	中	中		
工作物	①敷地内に建物と離して設ける工作物について	中	中	中	弱	中	中	中	中		
	②設備の素材や色彩について	中	中	中	弱	中	中	中	中		
自動販売機	①屋外に設置する自動販売機の配置、修景、色彩等について	中	中	強	弱	中	強	強	中		

※ 高さ・規模①～③、形態意匠①は、「特別名勝松島保存管理計画（宮城県教育委員会）」における保護地区別の「建築物の現状変更の取扱指針」に準ずる。

強	届出前の事前相談の段階、文化財保護法及び松島町景観条例に基づく協議の段階において、必要な指導を行う。準拠しない建築物等については、景観法第16条第3項に基づく勧告を行う。 (主な語尾の表現:「行う」、「用いる」、「使用しない」など)
中	届出前の事前相談の段階及び松島町景観条例に基づく協議の段階において、必要な指導を行う。 (主な語尾の表現:「努める」など)
弱	届出前の事前相談の段階において、努力を促す。 (主な語尾の表現:「望ましい」、「すると良い」など)

●地区別景観形成基準の一覧【1. 雄島・五大堂・福浦島周辺地区[F】】

【景観法第8条第2項第2号関係】

項目	景観形成基準
建築物	
配置	<p>①主要な箇所^{※1}（海岸や船、道路や河川、公園・広場など）からの海や島、山並みの眺望を妨げない位置とすることが望ましい。</p> <p>②ホテルや旅館、集合住宅などの大規模な建築を行う場合には、敷地内のオープンスペースの確保や中層階以上の壁面位置の後退を行うなど、周囲のまち並みと調和させることが望ましい。</p> <p>③道路に面する壁面の位置は、隣り合う建築物の壁面の位置に可能な限り揃え、まち並みの連続性を損なわない配置にすることが望ましい。</p> <p>④敷地内や周辺に歴史的資源や残すべき自然などがある場合は、これらを生かした配置に努める。</p>
高さ・規模	<p>①海岸線の眺望を確保する高さについて（※2）</p> <p>②建築物の高さ制限、丘陵の尾根線を超えない高さについて（※2）</p> <p>③建築面積の規模について（※2）</p>
形態意匠	<p>①外観と周囲の風致景観との調和について（※2）</p> <p>②建築物全体としてまとまりのある形態及び意匠に努める。</p> <p>③－</p> <p>④道路に面する部分のオープンスペースは、まち並みや歩道との連続性を確保するなど、歩行者空間と一体感のある意匠に努める。</p> <p>⑤－</p> <p>⑥前面道路から見える位置にある開口部は、自然素材を使用した格子引戸、木製格子、または、すだれ等の設置に努める。</p>
外壁等	<p>①長く連続する建築物は、部材や材料・色彩の工夫により面を分割するなど、圧迫感の軽減に努める。</p> <p>②－</p>
屋根等	<p>①屋根の形態は、勾配屋根又はそれに類する屋根形状とし、周辺の山並みとの調和に努める。</p> <p>②屋根の種類は、瓦、スレートの使用に努める。また、素材は粘土系、金属系の使用に努める。金属系の素材を使用する場合は、光沢があるものを避けるよう努める。</p> <p>③建築物1階に軒庇を設ける場合は、隣り合う建築物と軒庇の高さや出幅を揃えるように努める。</p>
建築設備	<p>①室外機、給湯機器又は電気メーター等の建築設備は、建築物の外観意匠と調和した木製格子や植栽による修景を行う。ただし、前面道路から見えない位置に設置する場合は、この限りではない。</p>
付属物	<p>①屋外階段、バルコニー等の位置、規模及び形態意匠は、建築物本体と均整がとれ、目立たないものを用いる。</p>
材料	<p>①建築物の外装材は、周辺景観との調和に努める。また、地域で多く利用されている素材や親しまれている素材がある場合は、それらの活用に努める。</p>
色彩	<p>①建築物の色彩は、「色彩基準一覧表」の色彩基準の適合に努める。 ※ただし、歴史的な建築物の色彩については、この限りではない。</p>
外構等（建築物に付随するもの）	
植栽・緑化	<p>①在来種を主とした、敷地内の緑化を行うことが望ましい。</p> <p>②－</p> <p>③駐車場や車庫を設置する場合は、まち並みの連続性を確保するため、周囲のまち並みと調和した塀等の設置や緑化等による修景に努める。</p> <p>④隣接する緑やオープンスペースとの連続性の確保に努める。</p>
工作物	<p>①敷地内に建物と離して設ける工作物は、目立つものは避けるよう努める。</p> <p>②設備の素材についても、自然素材の採用や、周囲のまち並みと調和する落ち着いた色彩（灰色、濃茶色系）に努める。 ※ただし、歴史的な工作物の色彩については、この限りではない。</p>
自動販売機	<p>①屋外には自動販売機を設置しないように努める。敷地内に自動販売機を設置する場合は、建築物と一体化させるような配置や修景等の工夫に努める。色彩は、周囲のまち並みと調和する落ち着いた色彩（灰色、濃茶色系）とし、原色や派手な色彩の使用を避けるよう努める。</p>

※1 主要な箇所は79頁参照。

※2 高さ・規模①～③、形態意匠①は、「特別名勝松島保存管理計画（宮城県教育委員会）」における保護地区別の「建築物の現状変更の取扱指針」に準ずる。

●地区別景観形成基準の一覧【2. 松島海岸国道地区 [R1：松島海岸中央商店街]

【景観法第8条第2項第2号関係】

項目	景観形成基準
建築物	
配置	<p>①主要な箇所^{※1}（海岸や船、道路や河川、公園・広場など）からの海や島、山並みの眺望を妨げない位置とすることが望ましい。</p> <p>②ホテルや旅館、集合住宅などの大規模な建築を行う場合には、敷地内のオープンスペースの確保や中層階以上の壁面位置の後退を行うなど、周囲のまち並みと調和させることが望ましい。</p> <p>③道路に面する壁面の位置は、隣り合う建築物の壁面の位置に可能な限り揃え、まち並みの連続性を損なわない配置にすることが望ましい。</p> <p>④敷地内や周辺に歴史的資源や残すべき自然などがある場合は、これらを生かした配置が望ましい。</p>
高さ・規模	<p>①海岸線の眺望を確保する高さについて（※2）</p> <p>②建築物の高さ制限、丘陵の尾根線を超えない高さについて（※2）</p> <p>③建築面積の規模について（※2）</p>
形態意匠	<p>①外観と周囲の風致景観との調和について（※2）</p> <p>②建築物全体としてまとまりのある形態及び意匠に努める。</p> <p>③低層部は、開放的で落ち着きがある意匠とするなど、商業地にふさわしいまち並み景観に努める。</p> <p>④道路に面する部分のオープンスペースは、まち並みや歩道との連続性を確保するなど、歩行者空間と一体感のある意匠に努める。</p> <p>⑤国道に顔を向けた形態・意匠とすることが望ましい。</p> <p>⑥ -</p>
外壁等	<p>①長く連続する建築物は、部材や材料・色彩の工夫により面を分割するなど、圧迫感の軽減に努める。</p> <p>②柱・梁の形（構造）が見える意匠とするなど、瑞巖寺の意匠に調和させることが望ましい。</p>
屋根等	<p>①屋根の形態は、勾配屋根又はそれに類する屋根形状とし、周辺の山並みとの調和に努める。</p> <p>② -</p> <p>③建築物1階に軒庇を設ける場合は、隣り合う建築物と軒庇の高さや出幅を揃えるように努める。</p>
建築設備	<p>①室外機、給湯機器又は電気メーター等の建築設備は、建築物の外観意匠と調和した木製格子や植栽による修景を行う。ただし、前面道路から見えない位置に設置する場合は、この限りではない。</p>
付属物	<p>①屋外階段、バルコニー等の位置、規模及び形態意匠は、建築物本体と均整がとれ、目立たないものを用いる。</p>
材料	<p>①建築物の外装材は、周辺景観との調和に努める。また、地域で多く利用されている素材や親しまれている素材がある場合は、それらの活用に努める。</p>
色彩	<p>①建築物の色彩は、「色彩基準一覧表」の色彩基準の適合に努める。 ※ただし、歴史的な建築物の色彩については、この限りではない。</p>
外構等（建築物に付随するもの）	
植栽・緑化	<p>① -</p> <p>② -</p> <p>③駐車場や車庫を設置する場合は、まち並みの連続性を確保するため、周囲のまち並みと調和した塀等の設置や緑化等による修景に努める。</p> <p>④ -</p>
工作物	<p>①敷地内に建物と離して設ける工作物は、目立つものは避けるよう努める。</p> <p>②設備の素材についても、自然素材の採用や、周囲のまち並みと調和する落ち着いた色彩（灰色、濃茶色系）に努める。 ※ただし、歴史的な工作物の色彩については、この限りではない。</p>
自動販売機	<p>①屋外には自動販売機を設置しないように努める。敷地内に自動販売機を設置する場合は、建築物と一体化させるような配置や修景等の工夫に努める。色彩は、周囲のまち並みと調和する落ち着いた色彩（灰色、濃茶色系）とし、原色や派手な色彩の使用を避けるよう努める。</p>

※1 主要な箇所は79頁参照。

※2 高さ・規模①～③、形態意匠①は、「特別名勝松島保存管理計画（宮城県教育委員会）」における保護地区別の「建築物の現状変更の取扱指針」に準ずる。

●地区別景観形成基準の一覧【2. 松島海岸国道地区 [R2：その他の商業地域]

【景観法第8条第2項第2号関係】

項目	景観形成基準
建築物	
配置	①主要な箇所 ^{※1} （海岸や船、道路や河川、公園・広場など）からの海や島、山並みの眺望を妨げない位置とすることが望ましい。 ②ホテルや旅館、集合住宅などの大規模な建築を行う場合には、敷地内のオープンスペースの確保や中層階以上の壁面位置の後退を行うなど、周囲のまち並みと調和させることが望ましい。 ③道路に面する壁面の位置は、隣り合う建築物の壁面の位置に可能な限り揃え、まち並みの連続性を損なわない配置にすることが望ましい。 ④敷地内や周辺に歴史的資源や残すべき自然などがある場合は、これらを生かした配置が望ましい。
高さ・規模	①海岸線の眺望を確保する高さについて（※2） ②建築物の高さ制限、丘陵の尾根線を超えない高さについて（※2） ③建築面積の規模について（※2）
形態意匠	①外観と周囲の風致景観との調和について（※2） ②建築物全体としてまとまりのある形態及び意匠とすることが望ましい。 ③低層部は、開放的で落ち着きがある意匠とするなど、商業地にふさわしいまち並み景観とすることが望ましい。 ④道路に面する部分のオープンスペースは、まち並みや歩道との連続性を確保するなど、歩行者空間と一体感のある意匠にすることが望ましい。 ⑤国道に顔を向けた形態・意匠とすることが望ましい。 ⑥前面道路から見える位置にある開口部は、自然素材を使用した格子引戸、木製格子、または、すだれ等の設置が望ましい。
外壁等	①長く連続する建築物は、部材や材料・色彩の工夫により面を分割するなど、圧迫感の軽減に努める。 ② -
屋根等	①屋根の形態は、勾配屋根又はそれに類する屋根形状とし、周辺の山並みとの調和に努める。 ② - ③建築物1階に軒庇を設ける場合は、隣り合う建築物と軒庇の高さや出幅を揃えるように努める。
建築設備	①室外機、給湯機器又は電気メーター等の建築設備は、建築物の外観意匠と調和した木製格子や植栽による修景を行う。ただし、前面道路から見えない位置に設置する場合は、この限りではない。
付属物	①屋外階段、バルコニー等の位置、規模及び形態意匠は、建築物本体と均整がとれ、目立たないものを用いる。
材料	①建築物の外装材は、周辺景観との調和に努める。また、地域で多く利用されている素材や親しまれている素材がある場合は、それらの活用に努める。
色彩	①建築物の色彩は、「色彩基準一覧表」の色彩基準の適合に努める。 ※ただし、歴史的な建築物の色彩については、この限りではない。
外構等（建築物に付随するもの）	
植栽・緑化	①在来種を主とした、敷地内の緑化を行うことが望ましい。 ② - ③駐車場や車庫を設置する場合は、まち並みの連続性を確保するため、周囲のまち並みと調和した塀等の設置や緑化等による修景を行うことが望ましい。 ④隣接する緑やオープンスペースとの連続性を確保することが望ましい。
工作物	①敷地内に建物と離して設ける工作物は、目立つものは避けるよう努める。 ②設備の素材についても、自然素材の採用や、周囲のまち並みと調和する落ち着いた色彩（灰色、濃茶色系）に努める。 ※ただし、歴史的な工作物の色彩については、この限りではない。
自動販売機	①屋外には自動販売機を極力設置しない。敷地内に自動販売機を設置する場合は、建築物と一体化させるような配置や修景等の工夫を行うこと。色彩は、周囲のまち並みと調和する落ち着いた色彩（灰色、濃茶色系）とし、原色や派手な色彩を使用しない。

※1 主要な箇所は79頁参照。

※2 高さ・規模①～③、形態意匠①は、「特別名勝松島保存管理計画（宮城県教育委員会）」における保護地区別の「建築物の現状変更の取扱指針」に準ずる。

●地区別景観形成基準の一覧【2. 松島海岸国道地区 [R3：近隣商業地域]】

【景観法第8条第2項第2号関係】

項目	景観形成基準
建築物	
配置	<p>①主要な箇所^{※1}（海岸や船、道路や河川、公園・広場など）からの海や島、山並みの眺望を妨げない位置とすることが望ましい。</p> <p>②ホテルや旅館、集合住宅などの大規模な建築を行う場合には、敷地内のオープンスペースの確保や中層階以上の壁面位置の後退を行うなど、周囲のまち並みと調和させることが望ましい。</p> <p>③道路に面する壁面の位置は、隣り合う建築物の壁面の位置に可能な限り揃え、まち並みの連続性を損なわない配置にすることが望ましい。</p> <p>④敷地内や周辺に歴史的資源や残すべき自然などがある場合は、これらを生かした配置が望ましい。</p>
高さ・規模	<p>①海岸線の眺望を確保する高さについて（※2）</p> <p>②建築物の高さ制限、丘陵の尾根線を超えない高さについて（※2）</p> <p>③建築面積の規模について（※2）</p>
形態意匠	<p>①外観と周囲の風致景観との調和について（※2）</p> <p>②建築物全体としてまとまりのある形態及び意匠とすることが望ましい。</p> <p>③低層部は、開放的で落ち着きがある意匠とするなど、商業地にふさわしいまち並み景観とすることが望ましい。</p> <p>④道路に面する部分のオープンスペースは、まち並みや歩道との連続性を確保するなど、歩行者空間と一体感のある意匠にすることが望ましい。</p> <p>⑤国道に顔を向けた形態・意匠とすることが望ましい。</p> <p>⑥前面道路から見える位置にある開口部は、自然素材を使用した格子引戸、木製格子、または、すだれ等の設置が望ましい。</p>
外壁等	<p>①長く連続する建築物は、部材や材料・色彩の工夫により面を分割するなど、圧迫感を軽減することが望ましい。</p> <p>② —</p>
屋根等	<p>①屋根の形態は、勾配屋根又はそれに類する屋根形状とし、周辺の山並みと調和させることが望ましい。</p> <p>② —</p> <p>③建築物1階に軒庇を設ける場合は、隣り合う建築物と軒庇の高さや出幅を揃えることが望ましい。</p>
建築設備	<p>①室外機、給湯機器又は電気メーター等の建築設備は、建築物の外観意匠と調和した木製格子や植栽による修景を行うことが望ましい。ただし、前面道路から見えない位置に設置する場合は、この限りではない。</p>
付属物	<p>①屋外階段、バルコニー等の位置、規模及び形態意匠は、建築物本体との均整を図り、目立たないものを用いることが望ましい。</p>
材料	<p>①建築物の外装材は、周辺景観と調和させることが望ましい。また、地域で多く利用されている素材や親しまれている素材がある場合は、それらを活用することが望ましい。</p>
色彩	<p>①建築物の色彩は、「色彩基準一覧表」の色彩基準に適合させることが望ましい。 ※ただし、歴史的な建築物の色彩については、この限りではない。</p>
外構等（建築物に付随するもの）	
植栽・緑化	<p>①在来種を主とした、敷地内の緑化を行うことが望ましい。</p> <p>② —</p> <p>③駐車場や車庫を設置する場合は、まち並みの連続性を確保するため、周囲のまち並みと調和した塀等の設置や緑化等による修景を行うことが望ましい。</p> <p>④隣接する緑やオープンスペースとの連続性を確保することが望ましい。</p>
工作物	<p>①敷地内に建物と離して設ける工作物は、目立つものは避ける方が望ましい。</p> <p>②設備の素材についても、自然素材の採用や、周囲のまち並みと調和する落ち着いた色彩（灰色、濃茶色系）が望ましい。 ※ただし、歴史的な工作物の色彩については、この限りではない。</p>
自動販売機	<p>①屋外には自動販売機を設置しない方がよい。敷地内に自動販売機を設置する場合は、建築物と一体化させるような配置や修景等の工夫することが望ましい。色彩は、周囲のまち並みと調和する落ち着いた色彩（灰色、濃茶色系）とし、原色や派手な色彩は使用を控える。</p>

※1 主要な箇所は79頁参照。

※2 高さ・規模①～③、形態意匠①は、「特別名勝松島保存管理計画（宮城県教育委員会）」における保護地区別の「建築物の現状変更の取扱指針」に準ずる。

●地区別景観形成基準の一覧【3. 瑞巖寺周辺地区 [Z1：寺町地区]】

【景観法第8条第2項第2号関係】

項目	景観形成基準
建築物	
配置	①主要な箇所 ^{※1} （海岸や船、道路や河川、公園・広場など）からの海や島、山並みの眺望を妨げない位置とすることが望ましい。 ②ホテルや旅館、集合住宅などの大規模な建築を行う場合には、敷地内のオープンスペースの確保や中層階以上の壁面位置の後退を行うなど、周囲のまち並みと調和させることが望ましい。 ③道路に面する壁面の位置は、隣り合う建築物の壁面の位置に可能な限り揃え、まち並みの連続性を損なわない配置にすることが望ましい。 ④敷地内や周辺に歴史的資源や残すべき自然などがある場合は、これらを生かした配置に努める。
高さ・規模	①海岸線の眺望を確保する高さについて（※2） ②建築物の高さ制限、丘陵の尾根線を超えない高さについて（※2） ③建築面積の規模について（※2）
形態意匠	①外観と周囲の風致景観との調和について（※2） ②建築物全体としてまとまりのある形態及び意匠に努める。 ③－ ④道路に面する部分のオープンスペースは、まち並みや歩道との連続性を確保するなど、歩行者空間と一体感のある意匠に努める。 ⑤－ ⑥前面道路から見える位置にある開口部は、自然素材を使用した格子引戸、木製格子、または、すだれ等の設置に努める。
外壁等	①長く連続する建築物は、部材や材料・色彩の工夫により面を分割するなど、圧迫感の軽減に努める。 ②－
屋根等	①屋根の形態は、勾配屋根又はそれに類する屋根形状とし、周辺の山並みとの調和に努める。 ②屋根の種類は、瓦、スレートの使用に努める。また、素材は粘土系、金属系の使用に努める。金属系の素材を使用する場合は、光沢があるものを避けるよう努める。 ③－
建築設備	①室外機、給湯機器又は電気メーター等の建築設備は、建築物の外観意匠と調和した木製格子や植栽による修景を行う。ただし、前面道路から見えない位置に設置する場合は、この限りではない。
付属物	①屋外階段、バルコニー等の位置、規模及び形態意匠は、建築物本体と均整がとれ、目立たないものを用いる。
材料	①建築物の外装材は、周辺景観との調和に努める。また、地域で多く利用されている素材や親しまれている素材がある場合は、それらの活用に努める。
色彩	①建築物の色彩は、「色彩基準一覧表」の色彩基準の適合に努める。 ※ただし、歴史的な建築物の色彩については、この限りではない。
外構等（建築物に付随するもの）	
植栽・緑化	①在来種を主とした、敷地内の緑化に努める。 ②敷地の接道部分は、黒杉板塀又は生垣の設置に努める。 ③駐車場や車庫を設置する場合は、まち並みの連続性を確保するため、周囲のまち並みと調和した塀等の設置や緑化等による修景に努める。 ④隣接する緑やオープンスペースとの連続性の確保に努める。
工作物	①敷地内に建物と離して設ける工作物は、目立つものは避けるよう努める。 ②設備の素材についても、自然素材の採用や、周囲のまち並みと調和する落ち着いた色彩（灰色、濃茶色系）に努める。 ※ただし、歴史的な工作物の色彩については、この限りではない。
自動販売機	①屋外には自動販売機を設置しないように努める。敷地内に自動販売機を設置する場合は、建築物と一体化させるような配置や修景等の工夫に努める。色彩は、周囲のまち並みと調和する落ち着いた色彩（灰色、濃茶色系）とし、原色や派手な色彩の使用を避けるよう努める。

※1 主要な箇所は79頁参照。

※2 高さ・規模①～③、形態意匠①は、「特別名勝松島保存管理計画（宮城県教育委員会）」における保護地区別の「建築物の現状変更の取扱指針」に準ずる。

●地区別景観形成基準の一覧【3. 瑞巖寺周辺地区 [Z2: 松島海岸駅周辺・田町地区]】

【景観法第8条第2項第2号関係】

項目	景観形成基準
建築物	
配置	<p>①主要な箇所^{※1}（海岸や船、道路や河川、公園・広場など）からの海や島、山並みの眺望を妨げない位置とすることが望ましい。</p> <p>②ホテルや旅館、集合住宅などの大規模な建築を行う場合には、敷地内のオープンスペースの確保や中層階以上の壁面位置の後退を行うなど、周囲のまち並みと調和させることが望ましい。</p> <p>③道路に面する壁面の位置は、隣り合う建築物の壁面の位置に可能な限り揃え、まち並みの連続性を損なわない配置にすることが望ましい。</p> <p>④敷地内や周辺に歴史的資源や残すべき自然などがある場合は、これらを生かした配置が望ましい。</p>
高さ・規模	<p>①海岸線の眺望を確保する高さについて（※2）</p> <p>②建築物の高さ制限、丘陵の尾根線を超えない高さについて（※2）</p> <p>③建築面積の規模について（※2）</p>
形態意匠	<p>①外観と周囲の風致景観との調和について（※2）</p> <p>②建築物全体としてまとまりのある形態及び意匠とすることが望ましい。</p> <p>③ —</p> <p>④道路に面する部分のオープンスペースは、まち並みや歩道との連続性を確保するなど、歩行者空間と一体感のある意匠にすることが望ましい。</p> <p>⑤ —</p> <p>⑥前面道路から見える位置にある開口部は、自然素材を使用した格子引戸、木製格子、または、すだれ等の設置が望ましい。</p>
外壁等	<p>①長く連続する建築物は、部材や材料・色彩の工夫により面を分割するなど、圧迫感の軽減に努める。</p> <p>② —</p>
屋根等	<p>①屋根の形態は、勾配屋根又はそれに類する屋根形状とし、周辺の山並みと調和させることが望ましい。</p> <p>②屋根の種類は、瓦、スレートを使用するとよい。また、素材は粘土系、金属系を使用するとよい。金属系の素材を使用する場合は、光沢があるものはできる限り使用しない。</p> <p>③ —</p>
建築設備	<p>①室外機、給湯機器又は電気メーター等の建築設備は、建築物の外観意匠と調和した木製格子や植栽による修景に努める。ただし、前面道路から見えない位置に設置する場合は、この限りではない。</p>
付属物	<p>①屋外階段、バルコニー等の位置、規模及び形態意匠は、建築物本体との均整に努め、目立つものは避けるよう努める。</p>
材料	<p>①建築物の外装材は、周辺景観との調和に努める。また、地域で多く利用されている素材や親しまれている素材がある場合は、それらの活用に努める。</p>
色彩	<p>①建築物の色彩は、「色彩基準一覧表」の色彩基準の適合に努める。 ※ただし、歴史的な建築物の色彩については、この限りではない。</p>
外構等（建築物に付随するもの）	
植栽・緑化	<p>①在来種を主とした、敷地内の緑化を行うことが望ましい。</p> <p>②敷地の接道部分は、黒杉板塀又は生垣とすることが望ましい。</p> <p>③駐車場や車庫を設置する場合は、まち並みの連続性を確保するため、周囲のまち並みと調和した塀等の設置や緑化等による修景を行うことが望ましい。</p> <p>④隣接する緑やオープンスペースとの連続性を確保することが望ましい。</p>
工作物	<p>①敷地内に建物と離して設ける工作物は、目立つものは避けるよう努める。</p> <p>②設備の素材についても、自然素材の採用や、周囲のまち並みと調和する落ち着いた色彩（灰色、濃茶色系）に努める。 ※ただし、歴史的な工作物の色彩については、この限りではない。</p>
自動販売機	<p>①屋外には自動販売機を極力設置しない。敷地内に自動販売機を設置する場合は、建築物と一体化させるような配置や修景等の工夫を行うこと。色彩は、周囲のまち並みと調和する落ち着いた色彩（灰色、濃茶色系）とし、原色や派手な色彩を使用しない。</p>

※1 主要な箇所は79頁参照。

※2 高さ・規模①～③、形態意匠①は、「特別名勝松島保存管理計画（宮城県教育委員会）」における保護地区別の「建築物の現状変更の取扱指針」に準ずる。

●地区別景観形成基準の一覧【3. 瑞巖寺周辺地区 [Z3：内町地区]】

【景観法第8条第2項第2号関係】

項目	景観形成基準
建築物	
配置	<p>①主要な箇所^{※1}（海岸や船、道路や河川、公園・広場など）からの海や島、山並みの眺望を妨げない位置とすることが望ましい。</p> <p>②ホテルや旅館、集合住宅などの大規模な建築を行う場合には、敷地内のオープンスペースの確保や中層階以上の壁面位置の後退を行うなど、周囲のまち並みと調和させることが望ましい。</p> <p>③道路に面する壁面の位置は、隣り合う建築物の壁面の位置に可能な限り揃え、まち並みの連続性を損なわない配置にすることが望ましい。</p> <p>④敷地内や周辺に歴史的資源や残すべき自然などがある場合は、これらを生かした配置が望ましい。</p>
高さ・規模	<p>①海岸線の眺望を確保する高さについて（※2）</p> <p>②建築物の高さ制限、丘陵の尾根線を超えない高さについて（※2）</p> <p>③建築面積の規模について（※2）</p>
形態意匠	<p>①外観と周囲の風致景観との調和について（※2）</p> <p>②建築物全体としてまとまりのある形態及び意匠とすることが望ましい。</p> <p>③－</p> <p>④道路に面する部分のオープンスペースは、まち並みや歩道との連続性を確保するなど、歩行者空間と一体感のある意匠にすることが望ましい。</p> <p>⑤－</p> <p>⑥前面道路から見える位置にある開口部は、自然素材を使用した格子引戸、木製格子、または、すだれ等の設置が望ましい。</p>
外壁等	<p>①長く連続する建築物は、部材や材料・色彩の工夫により面を分割するなど、圧迫感の軽減に努める。</p> <p>②－</p>
屋根等	<p>①屋根の形態は、勾配屋根又はそれに類する屋根形状とし、周辺の山並みと調和させることが望ましい。</p> <p>②屋根の種類は、瓦、スレートを使用するとよい。また、素材は粘土系、金属系を使用するとよい。金属系の素材を使用する場合は、光沢があるものはできる限り使用しない。</p> <p>③－</p>
建築設備	<p>①室外機、給湯機器又は電気メーター等の建築設備は、建築物の外観意匠と調和した木製格子や植栽による修景に努める。ただし、前面道路から見えない位置に設置する場合は、この限りではない。</p>
付属物	<p>①屋外階段、バルコニー等の位置、規模及び形態意匠は、建築物本体との均整に努め、目立つものは避けるよう努める。</p>
材料	<p>①建築物の外装材は、周辺景観との調和に努める。また、地域で多く利用されている素材や親しまれている素材がある場合は、それらの活用に努める。</p>
色彩	<p>①建築物の色彩は、「色彩基準一覧表」の色彩基準の適合に努める。 ※ただし、歴史的な建築物の色彩については、この限りではない。</p>
外構等（建築物に付随するもの）	
植栽・緑化	<p>①在来種を主とした、敷地内の緑化に努める。</p> <p>②敷地の接道部分は、黒杉板塀又は生垣の設置に努める。</p> <p>③駐車場や車庫を設置する場合は、まち並みの連続性を確保するため、周囲のまち並みと調和した塀等の設置や緑化等による修景に努める。</p> <p>④隣接する緑やオープンスペースとの連続性の確保に努める。</p>
工作物	<p>①敷地内に建物と離して設ける工作物は、目立つものは避けるよう努める。</p> <p>②設備の素材についても、自然素材の採用や、周囲のまち並みと調和する落ち着いた色彩（灰色、濃茶色系）に努める。 ※ただし、歴史的な工作物の色彩については、この限りではない。</p>
自動販売機	<p>①屋外には自動販売機を極力設置しない。敷地内に自動販売機を設置する場合は、建築物と一体化させるような配置や修景等の工夫を行うこと。色彩は、周囲のまち並みと調和する落ち着いた色彩（灰色、濃茶色系）とし、原色や派手な色彩を使用しない。</p>

※1 主要な箇所は79頁参照。

※2 高さ・規模①～③、形態意匠①は、「特別名勝松島保存管理計画（宮城県教育委員会）」における保護地区別の「建築物の現状変更の取扱指針」に準ずる。

●地区別景観形成基準の一覧【3. 瑞巖寺周辺地区 [Z4：水主町地区]】

【景観法第8条第2項第2号関係】

項目	景観形成基準
建築物	
配置	<p>①主要な箇所^{※1}（海岸や船、道路や河川、公園・広場など）からの海や島、山並みの眺望を妨げない位置とすることが望ましい。</p> <p>②ホテルや旅館、集合住宅などの大規模な建築を行う場合には、敷地内のオープンスペースの確保や中層階以上の壁面位置の後退を行うなど、周囲のまち並みと調和させることが望ましい。</p> <p>③道路に面する壁面の位置は、隣り合う建築物の壁面の位置に可能な限り揃え、まち並みの連続性を損なわない配置にすることが望ましい。</p> <p>④敷地内や周辺に歴史的資源や残すべき自然などがある場合は、これらを生かした配置に努める。</p>
高さ・規模	<p>①海岸線の眺望を確保する高さについて（※2）</p> <p>②建築物の高さ制限、丘陵の尾根線を超えない高さについて（※2）</p> <p>③建築面積の規模について（※2）</p>
形態意匠	<p>①外観と周囲の風致景観との調和について（※2）</p> <p>②建築物全体としてまとまりのある形態及び意匠に努める。</p> <p>③ —</p> <p>④道路に面する部分のオープンスペースは、まち並みや歩道との連続性を確保するなど、歩行者空間と一体感のある意匠に努める。</p> <p>⑤ —</p> <p>⑥前面道路から見える位置にある開口部は、自然素材を使用した格子引戸、木製格子、または、すだれ等の設置に努める。</p>
外壁等	<p>①長く連続する建築物は、部材や材料・色彩の工夫により面を分割するなど、圧迫感の軽減に努める。</p> <p>② —</p>
屋根等	<p>①屋根の形態は、勾配屋根又はそれに類する屋根形状とし、周辺の山並みと調和させることが望ましい。</p> <p>②屋根の種類は、瓦、スレートを使用するとよい。また、素材は粘土系、金属系を使用するとよい。金属系の素材を使用する場合は、光沢があるものはできる限り使用しない。</p> <p>③ —</p>
建築設備	<p>①室外機、給湯機器又は電気メーター等の建築設備は、建築物の外観意匠と調和した木製格子や植栽による修景を行う。ただし、前面道路から見えない位置に設置する場合は、この限りではない。</p>
付属物	<p>①屋外階段、バルコニー等の位置、規模及び形態意匠は、建築物本体と均整がとれ、目立たないものを用いる。</p>
材料	<p>①建築物の外装材は、周辺景観との調和に努める。また、地域で多く利用されている素材や親しまれている素材がある場合は、それらの活用に努める。</p>
色彩	<p>①建築物の色彩は、「色彩基準一覧表」の色彩基準の適合に努める。 ※ただし、歴史的な建築物の色彩については、この限りではない。</p>
外構等（建築物に付随するもの）	
植栽・緑化	<p>①在来種を主とした、敷地内の緑化に努める。</p> <p>②敷地の接道部分は、黒杉板塀又は生垣の設置に努める。</p> <p>③駐車場や車庫を設置する場合は、まち並みの連続性を確保するため、周囲のまち並みと調和した塀等の設置や緑化等による修景に努める。</p> <p>④隣接する緑やオープンスペースとの連続性の確保に努める。</p>
工作物	<p>①敷地内に建物と離して設ける工作物は、目立つものは避けるよう努める。</p> <p>②設備の素材についても、自然素材の採用や、周囲のまち並みと調和する落ち着いた色彩（灰色、濃茶色系）に努める。 ※ただし、歴史的な工作物の色彩については、この限りではない。</p>
自動販売機	<p>①屋外には自動販売機を設置しないように努める。敷地内に自動販売機を設置する場合は、建築物と一体化させるような配置や修景等の工夫に努める。色彩は、周囲のまち並みと調和する落ち着いた色彩（灰色、濃茶色系）とし、原色や派手な色彩の使用を避けるよう努める。</p>

※1 主要な箇所は79頁参照。

※2 高さ・規模①～③、形態意匠①は、「特別名勝松島保存管理計画（宮城県教育委員会）」における保護地区別の「建築物の現状変更の取扱指針」に準ずる。

※1 主要な箇所（景観重点地区）

ゾーン		主要な箇所
瑞	瑞巖寺周辺地区	国道 45 号、瑞巖寺参道、県道赤沼・松島線、旧街道(石巻街道)、日吉山王神社
国	松島海岸国道沿道地区	海岸沿いの遊歩道、観光船、国道 45 号、県道赤沼・松島線、松島海岸駅周辺、松島駅周辺、福浦橋、松島海岸中央広場、松島海岸公園、新富山、日吉山王神社
雄	雄島・五大堂・福浦島周辺地区	海岸沿いの遊歩道、観光船、国道 45 号、県道赤沼・松島線、松島海岸駅周辺、松島駅周辺、福浦橋、松島海岸中央広場、松島海岸公園、新富山

2.2 工作物の景観形成基準

【景観法第8条第2項第2号関係】

項目	景観形成基準	ゾーン ^{※1}		
		湾	緑	重
配置・高さ・規模	① 主要な箇所（海岸や船、道路や河川、公園・広場など）からの海や島、山並みの眺望を妨げない位置とすることが望ましい。	○	○	○
	② 丘陵地を背景にする地域においては、山並みの稜線を保全することが望ましい。	○	○	○
	③ 道路等の公共空間に接する部分は、歩行者等への圧迫感を軽減することが望ましい。	○	○	○
	④ 高さは、機能上やむを得ない場合を除き、低層に抑えることが望ましい。	○	○	○
形態意匠	① 形態意匠は周辺の景観との調和に努めることが望ましい。	○	○	○
	② 建築物の外装材は、周辺景観と調和させることが望ましい。また、地域で多く利用されている素材や親しまれている素材がある場合は、それらを活用することが望ましい。	○	○	○
色彩	① 色彩は、周辺の景観との調和させることが望ましい。 ※ただし、歴史的な工作物の色彩については、この限りではない。	○	○	○
緑化等	① 在来種を主とした、敷地内の緑化を行うことが望ましい。	○	○	○
	② 敷地の接道部分は、木塀または樹木や生垣による緑化を行うことが望ましい。	○	○	○

※1 「湾」は松島湾景域、「緑」は緑の景域、「重」は景観重点地区を示す。

2.3 開発行為の景観形成基準

【景観法第8条第2項第2号関係】

項目	景観形成基準	ゾーン		
		湾	緑	重
配置・規模・形態意匠	① できる限り現況の地形を活かし、長大な法面又は擁壁の設置を避けることが望ましい。	○	○	○
緑化等	① 法面はできる限り緩やかな勾配にするとともに、周辺の植生と調和した緑化にすることが望ましい。	○	○	○
	② 敷地内の樹木は、できる限り保存又は移植によって修景に活かすことが望ましい。	○	○	○

2.4 土砂の採取・水面の埋立て等の景観形成基準

【景観法第8条第2項第2号関係】

項目	景観形成基準	ゾーン		
		湾	緑	重
土砂類の採取				
方法	① 土砂類の採取や土地の変更、木材の伐採は、最小限のものとし、地域の景観を著しく改変しないことが望ましい。	○	○	○
	② 採取や変更、伐採後の地貌が、地域の景観と著しく不調和にならないようにすることが望ましい。	○	○	○
遮へい	① 堆積する物件は、できる限り道路や公園等の公共の場所から見えないうちに、植栽や塀等による遮へいを行うことが望ましい。	○	○	○
	② 遮へいする場合は、周辺の景観との調和させることが望ましい。	○	○	○
緑化	① 採取や変更、伐採後は、できる限り周辺の植生と調和した緑化を図ることが望ましい。	○	○	○
水面の埋立て				
	① 水面の埋立てに伴い形成される護岸については、水辺の眺望の連続性を乱さないよう、表面の仕上げに配慮することが望ましい。	○	—	○
	② 法面が生じる場合は、樹木等で緑化し、水辺や背景の緑と調和させることが望ましい。	○	—	○

《第6章》

景観資産の保全と活用の方針

1. 景観資産の指定の方針
2. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針



第6章 景観資産の保全と活用の方針

文化財や歴史的建造物等に加え、地域に親しまれている建造物や樹木が地域に与える価値を再認識し、それらを景観資産として積極的に保全・活用していくため、(仮称)松島町景観資産(以下「景観資産」という。)の制度の創設を図るとともに、景観法に規定される景観重要建造物及び景観重要樹木の指定制度の活用を推進します。

1. 景観資産の指定の方針

景観法に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の対象になっていないものでも景観上、大切な資源があります。そこで、現状変更などの制限を伴わない制度として、町民に親しまれ大切にしたいと感じている景観資源を掘り起こし、それらうち、地域の景観形成において重要な景観資源を景観資産に指定します。

(1) 指定対象及び指定方法

①指定対象

主として、地域の風土、歴史、文化を感じさせる又は地域のシンボル、ランドマークとなる建造物や樹木その他、優れた眺望や歴史的な面影を残すまち並み、軒先の花や緑、地域の祭・行事などを指定の対象とします。

②指定方法

町民等からの推薦による景観資産の指定候補について、景観審議会等の意見を踏まえて景観資産を選定し、所有者や管理者の同意が得られたものから順次指定します。

(2) 景観資産を活かした景観形成の推進

景観資産に指定された景観資源については、積極的に周知・広報活動を展開し、その景観的な重要性を所有者及び町民に理解して頂き、保全・活用につなげます。

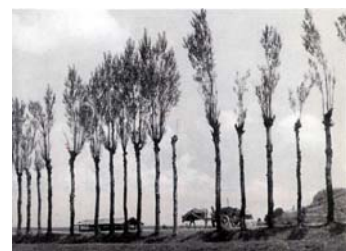
また、周辺での建築行為等については、事前相談や事前協議、届出において資源に対する配慮を求めていくとともに、必要に応じて資源周辺の整備や町民による自主的な景観まちづくり活動やルールづくりの促進を図ります。



三交の松



高城川の桜並木



上竹谷のポプラ並木

2. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

景観資産のうち、町の特徴的な景観を形成している景観資源（建造物・樹木）や、良好な景観形成を進める上で特に重要となる景観資源を適切に維持・保全するため、所有者及び管理者の意向を踏まえて、景観重要建造物及び景観重要樹木に指定します。

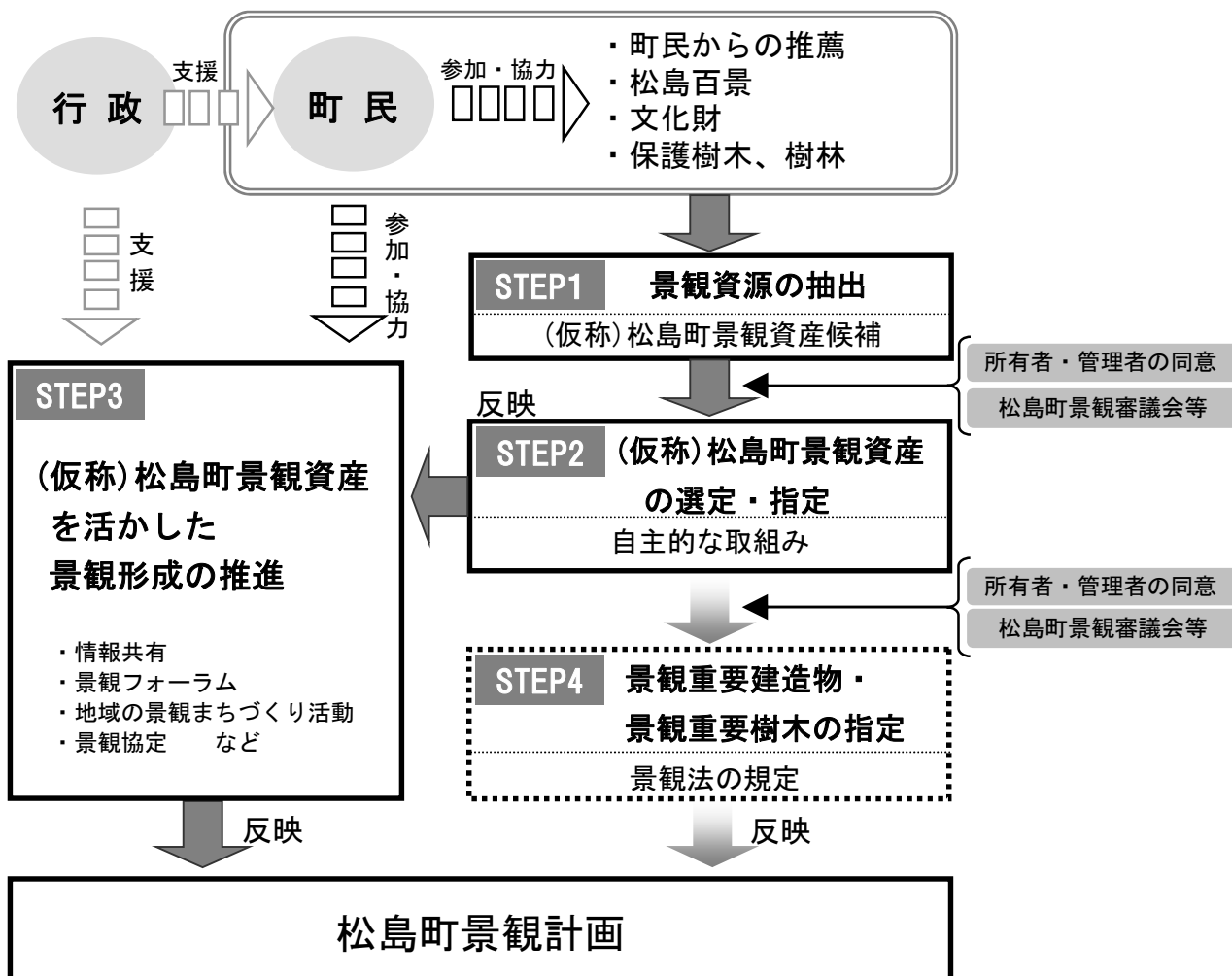
景観重要建造物及び景観重要樹木は、道路その他の公共空間から容易に望見することができ、それぞれ以下に示す項目に該当するものを指定の対象とします。

(1) 景観重要建造物の指定の方針

- ・地域の歴史や文化を感じさせるもの
- ・地域のシンボルやランドマークとなるもの
- ・地域の景観を特徴付け、地域の景観形成を先導するもの
- ・外観の意匠などに特色があるもの

(2) 景観重要樹木の指定の方針

- ・地域の歴史や文化を感じさせるもの
- ・地域のシンボルやランドマークとなるもの
- ・地域の景観を特徴付け、地域の景観形成を先導するもの



《第7章》

屋外広告物の表示等に関する方針

1. 屋外広告物の表示及び掲出に関する基本事項



第7章 屋外広告物の表示等に関する方針

屋外広告物は、地域の景観を形成する重要な要素ですが、景観形成の阻害要因となることもあります。

このため、良好な景観の形成を目指し、以下に定める事項を基本として、宮城県と連携しながら屋外広告物と建築物等との一体的な景観誘導を行っていきます。

1. 屋外広告物の表示及び掲出に関する基本事項

- ①屋外広告は、屋外広告物条例に基づく許可等の対象物のほか、自家用及び公共広告物などを含め、規模、位置、色彩等のデザインなどが、地域特性を踏まえた良好な景観の形成に寄与するような表示・掲出を行うものとします。
- ②景観重点地区や公園・緑地等の周辺では、緑や地形など地域の景観をつくる背景、建築物や樹木など景観を構成する要素との調和に十分に配慮し、屋外広告物を表示・掲出するものとします。
- ③歴史的な景観資源の周辺では、歴史的・文化的な面影や雰囲気を残すまち並みなどに配慮して、屋外広告物を表示・掲出するものとします。
- ④大規模な建築物や中高層の建築物の屋外広告は、景観に対する影響が広範囲に及ぶ場合があることから、表示の位置や規模等について十分に配慮するものとします。
- ⑤主要な幹線道路においては、道路修景や地域のまちづくりの機会などを捉えて、屋外広告物の表示に関する地域ルールを定めるなど、その道路にふさわしい沿道の景観形成を進めていくものとします。
- ⑥自然環境の保全・活用を推進する地域など、豊かな自然が景観資源となっている地域では、道路沿いや景観資源の周辺に景観を阻害する野立て看板等が点在することのないよう、案内広告の集約化を図るとともに、色彩等のデザインを自然環境と調和させるものとします。
- ⑦地域特性を踏まえた、統一感のある広告は、まち並みの個性や魅力を高め、観光振興にも効果があることから、広告物の地域ルールを活用した景観形成を積極的に進めていきます。

《第8章》

色彩基準

1. 色彩の考え方
2. 色彩基準一覧



第8章 色彩基準

1. 色彩の考え方

松島の景観は、海と松島丘陵が織り成す自然の色が地色となっており、これに樹木や田園の四季が彩りを添えています。瑞巖寺をはじめ歴史的な建造物が集積する寺町界隈では、自然の素材が活かされた色彩をまとった建築物を見ることができます。こうした自然の地色を活かす伝統は、現代的な建築物等に継承されたものもあり、松島のまち並みは穏やかで暖かみのある色彩が基調となっています。

使用を控える色（基調色）
○赤～黄赤で彩度が4を超えるもの（松島湾景域は6を超えるもの）。
○黄赤～黄で彩度が6を超えるもの（景観重点地区は4を超えるもの）。
○上記以外の色相で彩度が2を超えるもの（景観重点地区は1を超えるもの）。
○蛍光色

※ここで示す色彩基準は、日本工業規格(JIS)のZ8721に定める色彩の表示方法(マンセル値)によっています。
 ※基調色とは、建築物の屋根・外壁、工作物の外観において、最も大きな面積を占める色彩で、まち並みに大きな影響を与える要素です。
 ※ただし、五大堂のすかし橋や福浦橋、渡月橋などの歴史的な建築物、工作物の色彩についてはこの限りではありません。

色彩の誘導の考え方

①背景となる山並みの緑になじむようにする。

松島を象徴する松などの樹木の緑色は、彩度6程度の鮮やかさです。

この緑よりも鮮やかな色彩が大きな面積で存在するのは日本三景松島の風景にふさわしくありません。そのため、建築物等の基調となる色彩は緑を尊重し、緑の鮮やかさを超えないようにします。



松の緑
 色相 5GY
 明度 2~4
 彩度 3~6

②海や島々などの自然・地形の色彩や自然素材を用いた伝統的な建造物色彩を尊重する。

海や松、海蝕崖の自然・地形の色彩や、寺社や寺町の屋根、壁、塀、参道の石畳やコケなどは、彩度の低い落ち着いた色彩です。

これらの自然色や素材そのものの色を尊重し、建築物等は落ち着いた色彩を基調とします。

そのため、G(緑)、B(青)、P(紫)といった寒色系で人工的な印象を与える色彩や蛍光色などが大きな面積を占めることは避けるようにします。

ただし、伝統として継承されている色彩や、無彩色に近く落ち着いた色彩は使用できるものとします。

○海の紺碧や松の緑、海蝕崖の生成色			
○歴史的な寺社等の壁の木製部分、瓦、漆喰			
○参道の石畳、スギの幹、コケ			
○寺町の建物の明るい壁、板塀、瓦			

2. 色彩基準一覧

本計画では、松島の自然や風土と共存する素材そのものの色を建築物の外壁・屋根、工作物の外観に活かすことを基本とし、派手な色や蛍光色などのなじまない色彩は使用を控えることとします。ただし、着色や塗装などを行う場合は、色彩基準に示した色彩を基調色とします。

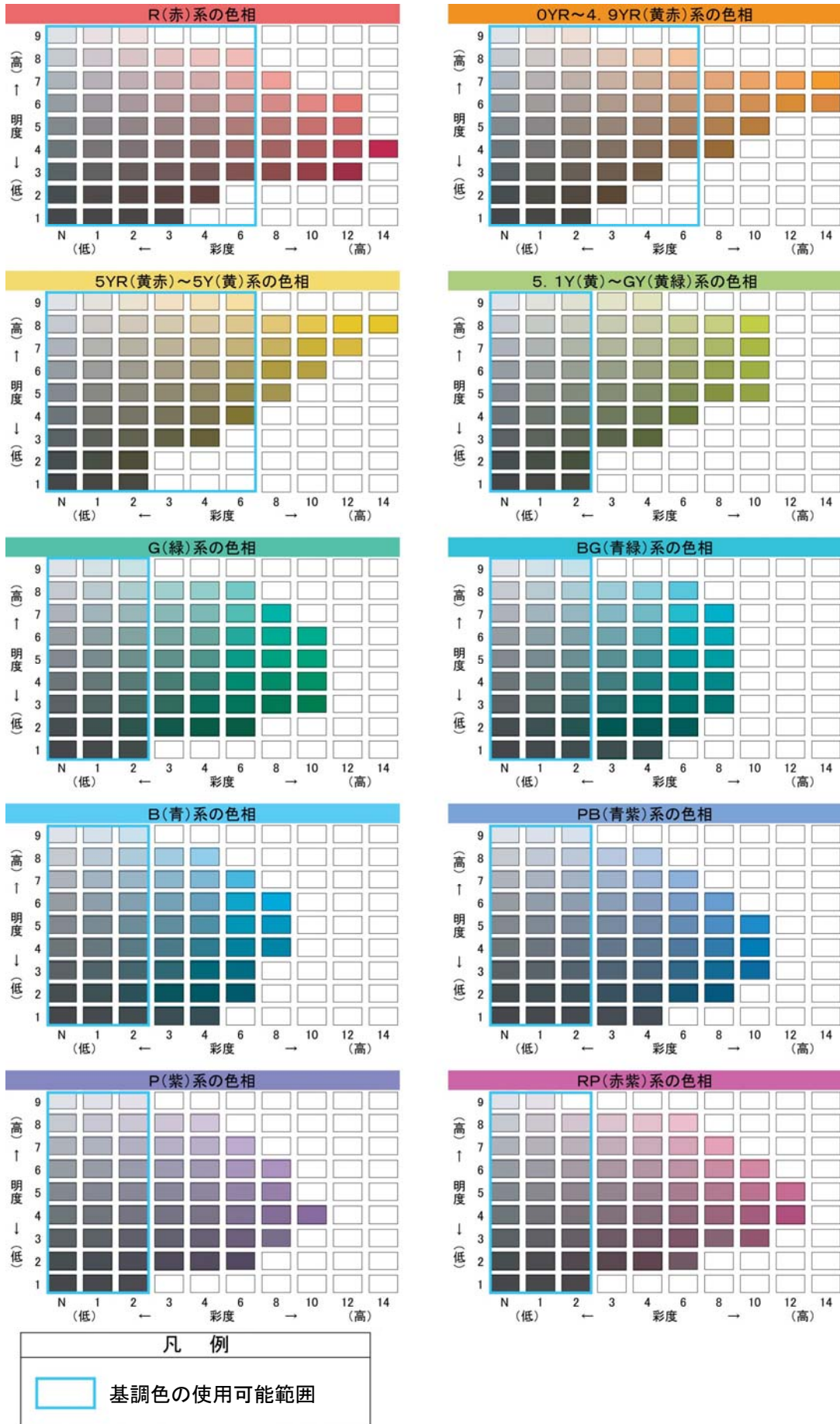
【景観法第8条第2項第2号関係】

色彩基準Ⅰ：松島湾景域			
	色相	明度	彩度
基調色	OR～5.0Y	—	6以下
	その他	(制限無し)	2以下
色彩基準Ⅱ：緑の景域			
	色相	明度	彩度
基調色	OR～4.9YR	— (制限無し)	4以下
	5.0YR～5.0Y		6以下
	その他		2以下
色彩基準Ⅲ：景観重点地区			
	色相	明度	彩度
基調色	OR～5.0Y	— (制限無し)	4以下
	その他		1以下
屋根色	OR～5.0Y	6以下	4以下
	その他		1以下

※基調色とは、工作物の外観において、最も大きな面積を占める色彩

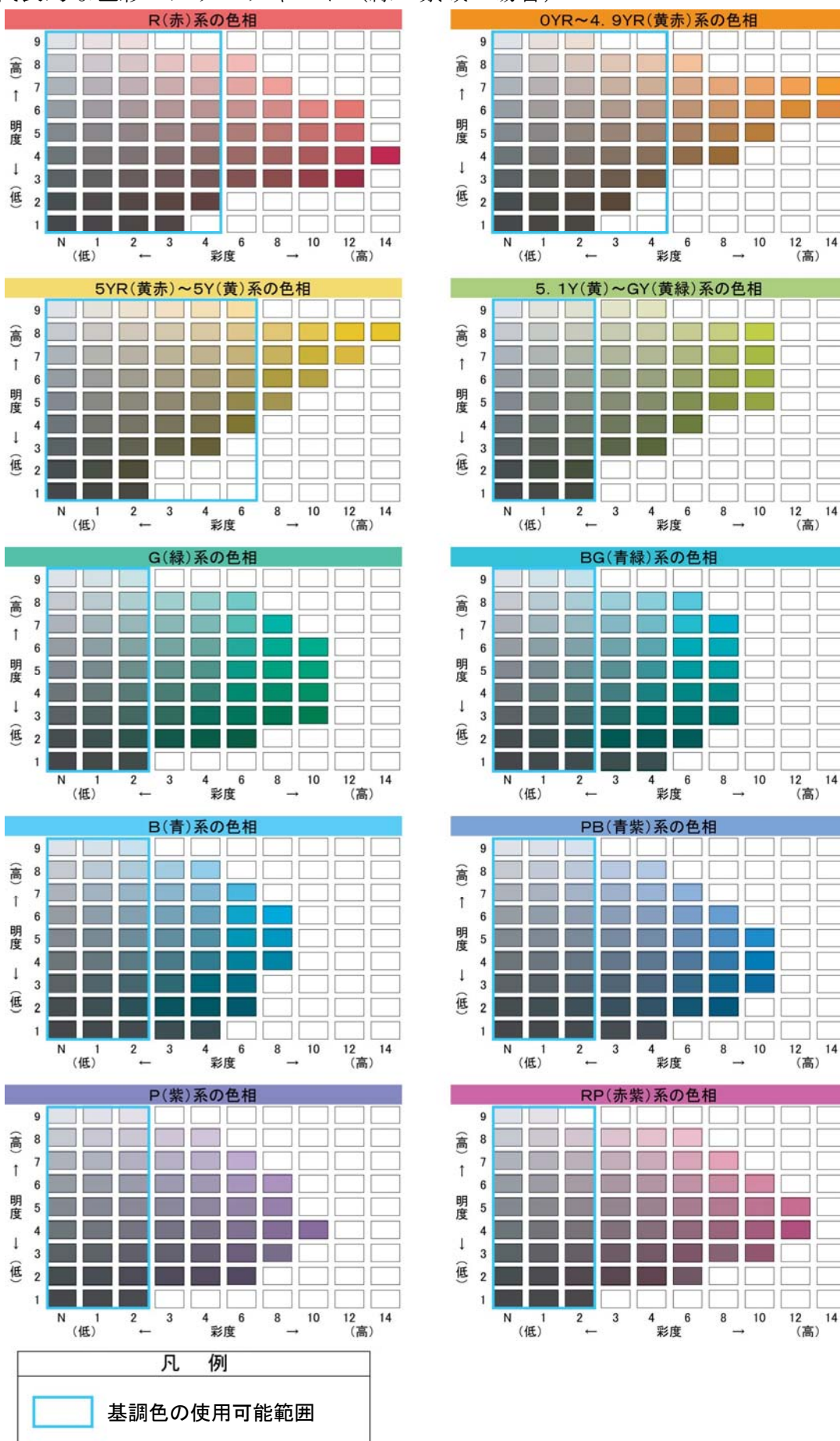
【参考資料】

代表的な色彩のカラーチャート（松島湾景域の場合）



【参考資料】

代表的な色彩のカラーチャート（緑の景域の場合）



【参考資料】

代表的な色彩のカラーチャート（景観重点地区の場合）



《第9章》

景観形成の推進方策

1. 町民・事業者・観光客・行政の役割
2. 町民・事業者と進める景観づくり
3. 関連制度との連携
4. 宮城県・隣接市町との連携
5. 計画の見直し



第9章 景観形成の推進方策

1. 町民・事業者・観光客・行政の役割

町民や事業者が所有する空間は、行政が所有する空間とともに、松島の景観を形成している大切な要素であり、良好な景観形成を推進するためには、町民や事業者の理解と協力が不可欠です。

景観形成の主体は、行政だけではなく、町民や事業者でもあること、また、町の景観は、町民や事業者等の共有の財産であることを再認識した上で、それぞれの役割を理解して、共に行動していくことが求められます。

(1) 町民の役割

- ・町民は、良好な景観形成に関する理解を深めながら、身近な暮らしの中で景観形成や、身の回りの美化活動に取り組むとともに、相互に協力するものとします。
- ・町民は、町が実施する景観形成に関する施策に協力するものとします。

(2) 事業者の役割

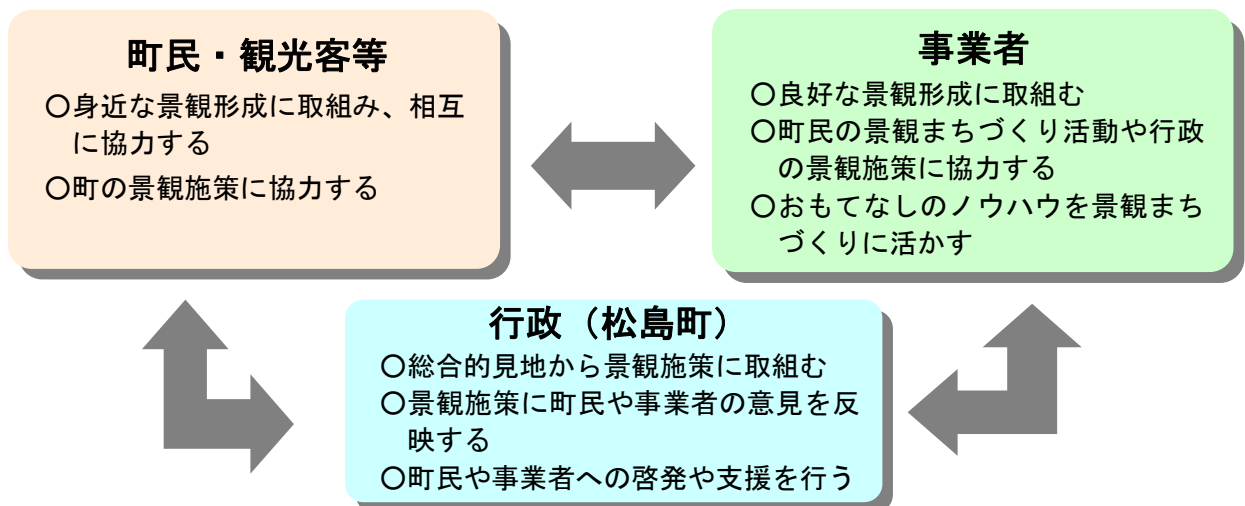
- ・事業者は、周辺の景観に与える影響を認識し、店舗・事務所をはじめ周辺の美化活動に努めながら、地域の一員として、積極的に良好な景観形成に取り組むものとします。
- ・事業者は、町民が取り組む景観まちづくりや、町が実施する景観形成に関する施策に協力するものとします。
- ・事業者は、これまで培ってきた来訪者をもてなすノウハウを活かして景観まちづくりに貢献するものとします。

(3) 観光客等の役割

- ・観光客等は、本町を訪れる多くの観光客が、松島の優れた景観に親しみ、愛着が持てるよう、町が実施する景観形成に関する施策に協力するものとします。

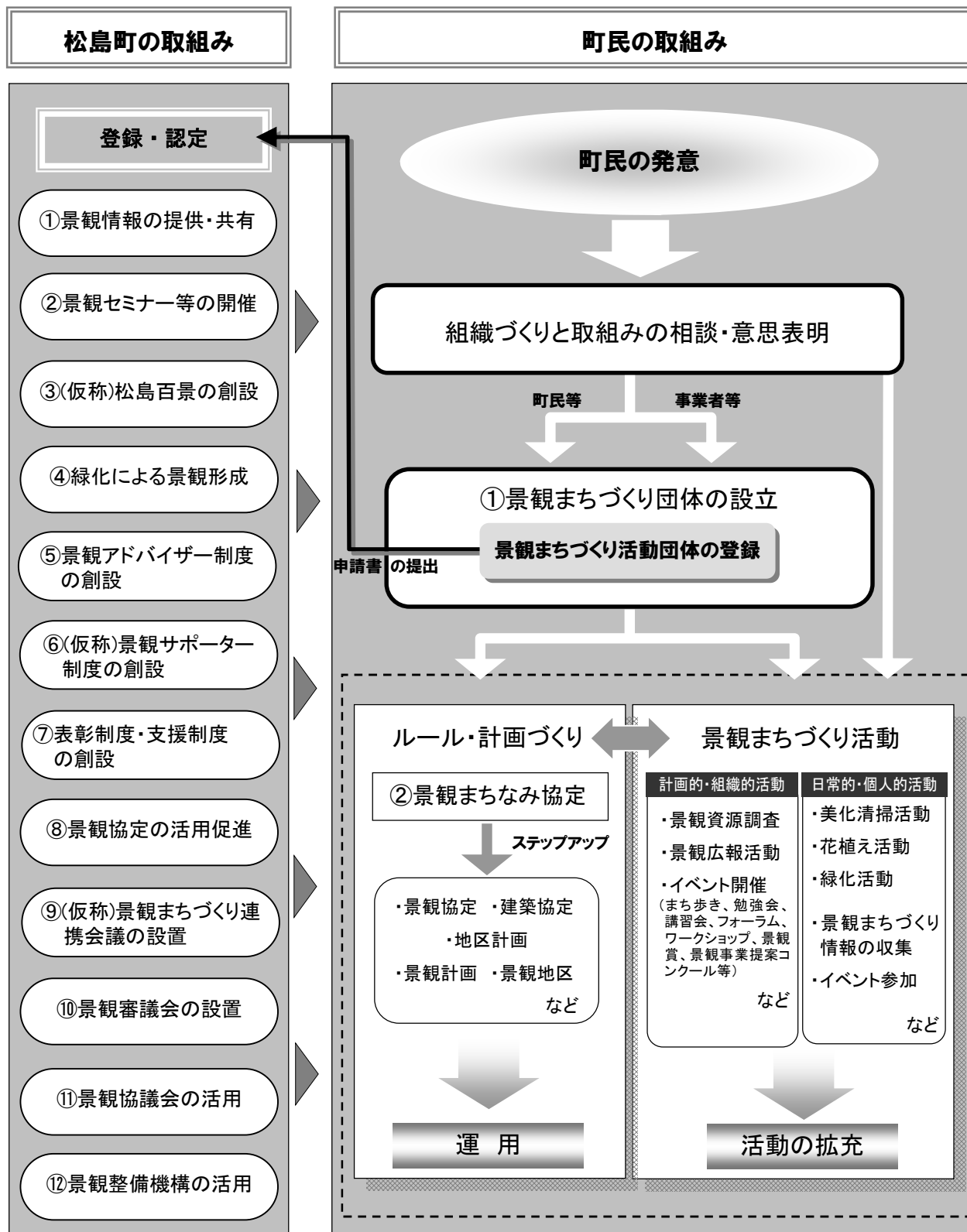
(4) 行政の役割

- ・町は、町民、事業者、国、宮城県及び隣接市町と相互に連携し、総合的な見地から景観形成に取り組めます。
- ・町は、景観形成に関する施策の策定及び実施にあたっては、町民及び事業者の意見を反映します。
- ・町は、景観形成に関する情報提供を積極的に行い、町民及び事業者の景観意識の向上を図るとともに、景観協定から身の回りの美化活動まで、各種の景観まちづくり活動を支援します。



2. 町民・事業者と進める景観づくり

町民や事業者と協働で以下の取組みを実践することにより、町民や事業者の発意に基づく身近な景観まちづくりを推進します。



2.1 町民・事業者の取組み

①景観まちづくり団体

景観まちなみ協定や景観協定等による地区の景観ルールづくりを目指した活動、景観に関する調査、イベント、身の回りの美化清掃や花植え、緑化活動等の景観まちづくり活動を行う町民の組織を育成・認定する制度です。

町は、景観まちづくりの認定団体の要請に応じて、景観アドバイザーの派遣などにより、景観形成に関する各種支援を行います。

②景観まちなみ協定

○制度概要

景観まちなみ協定は、数件程度の小さな規模から、住まいの周辺で景観まちづくりに関心のある人たちが集まり、良好なまち並み景観の形成に向けた約束事（ルール）などを話し合っ決めて決めるなど、地域の町民等が協力して自主的にまち並みの景観を築いていく制度です。

○協定の例

- ・塀や玄関まわりの約束事（生垣化やプランターの設置、植物の種類など）
- ・看板や屋外広告物の約束事 など

○制度の特徴

本協定は、景観法や都市計画法、建築基準法などの法律を根拠とした制度ではなく、町民等の相互の信頼を基本とする緩やかなルールづくりの制度です。景観づくりに関心のある近隣の方々や仲間が集まり、簡単な約束事を定めて守っていくことができる仕組みとします。

<参考>景観協定と景観まちなみ協定の違い

景観協定		景観まちなみ協定（例）
景観法	根拠法等	任意事業
一団の土地の所有者や借地権者	主 体	3軒（3人）以上の建築物等の所有者や使用者
全員	合 意	2/3 以上
建築物・工作物	対 象	建築物・工作物 その他、景観形成に係るもの
用途・容積率・建築面積 壁面の位置・高さ・形態・意匠 垣・さく・塀等 その他、ソフトなルール	決められる事	看板・広告物・工作物の設置 垣・さく・塀・緑化・樹種等 その他、ソフトなルール
・協定運営委員会からの是正措置 ・是正措置に従わない場合は民事訴訟	違反した場合の措置	特に無し ただし協力依頼を続ける

2.2 町の実組み

①景観情報の提供・共有

パンフレットや広報紙、ホームページなどを活用して、優れた景観形成の事例や取組みなど景観形成に関する情報の提供を行います。また、町民等が円滑に景観形成に取り組めるよう、町民や事業者等が景観形成に関する提言や意見交換を行う機会を設けます。

②景観セミナー等の開催

町民の景観意識の醸成を図るため、(仮称)松島町景観審議会の委員や町民で組織する団体、商店街、建築事務所等と連携して、景観セミナーや景観フォーラム、景観ワークショップ等を開催します。

③(仮称)松島百景の創設

町の良好な景観について、共有財産としての認識を高めるとともに、その保全・活用の活動につなげていくため、地域で残していきたい景観や活かしていきたい景観など、町の景観の魅力を町民自らが発見し共有する機会として、(仮称)松島百景の創設を図ります。また、その百景を眺め、親しむことができる視点場の整備等を町民と共に取り組みます。

④緑化による景観形成

町の沿革や地域特有の景観を演出するため、推奨する植栽樹種の選定や、地域の緑化方針を町民と共に検討するなど、町民や事業者が所有する空間、行政が所有する空間への緑化の推進を図ります。

⑤景観アドバイザー制度の創設

計画の実効性を高め、建築物等についてより質の高い景観誘導を図るためには、専門家等による助言が効果的になります。また、地区単位の景観形成の推進にあたっては、専門的な助言や活動のコーディネートが必要となる場合があります。

このため、景観に関する優れた見識を有する学識経験者や専門家等を景観アドバイザーとして選任し、地区や景観まちづくり団体、個人等の要請に応じ、専門的な助言を受けられる体制づくりを行います。

⑥(仮称)景観サポーター制度の創設

町民、事業者、行政が協働して良好な景観形成を図るため、違法な広告物や不法投棄等の景観を阻害する物件の監視活動や景観パトロール、地域特有の景観資源の調査等の活動を行う(仮称)景観サポーター制度の創設を図ります。

⑦表彰制度・支援制度の創設

良好な景観の形成に寄与している建築物や、まちづくり活動等を対象に、事業者や所有者、設計者、活動そのものを表彰するなど、町民等の景観まちづくりに関する意識啓発を目的とした「(仮称)松島町景観賞」を創設します。

また、建築物の更新等により良好な景観形成を促進するため、景観計画に定める景観形成基準に準拠し、良好な景観形成に寄与すると認められる建築等の行為に対する支援制度を検討します。

⑧景観協定の活用促進

景観協定は、町民等の全員の合意により、建築物や緑のデザイン等のハード面のほか、建築物の前に花を設置することや掃除当番などのソフト面の取決めなど、良好な景観の形成に関する自主的なルールを定めることができる景観法の制度で、景観行政団体の長が認可することにより、法的な効力を持つものです。

この制度の普及・啓発に取組み、町民主体のきめ細かな景観まちづくりの活動を支援していきます。

⑨（仮称）景観まちづくり連携会議の設置

景観形成の視点から、観光・商工・農林・水産・建設などの多業種間や地域間での情報共有・情報交換など各主体間の連携を図り、地域力の向上や産業振興を目指す組織として、個人、団体、事業者等で構成する（仮称）景観まちづくり連携会議の設置を検討します。

⑩景観審議会の設置

良好な景観の形成に関する重要事項を調査及び審議するため、景観審議会の設置を検討します。

○景観審議会の調査・審議事項の例

- ・景観計画の策定・見直しに関する事項
- ・景観地区等の指定
- ・届出制度に関する勧告や変更命令に関する事項
- ・景観重要建造物・景観重要樹木の指定及び解除に関する事項
- ・その他、景観形成上重要な事項

⑪景観協議会の活用

良好な景観形成を持続的に推進していくためには、地域の景観形成にかかわりを持つ、様々な立場の関係者が協議・調整を図りながら課題解決を図っていくことが有効となります。このため、公共空間等における良好な景観形成が必要な場合において、関係行政機関、公益事業者、町民など多様な主体が協働で協議する場として、景観法に基づく景観協議会の活用を図ります。

⑫景観整備機構の活用

景観形成の担い手として、NPOや町民から組織される団体等を必要に応じて景観法に基づく景観整備機構に指定し、同機構と連携して良好な景観の育成に関する調査研究や景観重要建造物又は景観重要樹木の管理など、民間活力を活かした景観まちづくりの取組みを推進していきます。

3. 関連制度との連携

①文化財保護制度との連携

松島は、昭和27年(1952)に名勝の中で価値が特に高いものとして、特別名勝に指定され、指定地内での土地形質の改変、建築物、工作物の新增改築等の現状変更については、事前に文化庁長官から許可を受けることとされており、特別名勝松島保存管理計画に基づき、それらの運用が図られています。こうした取組みにより、松島の景観の保護が図られてきており、今後、松島の魅力を更に高めていくためには、文化財保護制度の取組みと密接に連携して、景観計画に基づく各種施策を推進していく必要があります。

②景観地区制度の活用

景観計画に定める重点地区など、日本三景松島の象徴となる地区のうち、良好な景観形成が特に必要な地区については、景観計画の実効性を高めるため、町民の合意が得られるなどの条件が整い次第、都市計画法及び景観法に基づく景観地区の制度を活用していきます。

③屋外広告物の誘導

建築物等と屋外広告物の一体的な景観誘導の取組みを推進するため、「第7章 屋外広告物の表示等に関する方針」に基づき、宮城県と連携しながら屋外広告物の景観誘導を行っていきます。

4. 宮城県・隣接市町との連携

自然環境の保全・活用や、河川及び道路などの景観形成の取組は、隣接市町も含む連続したものとして展開されています。

そのため、四大観をはじめとする松島町以外からの眺望や、河川及び道路等の広域的な景観については、景観の連続性を考慮し、隣接市町及び宮城県と連携しながら景観形成を推進します。

5. 計画の見直し

地域の景観に関する意識の醸成や土地利用の状況、社会経済情勢の変化等を踏まえ、景観計画の見直し（概ね5年）を検討します。

また、景観重点地区の指定や、新たな地区の指定、これらに伴う景観形成基準の改訂等については、町民や事業者等の景観形成の取組みや地域の合意形成を効果的に実現していくため、適切な時期に見直しを行い、良好な景観形成を推進します。

【 資 料 編 】

松島町景観計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本町の景観行政について、景観法（平成16年法律第110号）第8条の規定に基づき、松島町景観計画（以下「計画」という。）の策定に係る検討を行うため、松島町景観計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会の検討事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 計画策定に関する事項
- (2) その他計画策定に必要と認められる事項

(組織)

第3条 委員会は、13人以内の委員をもって組織し、次の各号に掲げるもののうちから町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係団体等を代表する者
- (3) 町民を代表する者
- (4) その他町長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する計画策定の期間中とする。

2 委員が欠けたときは、前条の各号から補充できるものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会議を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見の聴取又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画調整課まちづくり支援班において所掌する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年8月5日から施行する。

松島町景観計画検討委員会委員名簿

氏 名	役 職	備 考
大 村 虔 一	大村虔一＋都市デザインワークス顧問	委員長
阿留多伎 真人	尚絅学院大学総合人間科学部生活環境学科教授	副委員長
飯 淵 康 一	宮城学院女子大学教授	
渋谷 セツコ	株式会社建築事務所アク・アク代表取締役副所長	
白 鳥 良 一	尚絅学院大学講師	
田 代 久 美	元宮城大学事業構想学部助教	H21.11月から H22.6月まで
森 山 雅 幸	宮城大学食産業学部環境システム学科教授	
高 橋 儀 一	松島町行政区長会会計	
磯 田 悠 子	社団法人松島観光協会副会長	
福 田 正 朗	松島町商工会会長	
小 島 等	宮城中央森林組合理事 仙台農業協同組合 組合員	
蜂 谷 雅 美	宮城県漁業協同組合松島支所運営委員会副委員長	

松島町景観計画策定に係る経過概要

(平成13年度)

平成14年

3月 松島町観光振興計画・寺町構想

(平成16年度)

4月 松島町寺町構想景観整備事業

(平成20年度)

平成20年

1月4日 みやぎ景観フォーラム（宮城県・松島町主催 松島町中央公民館）

平成21年

2月2日 景観行政団体への移行について町議会全員協議会に協議

2月24日 松島町から宮城県に景観行政団体に係る協議書を提出

2月27日 宮城県から景観行政団体に係る同意書が交付

(平成21年度)

平成21年

4月1日 景観行政団体に移行

9月26日 景観計画策定に関する住民説明会（高城・磯崎・松島地区）

10月10日 景観計画策定に関する住民説明会（上竹谷・桜渡戸地区）

10月17日 景観計画策定に関する住民説明会（根廻・初原・手樽地区）

10月24日 景観計画策定に関する住民説明会（本郷・北小泉・下竹谷・幡谷地区）

11月8日 第1回松島町景観計画検討委員会（松島町中央公民館）

11月15日 景観ワークショップ（松島町役場）

平成22年

2月4日 第2回松島町景観計画検討委員会（現地調査）

2月8日 第3回松島町景観計画検討委員会（松島町中央公民館）

(平成22年度)

平成22年

5月25日 松島町景観計画検討委員会第1回小委員会（宮城県自治会館）

5月29日 第1回松島町景観ワークショップ（松島町中央公民館）

6月14日 第4回松島町景観計画検討委員会（松島町中央公民館）

6月19日 第2回松島町景観ワークショップ（松島町中央公民館、現地調査）

7月3日 第3回松島町景観ワークショップ（松島町中央公民館、現地調査）

7月17日 第4回松島町景観ワークショップ（松島町中央公民館）

- 7月31日 第5回松島町景観ワークショップ（松島町中央公民館）
- 9月27日 松島町景観計画検討委員会第2回小委員会（宮城県自治会館）
- 10月25日 第5回松島町景観計画検討委員会（松島町中央公民館）
- 11月29日 松島町景観計画検討委員会第3回小委員会（宮城県自治会館）
- 12月3日 松島海岸中央商店会と景観形成に関する意見交換会
- 12月24日 松島町景観計画検討委員会第4回小委員会（宮城県自治会館）

平成23年

- 2月1日 松島町景観計画検討委員会第5回小委員会（仙台ビジネスホテル）
- 2月8日 第6回松島町景観計画検討委員会（松島町中央公民館）
- 3月8日 松島町景観計画検討委員会第6回小委員会（仙台ビジネスホテル）

（平成23年度）

平成23年

- 7月22日 松島海岸中央商店会と景観形成に関する意見交換会

平成24年

- 3月26日 第7回松島町景観計画検討委員会（松島町中央公民館）
- 3月29日 第1回松島町都市計画審議会（松島町中央公民館）

（平成24年度）

平成24年

- 9月26日 第1回景観づくり勉強会（内町地区）
- 9月27日 第1回景観づくり勉強会（田町地区）
- 10月10日 第1回景観づくり勉強会（水主町地区）
- 10月11日 第1回景観づくり勉強会（中央商店街地区）
- 10月25日 第2回景観づくり勉強会（内町・田町・海岸駅周辺地区）
- 10月26日 第2回景観づくり勉強会（水主町地区）
- 11月17日 第2回景観づくり勉強会（中央商店街地区）
- 11月26日 第3回景観づくり勉強会（内町・田町・海岸駅周辺地区）
- 11月27日 第3回景観づくり勉強会（中央商店街地区）
- 11月28日 第3回景観づくり勉強会（水主町地区）
- 12月18日 第4回景観づくり勉強会（水主町地区）
- 12月19日 第4回景観づくり勉強会（内町・田町・海岸駅周辺地区）
- 12月20日 第1回松島町都市計画審議会
第8回松島町景観計画検討委員会（松島町役場）

平成25年

- 2月8日 第4回景観づくり勉強会（中央商店街地区）
- 3月28日 第9回松島町景観計画検討委員会（パレス松洲会議室）

(平成25年度)

平成25年

- 6月25日 第5回景観づくり勉強会（中央商店街地区）
- 6月26日 第5回景観づくり勉強会（水主町地区）
- 6月27日 第5回景観づくり勉強会（内町・田町・海岸駅周辺地区）
- 8月29日 第10回松島町景観計画検討委員会（松島町役場）
- 9月3日 第1回松島町都市計画審議会

平成26年

- 1月18日 景観フォーラム開催（文化観光交流館）
- 1月23日 第2回松島町都市計画審議会
- 2月27日 第11回松島町景観計画検討委員会（松島町役場）
- 3月11日 松島町景観条例制定
- 3月24日 第3回松島町都市計画審議会
- 3月31日 松島町景観計画策定

用語解説

あ 行

意匠 _____

外観に関するデザインのことです。

NPO _____

「NonProfit Organization」又は「Not for Profit Organization」の略称で、非営利法人や民間非営利団体として、地域活動やボランティア活動などをする人々が結成する団体のことをいいます。

オープンスペース _____

建物が建っていない土地（公園や広場、農地など）の総称のことです。又は、敷地内の空地のことをいい、機能としては緑地、公園、ポケットパークなどがあります。

か 行

外観 _____

外側から見た様子のことです。

カラーチャート _____

色を系統的に配列した色図表のことです。

基調色 _____

建築物の外壁や屋根など大部分を占める基本となる色彩のことです。

近景・中景・遠景 _____

景色を、距離により区別するものです。遠景は、遠くに眺める景色で、稜線など地形のアウトラインやスカイラインが認識される景観、中景は、まち並みやまとまった建物群として認識できる景観、近景は、ひとつひとつの建築物など、比較的近い位置から認識できる景観のことです。

景域 _____

視覚的・地理的・文化的に同様の特徴を有する一定の地域のことをいいます。

景観行政団体 _____

景観法に基づき、景観計画の策定・変更、景観協議会の設立、景観協定の認可、景観整備機構の指定等を担う地方公共団体のことです。

景観計画 _____

景観法に基づき、景観行政団体が良好な景観の保全・形成を図るために定める景観行政を進める基本的な計画です。

景観重要建造物 _____

景観計画区域内で、景観上重要と判断された建造物のことです。優れた景観を保全するため、現状変更を許可制としています。

景観重要公共施設 _____

道路、河川、都市公園、海岸、港湾、漁港、自然公園等に関わる公共施設（特定公共施設）のうち、景観計画の中で、良好な景観形成に重要と定められたもののことです。

景観重要樹木 _____

景観行政団体が良好な景観形成のために指定した重要な樹木のことです。

景観法 _____

平成16年6月に制定され、都市、農山漁村等における良好な景観形成を図るため、基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における規制、景観整備機構による支援等所要の措置を講ずる景観についての総合的な法律です。

景観まちづくり _____

地域固有の美しい景観を地域共有の貴重な資産として、保全・創出することにより進めるまちづくりのことです。

コントラスト _____

対照、対比のことです。ある物体とそれ以外の背景とが区別できるような視覚的な特徴の差のことをいいます。

さ 行

彩度 _____

色の三属性の一つであり、色の鮮やかさの尺度のことです。

色彩基準 _____

建築物や工作物の色彩に関する基準のことです。色の三属性（色相、明度、彩度）の数値を基準値として指定することがあります。

色相 _____

色の三属性の一つであり、赤、だいだい、

黄、緑、青、紫などの色合いのことです。

四大観 _____

松島湾に浮かぶ260余島の島々を一望できる4つの名所のことです。それぞれ「壮観」「麗観」「偉観」「幽観」と眺めの印象を表す名称で呼ばれています。

視点場 _____

風景を眺めるための特定の場所のことです。

スレート _____

屋根・天井・壁などに用いる板状の建材のことです。

総合計画 _____

地方公共団体が、その区域の将来像の施策の方針を定めるものであり、基本構想、基本計画、実施計画があります。

造成面積 _____

土砂を採取するために地山を掘削したり、水面を埋め立てるために土砂を盛る範囲の面積のことです。

た 行

築造面積 _____

建物などの工作物の水平投影面積のことをいいます。

眺望点 _____

眺めの見渡せる場所をいいます。例として、展望台や橋、道路、海岸などがあります。

道路付属物 _____

道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他道路の管理上必要な施設または工作物で、防護柵、道路標識、道路情報管理施設等で構成されているものをいいます。

な 行

日本工業規格（JIS） _____

工業標準化の促進を目的とする工業標準化法（昭和 24 年）に基づき制定される国家規格です。

軒・庇 _____

軒は、屋根の下端で、建物の壁面より外に突出している部分のことです。庇は、家屋の開口部（窓、出入口）の上に取り付けられる日除けや雨除け用の小型の屋根のことです。

野立て看板 _____

街路や路地、田畑など「野」に立てる看板のことです。

延べ面積 _____

建築物の各階の床面積の合計です。

は 行

パノラマ _____

見渡す限りの広々とした風景・全景のことです。

平入り _____

建物の平側（棟に対して直角方向）に出入口を設ける形式のことです。

壁面位置 _____

建築物の外壁の位置のことで、道路や隣地との境界線からの距離で示されます。

壁面線 _____

街区内の建築物の位置を整え、町並みをそろえて環境の向上を図るため、法的に指定される線のことです。

ま 行

マンセル値 _____

色彩を色の三属性（色相、明度、彩度）により、数値的に表現したものです。

明度 _____

色の三属性の一つであり、色の明るさの尺度のことです。

ら 行

ランドスケープ _____

景色、風景のことです。

ランドマーク _____

地域を特徴づける要素のことで、山や建造物、樹木など、その土地の目印や象徴になるようなもののこと。

稜線 _____

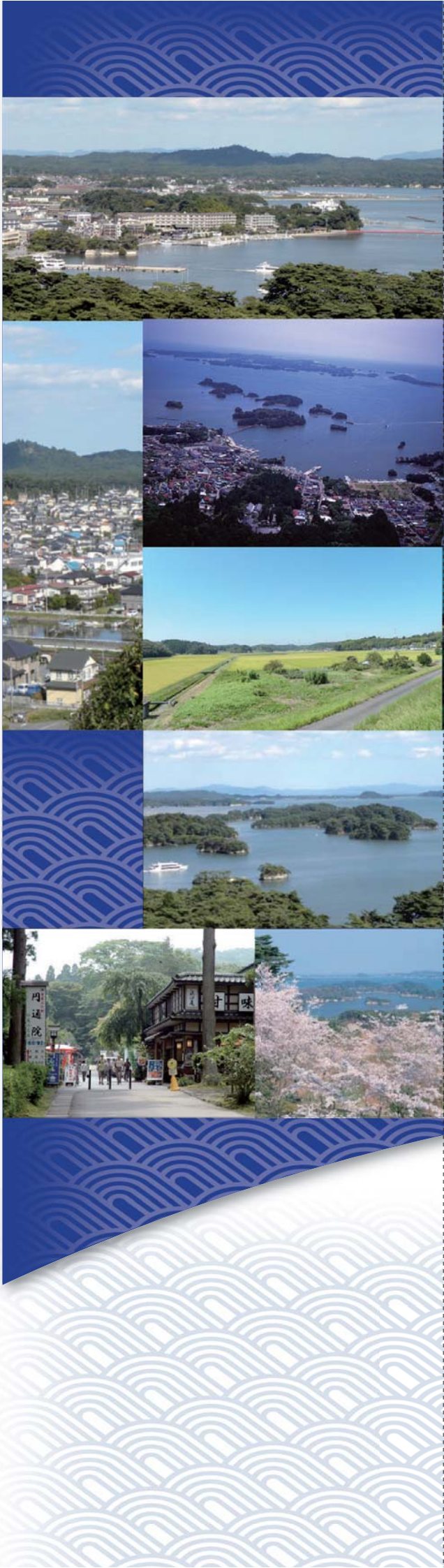
山域のピークとなる尾根を結ぶ線のことです。

わ 行

ワークショップ _____

住民参加型のまちづくりにおける合意形

成の手法です。町民や事業者などの地域に関わる人々が参加し、共通して理解できるような勉強会や共同作業を行います。



平成26年3月
松島町